

小田原

かんきょう

白 書

令和 8 年 度

(令和 7 年度実績報告)



小 田 原 市

目 次

I 小田原市の概要	
1. 位置・地勢	1
2. 人口と世帯数	1
3. 都市計画区域・用途地域	1
4. 環境行政機構図	2
5. 環境保護課事務分掌	3
II 大 気 汚 染	
1. 概況	4
2. 大気汚染に係る環境基準と評価方法	4
3. 二酸化硫黄	8
4. 窒素酸化物	9
5. 浮遊粒子状物質・微小粒子状物質	16
6. 光化学オキシダント	17
7. 酸性雨	19
III 水 質 汚 濁	
1. 概況	21
2. 環境基準等	21
3. 工場・事業場に対する排水規制	26
4. 水質に係る各種調査	28
5. 各河川のBOD年平均値に見る水質の状況	30
6. 公共用水域水質調査結果	34
7. 生活排水対策	62
IV 地 下 水	
1. 小田原市豊かな地下水を守る条例	64
2. 地下水調査結果	70
V ダイオキシン類	
1. 概況	74
2. 大気環境調査結果	75
3. 水質環境調査結果	75
VI 騒 音 ・ 振 動	
1. 概況	76
2. 環境基準等	76
3. 工場及び事業場に対する規制	79
4. 自動車騒音調査結果	80
5. 環境騒音・振動調査結果	84
6. 新幹線鉄道騒音・振動調査結果	85

VII 放 射 能	
1. 概況	8 6
VIII 悪 臭	
1. 概況	8 8
2. 悪臭防止法による規制基準	8 9
3. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制	8 9
IX 土 壌 汚 染	
1. 概況	9 0
2. 市内の状況	9 0
X 公害関係申請・届出	
1. 事前規制について	9 2
2. 大気汚染防止法	9 2
3. 水質汚濁防止法	9 3
4. 土壤汚染対策法	9 3
5. 騒音規制法	9 4
6. 振動規制法	9 5
7. ダイオキシン類対策特別措置法	9 6
8. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	9 7
9. 小田原市豊かな地下水を守る条例	9 8
10. 水道法等	9 8
XI 公 害 苦 情	
1. 公害苦情	9 9
XII 環境用語説明	
	1 0 2

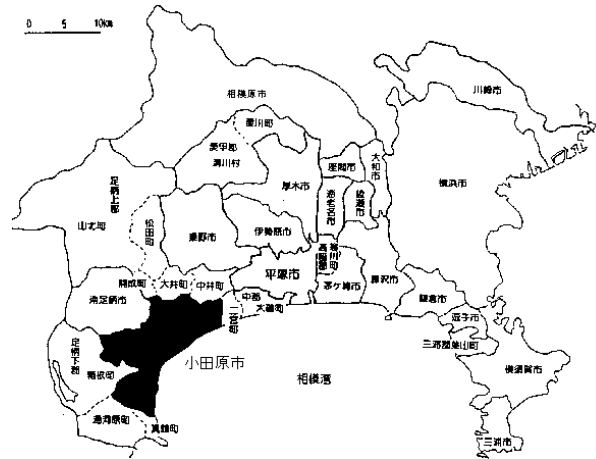
※平成 10 年 4 月から「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」が施行されたのを受けて、従来の「神奈川県公害防止条例」は廃止されました。
 文中の「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」は、平成 10 年 3 月以前の事柄については「神奈川県公害防止条例」に読み替えます。

I 小田原市の概要

1. 位置・地勢

本市は神奈川県西部に位置しており東西17.5km、南北16.9km、面積113.60km²の広さを有しています。南西は真鶴町、湯河原町、箱根町、北部は南足柄市、開成町、大井町、東部は中井町、二宮町と隣接しています。

市域は中心の足柄平野を囲むように、南に相模湾、西に箱根の山々と富士山を望み、東は丹沢山塊から続く丘陵地帯となっています。また、中央部には遠く富士山麓と丹沢山中に源を発する酒匂川が流れ、気候温暖な地として知られています。



2. 人口と世帯数

年次	人口	世帯数	年次	人口	世帯数
昭和 15年	54,699	10,749	令和 2年	189,376	82,012
20年	64,557	12,627	3年	188,533	82,899
30年	113,099	22,295	4年	187,510	83,180
40年	143,377	33,649	5年	186,808	84,097
50年	173,519	47,253	6年	185,986	85,037
60年	185,941	56,193	7年	185,293	85,965
平成 7年	199,617	67,081	8年	184,233	86,639

※昭和15年は12月20日（市制施行時）、昭和20年は11月1日、昭和30～60年は10月1日
平成7年度以降は4月1日現在の人口

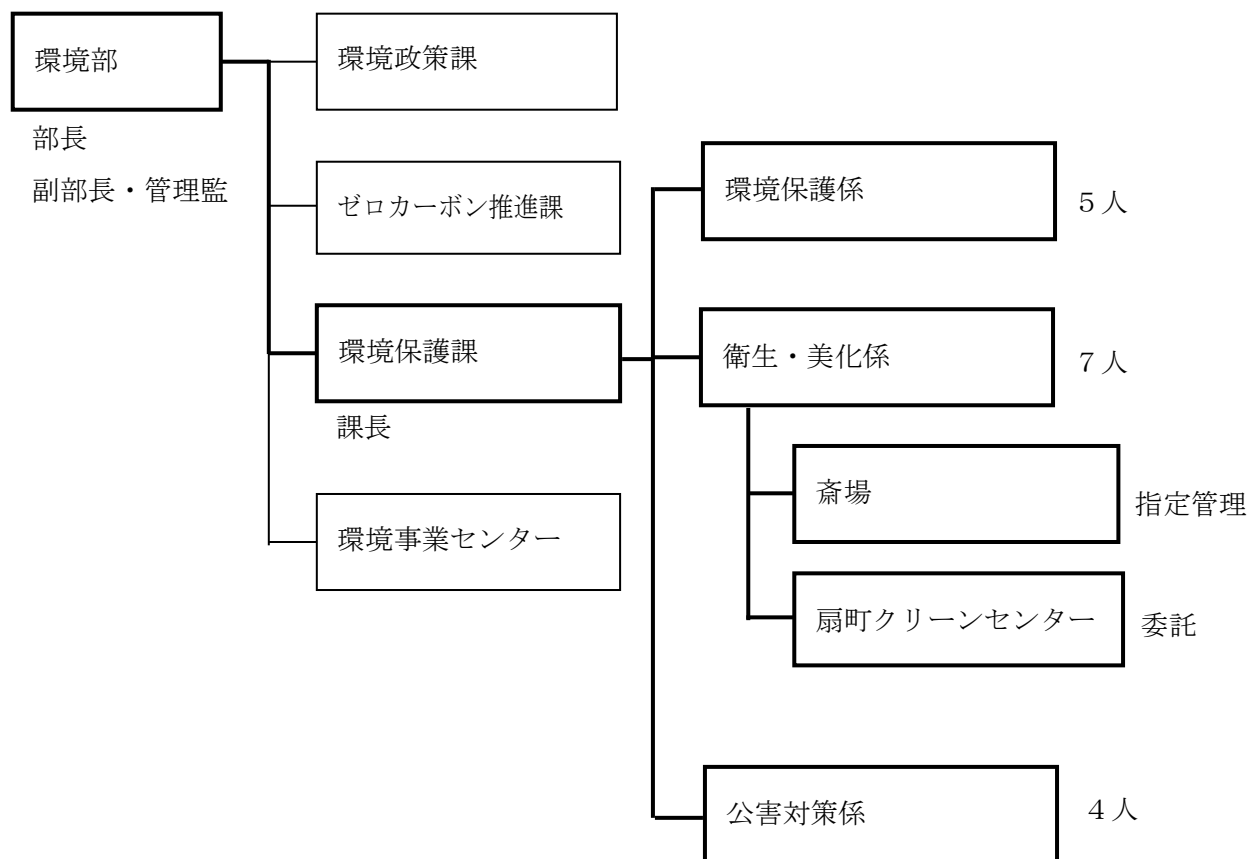
3. 都市計画区域・用途地域

(令和8年4月1日現在)

区分	面積(km ²)
都市計画区域	113.60
市街化区域	28.22
市街化調整区域	85.37
用途地域	28.22

用途地域	面積(km ²)	割合(%)
第一種低層住居専用地域	2.35	8.3
第一種中高層住居専用地域	6.02	21.3
第一種住居地域	9.54	33.8
第二種住居地域	0.46	1.6
準住居地域	1.01	3.6
近隣商業地域	2.00	7.1
商業地域	0.83	2.9
準工業地域	1.65	5.8
工業地域	3.69	13.1
工業専用地域	0.67	2.4
計	28.22	100.0

4. 環境行政機構図（令和8年4月1日現在）



5. 環境保護課事務分掌

- (1) 環境保護の調査、企画及び指導に関すること。
- (2) 緑の環境保全地区及び保存樹に関すること。
- (3) 野生の生き物保護及び生物の多様性に関すること。
- (4) 鳥獣捕獲許可及び鳥獣飼養許可に関すること。
- (5) 有害鳥獣等の対策に関すること。
- (6) 動物の飼養又は収容の許可に関すること。
- (7) 動物愛護思想の普及及び啓発に関すること。
- (8) 畜犬登録事務に関すること。
- (9) 美化推進に関すること。
- (10) 公衆便所に関すること。
- (11) 衛生害虫等対策に関すること。
- (12) 一般廃棄物処理業者（し尿に限る。）及び浄化槽清掃業者に関すること。
- (13) 浄化槽指導に係る保健所との連絡調整に関すること。
- (14) 公衆浴場に関すること。
- (15) 一般廃棄物の処理等に係る手数料の賦課及び徴収に関すること。
- (16) 扇町クリーンセンターの管理及び運営に関すること。
- (17) 斎場の管理及び運営に関すること。
- (18) 墓地等の経営の許可等に関すること。
- (19) 公害の監視及び分析に関すること。
- (20) 公害関係法令等に基づく許可、届出の受理、命令等に関すること。
- (21) 地下水対策に関すること。
- (22) 合併処理浄化槽の普及及び啓発等生活排水処理対策に関すること。
- (23) 専用水道及び簡易専用水道の衛生対策に関すること。
- (24) 小規模水道及び小規模貯水槽水道並びに飲用に供する井戸等の衛生対策に関すること。

Ⅱ 大 気 汚 染

1. 概 況

大気汚染物質は固定発生源の工場及び事業場の事業活動や移動発生源の自動車排気ガスなどによって発生します。これらの物質は、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、粒子状物質などです。さらに夏場には大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素が太陽の光によって光化学反応を起こし光化学スモッグを発生させたり、近年では粒子状物質のうち、微小粒子状物質（PM_{2.5}）が問題になっています。

市内には大気汚染防止法の規制対象施設を設置している工場が79工場（事業場）あります。固定発生源としてのばい煙発生施設はボイラー122、廃棄物焼却炉10、乾燥炉・その他66、合計198施設あり、そのうちボイラーが全体の約62%を占めています。

本市における大気汚染物質の測定は、神奈川県下94地点の測定局（一般環境大気測定局61、自動車排出ガス測定局31、その他測定局2）のうち、2地点で常時監視が行われています。うち1地点は一般環境大気測定局（以下「一般局」）として市役所、もう1地点は自動車排出ガス測定局（以下「自排局」）として小田原市東町で測定されています。また、本市では、そのほかに移動測定機による大気汚染物質調査や簡易測定法による窒素酸化物の調査を行っていますが、おおむね大気環境は良好な状況にあります。

2. 大気汚染に係る環境基準と評価方法

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づき大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として定められています。また評価方法は、比較的濃度の高い短時間暴露による影響に基づく短期的評価と低濃度の長時間暴露による影響に基づく長期的評価があり、環境省の通達では、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質については、短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素については長期的評価が、光化学オキシダントについては短期的評価が定められています。

（１） 環境基準

項 目	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
一 酸 化 炭 素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。

(2) 評価方法

項 目	評 価	説 明
二酸化硫黄 (SO ₂)	短期的	日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
	長期的	年間の日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	長期的	年間の日平均値のうち、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	短期的	日平均値が10ppm以下であり、かつ8時間平均値が20ppm以下であること。
	長期的	年間の日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	短期的	日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
	長期的	年間の日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m ³ を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	短期的	年間の日平均値のうち、測定値の低い方から98%に相当するものが35μg/m ³ 以下であること。
	長期的	年間平均値が15μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O ₃)	短期的	昼間(5時～20時)の1時間値が0.06ppmを超えないこと。

表Ⅱ－１ 大気汚染常時監視測定結果

(年平均値)

項 目		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
二 酸 化 硫 黄 (S O ₂) ppm	市 役 所	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	環境平均	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
二 酸 化 窒 素 (N O ₂) ppm	市 役 所	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
	東 町	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009 ※	0.010	0.009	0.008	0.008
	環境平均	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010
	自排平均	0.020	0.020	0.019	0.018	0.017	0.017	0.016	0.015	0.014	0.014
一 酸 化 窒 素 (N O) ppm	市 役 所	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002
	東 町	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.006	0.005	0.005	0.004
	環境平均	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002
	自排平均	0.016	0.016	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008	0.008
一 酸 化 炭 素 (C O) ppm	市 役 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	東 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	環境平均	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	自排平均	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
浮遊粒子状物質 (S P M) mg/m ³	市 役 所	0.018	0.017	0.018	0.018	0.017	0.016	0.017	0.015	0.012	0.014
	東 町	0.020	0.020	0.021	0.020	0.019	0.017	0.013	0.014	0.013	0.014
	環境平均	0.018	0.017	0.017	0.016	0.015	0.014	0.014	0.014	0.014	0.015
	自排平均	0.019	0.018	0.018	0.016	0.015	0.014	0.014	0.014	0.014	0.015
微小粒子状物質 (P M 2. 5) μ g/m ³	市 役 所	8.8	8.8	10.0	10.6	8.7	8.4	8.1	7.2	7.4	8.9
	環境平均	11.1	10.5	10.6	9.2	8.8	7.9	8.3	8.1	8.3	8.7
光化学オキシダント (O x) ppm	市 役 所	0.050	0.051	0.048	0.048	0.051	0.052	0.052	0.051	0.052	0.034
	環境平均	0.046	0.048	0.046	0.046	0.045	0.047	0.045	0.047	0.044	0.034

市 役 所：一般大気環境測定局のうちの小田原市役所

— ：データなし

東 町：自動車排出ガス測定局のうちの小田原市東町（令和４年１月１９日まで小田原市民会館）

環境平均：県内の一般大気環境測定局の年平均値

自排平均：県内の自動車排出ガス測定局の年平均値

光化学オキシダントの数値は昼間（５時から２０時まで）の日最高１時間値の年平均値

※ ：測定時間が有効測定時間である6,000時間未満のため、参考値

表Ⅱ－２ 大気汚染に係る環境基準の適合状況

項 目			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
二酸化硫黄 (SO ₂)	短期的評価	市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	長期的評価	市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二酸化窒素 (NO ₂)	長期的評価	市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東 町	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
一酸化炭素 (CO)	短期的評価	市役所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		東 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	長期的評価	市役所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		東 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	短期的評価	市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	長期的評価	市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	短期的評価	市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	長期的評価	市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
光化学オキシダント (O _x)	短期的評価	市役所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○：環境基準に適合

×

—：データなし

※：測定時間が有効測定時間である6,000時間未満のため、環境基準の評価対象外

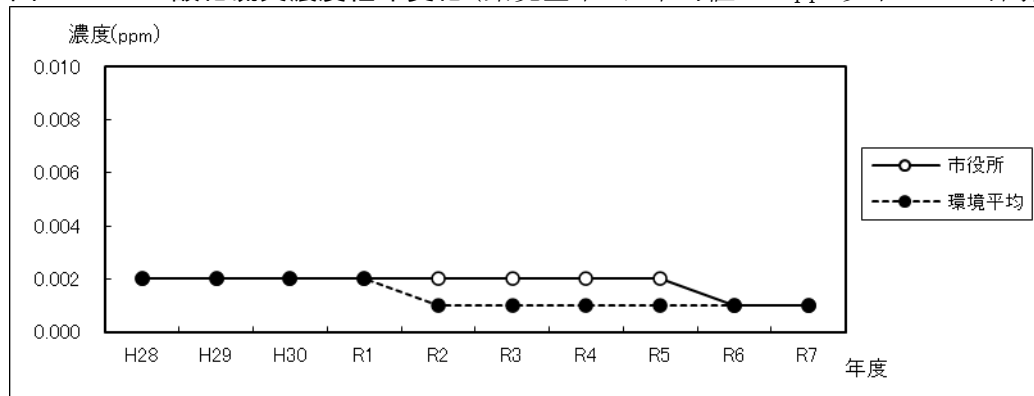
3. 二酸化硫黄

大気中の硫黄酸化物（ SO_x ）は、主として重油の燃焼に伴って発生する大気汚染物質であり、二酸化硫黄（ SO_2 ）、無水硫酸（ SO_3 ）及び硫酸ミストなどの総称です。その中で特に問題になるのが亜硫酸ガスと呼ばれる二酸化硫黄であり、酸性雨の原因物質の一種です。

二酸化硫黄の常時監視測定は県内の一般局48局で実施されており、環境基準の評価対象となる6,000時間以上測定した有効測定局47局すべてで環境基準に適合していました。

本市では市役所（一般局）で測定されており、長期的・短期的評価ともに環境基準に適合していました。二酸化硫黄濃度の経年変化は図Ⅱ－1のとおりです。また、移動測定機による二酸化硫黄調査を実施しましたが、結果は表Ⅱ－3のとおりです。

図Ⅱ－1 二酸化硫黄濃度経年変化（環境基準：日平均値0.04ppm以下かつ1時間値0.1ppm以下）



表Ⅱ－3 移動測定機による調査結果（調査年月：R7.6, 9, 12, R8.3）

地 点 名	二酸化硫黄 (ppm)
川東タウンセンター マロニエ 小田原市中里273-6	0.003
環 境 基 準	日平均値0.04ppm以下かつ1時間値が0.1ppm以下

図Ⅱ－2 移動測定機による調査地点



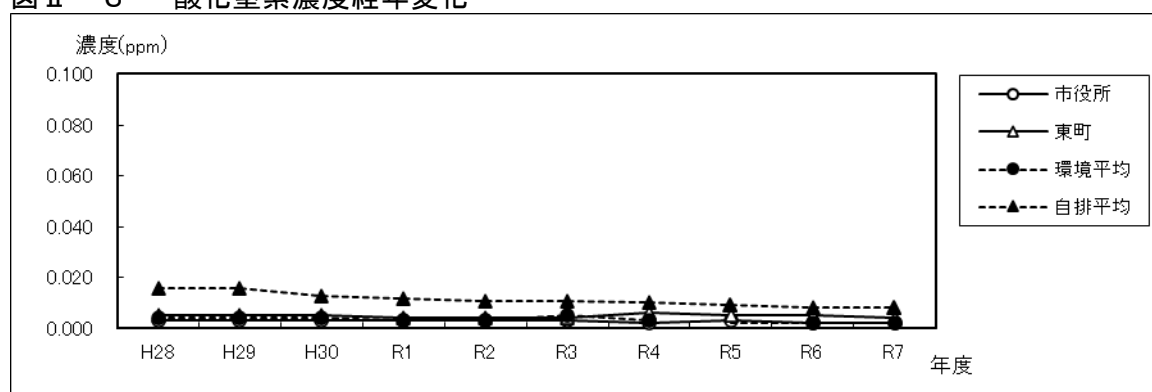
4. 窒素酸化物

窒素酸化物(NO_x)は物質の燃焼に伴い発生します。その主なものは一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO_2)の2種類です。窒素酸化物は光化学スモッグや酸性雨の原因物質とされており、窒素酸化物の発生源としては工場及び事業場などの固定発生源と自動車の移動発生源とに分けられます。

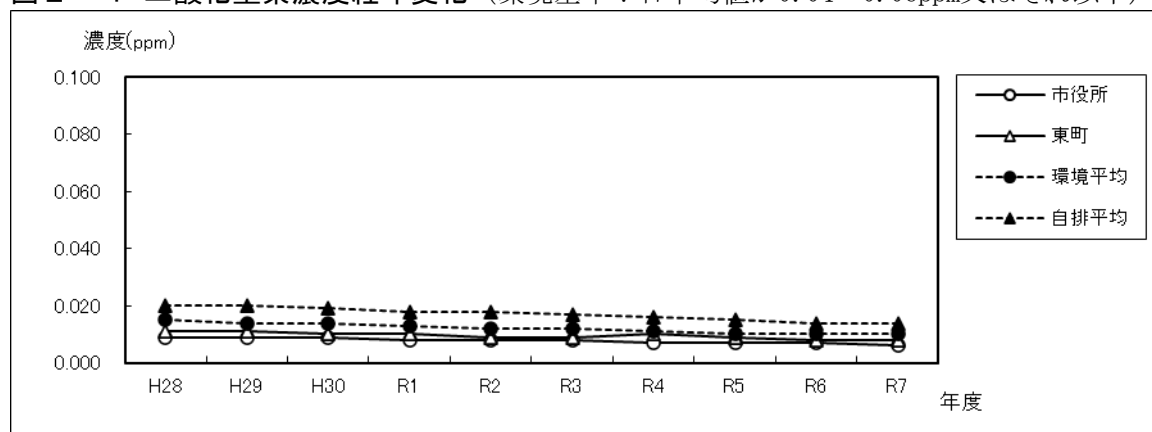
窒素酸化物の常時監視測定は県内の一般局58局、自排局30局、合計88局で実施されており、環境基準のある二酸化窒素について、環境基準の評価対象となる6,000時間以上測定した有効測定局82局すべてで環境基準に適合していました。

本市では市役所(一般局)及び東町(自排局)で測定されており、環境基準に適合していました。窒素酸化物濃度の経年変化は図Ⅱ-3、4のとおりです。また、移動測定機による調査を実施したほか、簡易測定法であるトリエタノールアミンろ紙法(P T I O法)による調査を実施しましたが、その調査結果は表Ⅱ-4～7のとおりです。

図Ⅱ-3 一酸化窒素濃度経年変化



図Ⅱ-4 二酸化窒素濃度経年変化 (環境基準：日平均値が0.04～0.06ppm又はそれ以下)



表Ⅱ-4 移動測定機による調査結果 (調査年月：R7.6, 9, 12, R8.3)

地 点 名	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)
川東タウンセンター マロニエ 小田原市中里273-6	0.003	0.006
環 境 基 準	な し	日平均値が0.04～0.06ppm 又はそれ以下

表Ⅱ－５ トリエタノールアミンろ紙法（PTIO法）による市内２５地点における
一酸化窒素及び二酸化窒素濃度調査結果（調査地点は図Ⅱ－５）

（単位：ppm）

項 目		一酸化窒素（NO）				二酸化窒素（NO ₂ ）			
地点 番号	場 所	夏季		冬季		夏季		冬季	
		R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7
1	石 橋	0.005	0.003	0.014	0.006	0.005	0.005	0.006	0.005
2	板 橋	0.001	0.003	0.041	0.009	0.005	0.005	0.008	0.009
3	板 橋	0.003	0.009	0.019	0.005	0.003	0.004	0.007	0.005
4	城 山	0.026	0.009	0.008	0.026	0.005	0.004	0.007	0.008
5	中 町	0.006	0.006	0.002	0.001	0.004	0.004	0.009	0.006
6	東 町	0.005	0.004	0.005	0.002	0.004	0.005	0.009	0.009
7	扇 町	0.002	0.009	0.005	0.003	0.004	0.003	0.007	0.007
8	久 野	0.038	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.004	0.003
9	久 野	0.018	0.003	0.007	0.005	0.003	0.003	0.005	0.005
10	久 野	0.005	0.014	0.014	0.016	0.005	0.006	0.012	0.012
11	飯 泉	0.073	0.009	0.005	0.003	0.004	0.004	0.010	0.010
12	鴨 宮	0.018	0.011	0.005	0.006	0.003	0.005	0.010	0.011
13	小 八 幡	0.012	0.004	0.007	0.012	0.006	0.005	0.009	0.009
14	蓮 正 寺	0.076	0.003	0.003	0.006	0.004	0.003	0.007	0.006
15	中 里	0.005	0.010	0.005	0.008	0.004	0.008	0.005	0.014
16	国 府 津	0.034	0.007	0.002	0.006	0.006	0.004	0.009	0.007
17	北 ノ 窪	欠測	0.005	0.009	0.014	欠測	0.003	0.006	0.006
18	中 村 原	欠測	0.005	欠測	0.006	欠測	0.005	欠測	0.010
19	延 清	0.018	0.012	0.014	0.011	0.004	0.004	0.012	0.010
20	曾 比	0.027	0.018	0.006	0.012	0.005	0.003	0.009	0.007
21	下 大 井	0.007	0.001	0.007	0.010	0.005	0.004	0.009	0.008
22	曾 我 原	0.012	0.003	0.016	0.003	0.003	0.005	0.009	0.008
23	久 野	0.006	0.001	0.008	0.003	0.001	0.002	0.003	0.003
24	飯 泉	0.032	0.003	0.002	0.009	0.004	0.004	0.010	0.010
25	中 曾 根	0.001	0.001	0.023	0.011	0.004	0.004	0.008	0.008
市 役 所		0.011	0.006	0.016	0.007	0.004	0.004	0.008	0.009
環 境 基 準		—				日平均値が0.04～0.06ppm 又はそれ以下			

調査結果は、４８時間暴露から算出した１時間値
調査期間

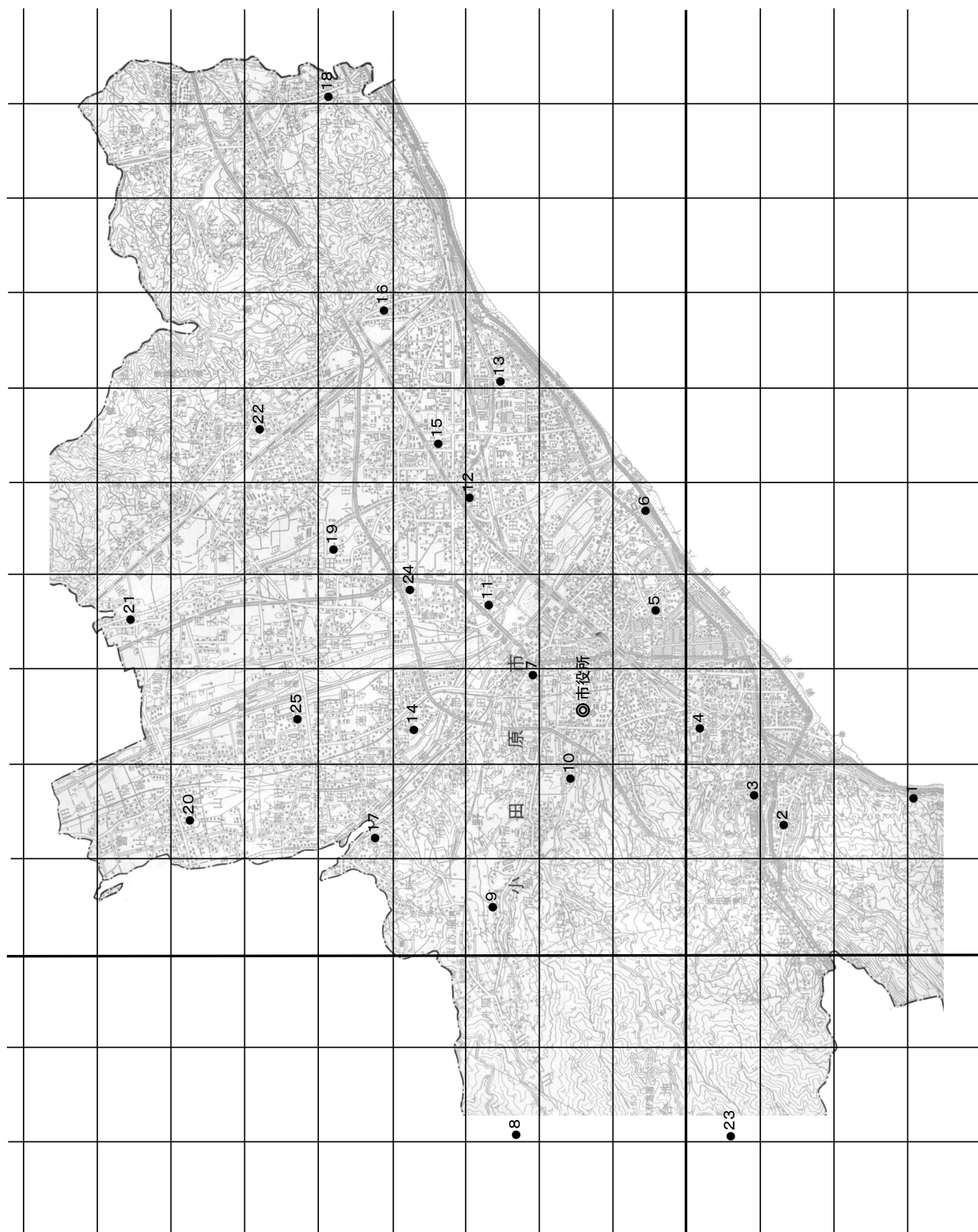
R 6 夏季：令和６年７月 ６日（土）～７月 ８日（月）

冬季：令和７年１月１８日（土）～１月２０日（月）

R 7 夏季：令和７年７月１２日（土）～７月１４日（月）

冬季：令和８年１月１７日（土）～１月１９日（月）

図Ⅱ－５ 市内２５地点における調査地点図



表Ⅱ－６ トリエタノールアミンろ紙法（PTIO法）による主要国道交差点付近における
一酸化窒素及び二酸化窒素濃度調査結果（調査地点は図Ⅱ－６）

一酸化窒素（NO）

（単位：ppm）

地点 番号	交 差 点 名	夏 季				冬 季			
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 4	R 5	R 6	R 7
1-1	押 切 橋	0.037	0.033	0.046	0.031	0.012	0.025	0.017	0.013
1-2	親 木 橋	0.030	0.029	0.009	0.009	0.035	0.027	0.027	0.010
1-3	連 歌 橋	0.020	0.044	0.014	0.005	0.005	0.024	0.020	0.011
1-4	土木センター入口	0.019	0.017	0.018	0.025	0.010	0.039	0.017	0.011
1-5	市民会館前	0.029	0.013	0.003	0.006	0.009	0.023	0.022	0.013
1-6	風 祭	0.046	0.035	0.011	0.003	0.032	0.027	0.012	0.003
2-1	飯 泉	0.030	0.035	0.030	0.005	0.042	0.045	0.019	0.022
2-2	桑 原	0.046	0.007	0.051	0.027	0.034	0.043	0.029	0.022
2-3	下 大 井	0.034	0.018	0.033	0.015	0.036	0.038	0.024	0.019
3-1	市 役 所	0.001	0.001	0.004	0.006	0.011	0.010	0.004	0.001
4-1	早 川 口	0.022	0.013	0.013	0.008	0.047	0.026	0.019	0.034
4-2	早川駅前	0.025	0.014	0.034	0.016	0.024	0.009	0.012	0.011
環 境 基 準		—							

二酸化窒素（NO₂）

（単位：ppm）

地点 番号	交 差 点 名	夏 季				冬 季			
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 4	R 5	R 6	R 7
1-1	押 切 橋	0.007	0.012	0.008	0.008	0.020	0.018	0.015	0.014
1-2	親 木 橋	0.011	0.009	0.010	0.009	0.022	0.016	0.016	0.015
1-3	連 歌 橋	0.012	0.008	0.009	0.007	0.012	0.021	0.014	0.012
1-4	土木センター入口	0.011	0.006	0.010	0.006	0.013	0.013	0.012	0.013
1-5	市民会館前	0.009	0.009	0.010	0.006	0.012	0.012	0.010	0.010
1-6	風 祭	0.008	0.008	0.005	0.003	0.010	0.011	0.008	0.006
2-1	飯 泉	0.012	0.009	0.009	0.006	0.014	0.016	0.014	0.014
2-2	桑 原	0.015	0.015	0.011	0.008	0.016	0.020	0.015	0.013
2-3	下 大 井	0.015	0.010	0.009	0.006	0.022	0.021	0.015	0.016
3-1	市 役 所	0.007	0.004	0.003	0.002	0.008	0.007	0.009	0.007
4-1	早 川 口	0.014	0.014	0.009	0.007	0.014	0.013	0.011	0.013
4-2	早川駅前	0.013	0.008	0.005	0.004	0.018	0.001	0.007	0.008
環 境 基 準		日平均値が0.04～0.06ppm又はそれ以下							

※調査結果は、48時間から算出した1時間値

令和4年度夏季及び令和5年度については、24時間暴露から算出した1時間値

調査期間（年度：夏季、冬季）

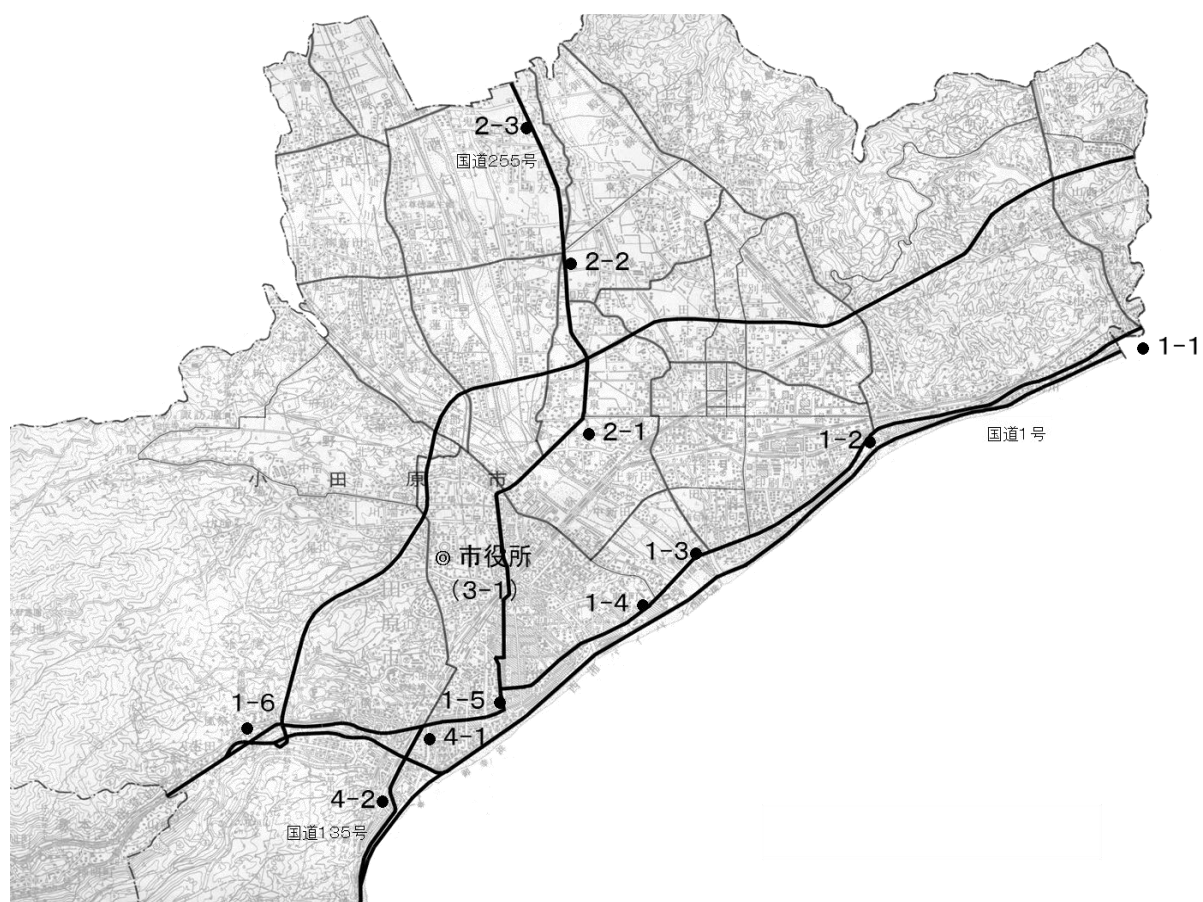
R 4：6月13日（月）～6月14日（火）、12月12日（月）～12月14日（水）

R 5：6月13日（火）～6月14日（水）、12月19日（火）～12月20日（水）

R 6：6月19日（水）～6月21日（金）、12月16日（月）～12月18日（水）

R 7：6月16日（月）～6月18日（水）、12月15日（月）～12月17日（水）

図Ⅱ－6 主要国道交差点付近における調査地点図



表Ⅱ－７ トリエタノールアミンろ紙法（ＰＴＩＯ法）による川東南部地域交差点付近
における一酸化窒素及び二酸化窒素濃度調査結果（調査地点は図Ⅱ－７）

（単位：ppm）

項 目	一酸化窒素（NO）				二酸化窒素（NO ₂ ）			
	夏季		冬季		夏季		冬季	
	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7
1	0.015	0.011	0.004	0.014	0.005	0.003	0.009	0.004
2	0.025	0.011	0.011	0.011	0.006	0.003	0.013	0.010
3	0.005	0.016	0.007	0.016	0.007	0.005	0.013	0.012
4	0.008	0.023	0.010	0.004	0.004	0.002	0.011	0.008
5	0.013	0.009	0.010	0.014	0.007	0.005	0.012	0.011
6	0.004	0.008	0.011	0.006	0.005	0.003	0.013	0.008
7	0.007	0.009	0.009	0.005	0.006	0.004	0.011	0.008
8	0.006	0.016	0.013	0.005	0.005	0.005	0.012	0.008
9	0.010	0.005	0.015	0.003	0.005	0.003	0.013	0.007
10	0.008	0.005	0.009	0.004	0.009	0.004	0.009	0.008
11	0.019	0.007	0.006	0.002	0.005	0.004	0.010	0.009
12	0.005	0.005	0.014	0.001	0.006	0.005	0.012	0.010
13	0.004	0.004	0.012	0.001	0.006	0.003	0.011	0.008
14	0.003	0.007	0.013	0.001	0.005	0.004	0.010	0.008
15	0.008	0.008	欠測	0.001	0.007	0.004	欠測	0.011
16	0.005	0.006	0.010	0.001	0.007	0.004	0.010	0.013
17	0.006	0.007	0.008	0.003	0.007	0.004	0.009	0.011
18	0.027	0.001	0.010	0.001	0.004	0.001	0.012	0.009
市役所	0.001	0.002	0.010	0.001	0.005	0.003	0.015	0.006
環境基準	—				日平均値が0.04～0.06ppm又はそれ以下			

※調査結果は、48時間暴露から算出した1時間値

調査期間

- R 6 夏季：令和6年9月17日(火)～9月19日(木)
冬季：令和7年2月10日(月)～2月12日(木)
- R 7 夏季：令和7年9月16日(火)～9月18日(木)
冬季：令和8年2月16日(月)～2月18日(水)

5. 浮遊粒子状物質・微小粒子状物質

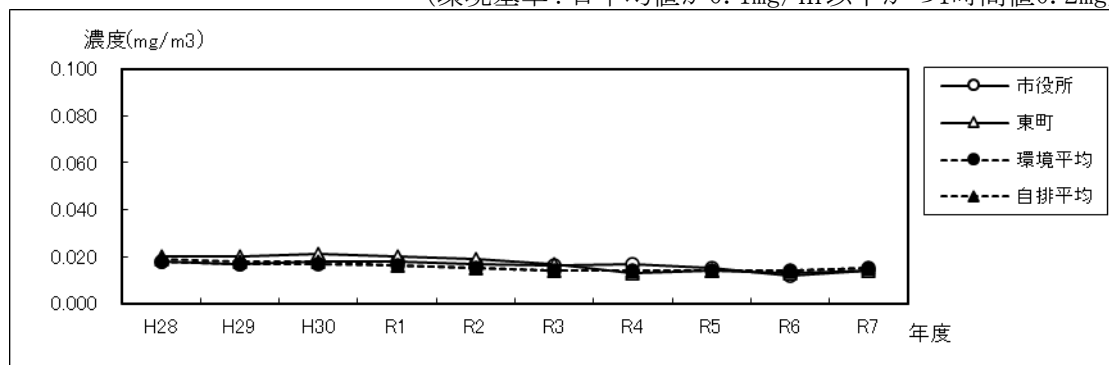
浮遊粒子状物質（SPM）とは浮遊粉じん（SP）のうち特に粒子径 $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル・ $1/1000\text{mm}$ ）以下の粉じんのことで、発生源としては工場及び事業場などの産業活動や自動車の走行に伴い発生するほか土砂などの舞い上がりがあります。

浮遊粒子状物質の常時監視測定は県内の一般局58局、自排局28局の合計86局で実施されており、環境基準の評価対象となる6,000時間以上測定した有効測定局85局すべてで環境基準に適合していました。本市では、市役所（一般局）、東町（自排局）で測定されており、長期的・短期的評価ともに環境基準に適合していました。浮遊粒子状物質の経年変化は図Ⅱ－8のとおりです。また、本市において移動測定機による調査を実施しましたが、その調査結果は表Ⅱ－8のとおりです。

さらに、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものを微小粒子状物質（PM_{2.5}）と言い、県では、平成24年度から常時監視体制の整備を図り、令和7年度では県内の71局で測定されており、環境基準の評価対象となる250日以上測定した有効測定局69局すべてで環境基準に適合していました。本市では、市役所（一般局）で測定されており、長期的・短期的評価ともに環境基準に適合していました。微小粒子状物質の経年変化は図Ⅱ－9のとおりです。

図Ⅱ－8 浮遊粒子状物質濃度経年変化

（環境基準：日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下かつ1時間値 $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下）

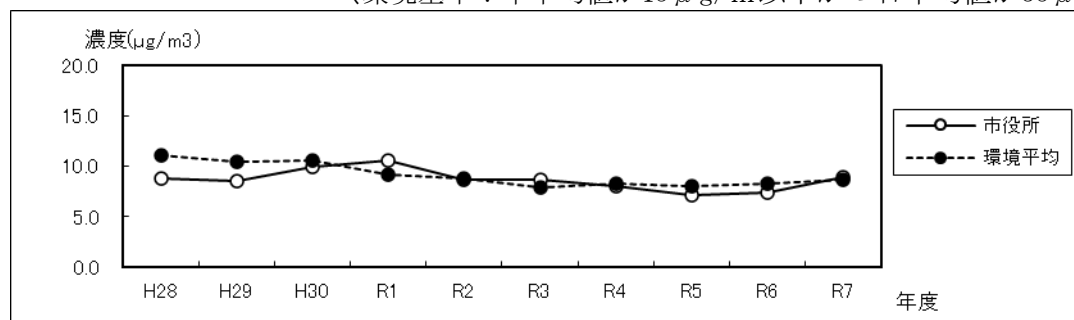


表Ⅱ－8 移動測定機による調査結果（調査年月：R7.6, 9, 12, R8.3）

地 点 名	浮遊粒子状物質(mg/m^3)
川東タウンセンター マロニエ 小田原市中里273-6	0.021
環 境 基 準	日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下かつ1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下

図Ⅱ－9 微小粒子状物質（PM_{2.5}）濃度経年変化

（環境基準：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）



6. 光化学オキシダント

工場や自動車から排出された炭化水素（HC）や窒素酸化物（NO_x）は、大気中で太陽の強い紫外線を受けると、光化学オキシダント（O_x）などの物質に変わります。この物質は、気温が高く、風が弱いといった気象条件になったときに、白くもやがかかったようになり、このような状態のことを「光化学スモッグ」と呼んでいます。

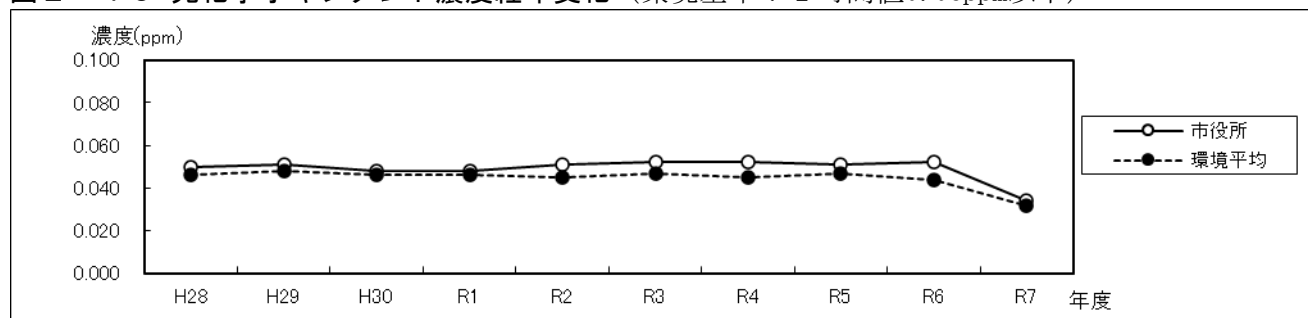
県では大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」を制定し、各市への協力体制を敷くとともに、光化学スモッグ注意報などの発令時には発令地域内の主要ばい煙排出工場（本市では対象工場3社）に対して、窒素酸化物排出量の削減を要請します。本市では「小田原市光化学スモッグ対策実施要領」を制定し、被害発生の未然防止に努めています。

光化学オキシダントの測定は県内の一般局61局で測定されており、環境基準の評価対象となる6,000時間以上観測した有効測定局61局すべてで環境基準に適合していませんでした。本市では市役所（一般局）で測定されており、光化学オキシダント濃度の経年変化は図Ⅱ－10、光化学スモッグ注意報の発令日数の経年変化は表Ⅱ－10のとおりです。なお、令和7年度中の本市における光化学スモッグ注意報の発令回数は1回です。

表Ⅱ－9 光化学スモッグ予報・注意報などの種類

発 令 区 分		発 令 基 準
予 報	前 日 予 報	翌日の気象状況などからみてオキシダント濃度が注意報の発令基準の程度になると予測したとき（前日午後5時に発令）
	当 日 予 報	気象状況などからみてオキシダント濃度が注意報の発令基準の程度になると予測したとき（午前10時に発令）
	特 別 予 報	当日予報を発令しなかった場合に、その後の気象状況などの変化により注意報発令の可能性がでてきたとき
緊 急 時	注 意 報	オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となり、気象状況からみてその状況が継続すると認められるとき
	警 報	オキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上となり、気象状況からみてその状況が継続すると認められるとき
	重 大 緊 急 時 警 報	オキシダント濃度の1時間値が0.4ppm以上となり、気象状況からみてその状況が継続すると認められるとき

図Ⅱ－10 光化学オキシダント濃度経年変化（環境基準：1時間値0.06ppm以下）



表Ⅱ－１０ 月別光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化

月	年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
4	西湘地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	西湘地域	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	神奈川県	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0
6	西湘地域	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	0	1	1	1	0	2	1	0	1	0
7	西湘地域	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	神奈川県	4	1	2	0	0	1	1	2	7	1
8	西湘地域	1	1	1	0	0	1	0	0	1	1
	神奈川県	1	5	4	2	2	3	1	0	4	3
9	西湘地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
10	西湘地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	西湘地域	2	1	2	1	0	1	1	0	2	1
	神奈川県	6	8	8	6	2	6	4	2	12	4

表Ⅱ－１１ 神奈川県内の地域区分

地域名	市町村名
横 浜	横浜市
川 崎	川崎市
横須賀	横須賀市
相模原	相模原市
湘 南	平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市 葉山町、寒川町、大磯町、二宮町
県 央	秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、厚木市 座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
三 浦	三浦市
西 湘	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町 山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

7. 酸性雨

酸性雨は、工場や自動車から排出された硫黄酸化物（ SO_x ）や窒素酸化物（ NO_x ）などの大気汚染物質が雨水に取り込まれることによって起こります。大気の清浄な地域でも大気中に存在する二酸化炭素（ CO_2 ）が雨水に溶け込むことにより、酸性の強さ（酸性度）を示す尺度のpH（水素イオン濃度）で、5.6程度になるといわれ、それより低い値を示す雨水を酸性雨と呼んでいます。

過去には酸性雨による被害として、目に刺激を受けるなどの直接的な影響やヨーロッパにおけるブロンズ像の溶解、森林の枯死、湖沼の水質の酸性化などが知られています。

本市においては、市庁舎屋上に雨水採取器を設置し、平成14年度より、東アジア方式により監視を行っています。

令和7年度の測定結果は、年間平均が6.4でした。酸性雨と呼ばれているものより高い値を示しており、安定した状況で推移しています。

表Ⅱ－11 雨水におけるpHの年間平均値

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
pH	5.9	6.2	6.4	6.2	6.4



小田原市の魚：メダカ

Ⅲ 水 質 汚 濁

1. 概 況

市内を流れる河川は私たちにうるおいとやすらぎをあたえてくれると同時に農業用水や上水の原水としても利用されています。また海は豊かな恵みをもたらすとともに憩いの場やレジャーの場など人々の生活に深いかかわりをもっています。

河川や海の汚濁の原因は、事業活動からの工場排水や家庭などから排出される生活排水のほか、温泉の湧出など自然現象によるものがありますが、生活排水が水質汚濁の主要な原因となっています。

河川や海の汚濁状況を把握するため、水質汚濁防止法による公共用水域水質測定計画に基づく水質常時監視調査を行うとともに、そのほかに市独自で定点を設け、河川定点水質調査を実施しています。また水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、市内の工場及び事業場に対して、排水基準が守られているかなどを確認するため定期的に立入検査を行い、違反が認められる工場等に対して改善指導するなど、公共用水域の水質の保全に努めています。

2. 環境基準等

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法に基づき公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として定められたもので、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とに分けて定められています。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、平成5年3月の改正により有機塩素系化合物のトリクロロエチレン等15物質が新たに追加され、さらに平成11年2月に「要監視項目」から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3物質が追加され、平成21年11月の一部改正により1,4-ジオキサンが追加され27項目（健康項目）となり、全公共用水域に一律に適用され、直ちに達成維持されるよう努めるものとされています。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、pH、BOD、COD等の12項目について定められていますが、人の健康の保護に関する環境基準と異なり河川、海域及び湖沼ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、それぞれに基準値が定められており、各公共用水域を国あるいは都道府県知事が水域類型を指定することにより適用され、同時に達成期間が定められています。

さらに、平成30年6月に河川における水生生物の保全に係る環境基準として、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の3項目が定められ、水域類型が指定されました。

令和4年4月に生活環境の保全に関する環境基準の項目である大腸菌群数は、大腸菌数に変更となりました。

(1) 水域類型の指定

市内主要公共用水域の類型指定の状況は、表Ⅲ－１、２のとおりです。

表Ⅲ－１ 市内公共用水域類型指定（生活環境項目）

水域区分	水 域 名	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
河 川	酒匂川上流 (飯泉取水堰から上流の区域(丹沢湖を除く)に限る)	A	ロ	S 55. 3. 25	県告示 222号
	酒匂川下流 (飯泉取水堰から下流の区域に限る)	B	イ	S 55. 9. 30	県告示 763号
	中 村 川	C	ハ	S 47. 3. 17	県告示 250号
	森 戸 川	C	イ	H25. 7. 30	県告示 424号
	山 王 川	B	イ	H14. 10. 1	県告示 613号
	早 川	A	ハ	S 47. 3. 17	県告示 250号
海 域	相 模 湾	A	イ	S 55. 3. 25	県告示 222号

※達成期間「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的すみやかに達成

表Ⅲ－２ 市内公共用水域類型指定（水生生物の保全項目）

水域区分	水 域 名	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
河 川	酒匂川下流 (十文字橋から下流の区域に限る)	生物 B	イ	H30. 6. 29	県告示 329号
	中 村 川	生物 B	イ	H30. 6. 29	県告示 329号
	森 戸 川	生物 B	イ	H30. 6. 29	県告示 329号
	山 王 川	生物 B	イ	H30. 6. 29	県告示 329号
	早 川	生物 A	イ	H30. 6. 29	県告示 329号

※達成期間「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的すみやかに達成

(2) 水質汚濁に係る環境基準

表Ⅲ－3 人の健康の保護に関する環境基準 (単位：mg/ℓ)

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六 価 ク ロ ム	0.02 以下
砒 素	0.01 以下
総 水 銀	0.0005 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 以下
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1 以下
1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.006 以下
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 以下
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 以下
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002 以下
チ ラ ウ ム	0.006 以下
シ マ ジ ン	0.003 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 以下
ベ ン ゼ ン	0.01 以下
セ レ ン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふ つ 素	0.8 以下
ほ う 素	1 以下
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 以下

※1 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表Ⅲ－４ 生活環境の保全に関する環境基準
(河川)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20 CFU/100ml以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300 CFU/100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1,000 CFU/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用
2級：サケ科魚類及びアユ等腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
3級：コイ、フナ等、β-中腐生水水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下

(海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300 CFU/100ml以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表Ⅲ－5 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

(単位：mg/ℓ)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 以下	フェノブカルブ	0.03 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	イプロベンホス	0.008 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下	クロルニトロフェン	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下	トルエン	0.6 以下
イソキサチオン	0.008 以下	キシレン	0.4 以下
ダイアジノン	0.005 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
フェニトロチオン	0.003 以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04 以下	モリブデン	0.07 以下
オキシシン銅	0.04 以下	アンチモン	0.02 以下
クロロタロニル	0.05 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 以下
プロピザミド	0.008 以下	エピクロロヒドリン	0.0004以下
E P N	0.006 以下	全マンガン	0.2 以下
ジクロルボス	0.008 以下	ウラン	0.002 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)		0.00005 以下※	

※PFOS及びPFOAの合計値とする。

3. 工場・事業場に対する排水規制

工場及び事業場からの排水については、水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、公共用水域に排出される排水の基準が定められており、本市では工場及び事業場の立入検査を実施し、排水の検査等を行っています。

表Ⅲ－6 公共用水域に排出される排水の規制基準

(単位：mg/ℓ)

項 目	区 分	A 水 域				B 水 域		D 水 域 (海 域)	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼 以 外					
		新 設	新設以外	新 設	新設以外	新 設	新設以外	新 設	新設以外
カドミウム及びその化合物		—	検出されないこと		0.03	0.03			
シ ア ン 化 合 物		—	0.5	—	0.5	1			
有機リン及びその化合物		—	検出されないこと		0.2				
鉛 及 び そ の 化 合 物		—	0.05		0.1				
六 価 ク ロ ム 化 合 物		—	0.02		0.2				
砒 素 及 び そ の 化 合 物		—	0.01	0.01	0.1				
総 水 銀		—	0.005						
アルキル水銀化合物		—	検出されないこと						
ポリ塩化ビフェニル（PCB）		—	0.003						
トリクロロエチレン		—	0.1						
テトラクロロエチレン		—	0.1						
ジ ク ロ ロ メ タ ン		—	0.2						
四 塩 化 炭 素		—	0.02						
1,2-ジクロロエタン		—	0.04						
1,1-ジクロロエチレン		—	1						
シス-1,2-ジクロロエチレン		—	0.4						
1,1,1-トリクロロエタン		—	3						
1,1,2-トリクロロエタン		—	0.06						
1,3-ジクロロプロペン		—	0.02						
テトラメチルチウラムジスルフィド （ 別 名 チ ウ ラ ム ）		—	0.06						
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン （ 別 名 シ マ ジ ン ）		—	0.03						
S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート （ 別 名 チ オ ベ ン カ ル プ ）		—	0.2						
ベ ン ゼ ン		—	0.1						
セレン及びその化合物		—	0.1						
ほう素及びその化合物		—	10				230		
ふっ素及びその化合物		—	0.8		8		15		
1,4-ジオキサン		0.5	0.5						

項 目	区 分	A 水 域				B 水 域		D 水 域 （ 海 域 ）	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼 以 外				（ 海 域 ）	
		新 設	新設以外	新 設	新設以外	新 設	新設以外	新 設	新設以外
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		—	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素の合計量として 100						
フ ェ ノ ー ル 類		0.005	0.005		0.05		0.5		
銅 及 び そ の 化 合 物		1					3	1	3
亜鉛及びその化合物		1					3	1	3
鉄 及 び そ の 化 合 物 （ 溶 解 性 ）		0.3			1	3	10	3	10
マンガン及びその化合物 （ 溶 解 性 ）		0.3			1				
クロム及びその化合物		—	0.1		1	2			
水素イオン濃度（水素指数）		5.8以上8.6以下							
生物化学的酸素要求量(BOD)		5	20	15	25	25	60	25	60
化学的酸素要求量(COD)		5	20	15	25	25	60	25	60
浮 遊 物 質 量 （ S S ）		15	50	35	70	70	90	70	90
ノルマルヘキサン抽出物質 （ 鉱 油 類 含 有 量 ） 含 有 量		3			5				
ノルマルヘキサン抽出物質 （ 動 植 物 油 脂 類 含 有 量 ） 含 有 量		3			5		10	5	10
大腸菌数（単位：CFU/ml）		200	800						
外 観		受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加 させるような色又は濁りがないこと							
臭 気		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいな いこと							

備 考

- 「A水域」とは、次に掲げる河川（その支流川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。
 (1) 早 川
 (2) 酒匂川（飯泉取水堰から上流の区域に限る。）
- 「B水域」とは、公共用水域のうちA水域及び海域を除く水域をいう。
- 「D水域」とは、相模湾の海域をいう。なお、「C水域」とは、東京湾の海域をいう。
- 「新設」とは、昭和46年9月11日（旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）以降に設置された事業所をいう。
- 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
- 「—」とは、排出が禁止されていることを示す。
- この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。

4. 水質に係る各種調査

(1) 公共用水域水質調査の概要

水質汚濁防止法では、都道府県知事が水質測定計画を定め、公共用水域の水質汚濁状況を常時監視することが定められており、本市は水質測定計画に基づき調査を実施しています。

また、本市が従来より行ってきた市内河川の定点水質調査についても実施しました。

ア 公共用水域水質常時監視調査

調査期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
調査地点	河川) 市内4河川8地点 (図Ⅲ-1参照) 海域) 1海域3地点
調査頻度	河川) 毎月1調査日に2回採水 海域) 毎月1調査日に1回2層採水
調査項目	生活環境項目、健康項目、特殊項目、観測項目他

イ 河川定点水質調査

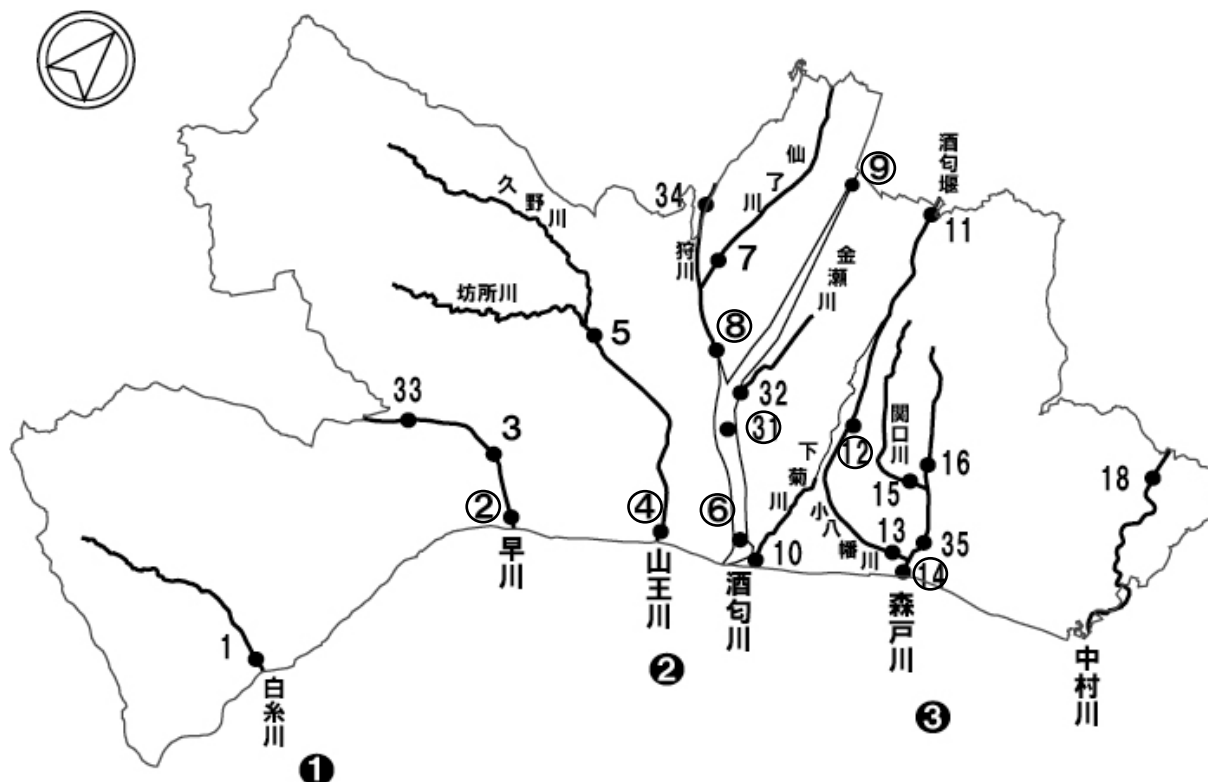
調査期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
調査地点	市内6河川14地点 (図Ⅲ-1参照)
調査頻度	毎月1調査日に1回採水
調査項目	生活環境項目、健康項目、特殊項目、観測項目他

(2) 工場・事業場排水立入検査

市内の工場及び事業場において水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定められた排水基準が守られているかなどを検査するため、立入検査を実施し、排水の検査等を行っています。

検査期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
延べ検査工場・事業場数	46社
延べ検査回数	46回
延べ検査項目数	230項目
違反工場・事業場	なし

図Ⅲ－１ 公共用水域水質調査地点図



河川

番号	水系名	河川名	地点名	番号	水系名	河川名	地点名
1	白糸川	白糸川	白糸橋	⑫	森戸川	小八幡川	万石橋
②	早川	早川	早川橋	13	森戸川	小八幡川	鷹野橋
3	早川	早川	小田原用水取水口付近	⑭	森戸川	森戸川	親木橋
④	山王川	山王川	山王橋	15	森戸川	関口川	本川(森戸川)合流前
5	山王川	山王川	久野川・坊所川合流点	16	森戸川	森戸川	関口川合流前
⑥	酒匂川	酒匂川	酒匂橋	18	中村川	中村川	坂呂橋
7	酒匂川	仙了川	下仙了橋	⑳	酒匂川	酒匂川	飯泉取水堰(上)
⑧	酒匂川	狩川	狩川橋	32	酒匂川	金瀬川	金瀬川末端
⑨	酒匂川	酒匂川	報徳橋	33	早川	早川	太閤橋
10	酒匂川	下菊川	西湘バイパス下	34	酒匂川	狩川	山道橋
11	森戸川	酒匂堰	天神橋	35	森戸川	森戸川	富士見橋

※地点番号が丸囲みの地点は常時監視調査実施点。地点名がゴシック体の地点は環境基準点。

※地点番号32は平成11年度より調査開始。

※地点番号31は平成12年11月より常時監視調査開始。

※地点番号11は平成13年4月より調査地点を変更。

※地点番号33、34及び35は平成13年4月より調査開始。

海域

番号	海域名	地点名	番号	海域名	地点名	番号	海域名	地点名
①	相模湾	根府川沖	②	相模湾	小田原沖	③	相模湾	国府津沖

※地点名がゴシック体の地点は環境基準点

5. 各河川のBOD年平均值に見る水質の状況

令和7年度に実施した河川水質調査結果のうち、水の汚れ具合の指標の一つとなる生物化学的酸素要求量（BOD）の年平均值を取り上げ、各河川の状況について説明します。

BODとは、水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般的に mg/ℓ で表されます。この数値が大きくなれば、その河川には汚染物質(有機物)が多く、水質が汚濁していることを意味します。

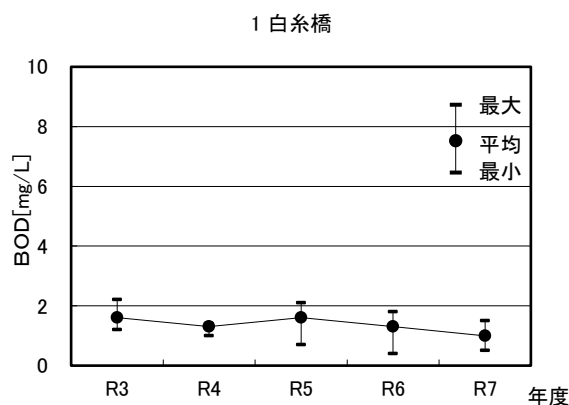
各河川のBODに対する環境基準

(単位： mg/ℓ)

河川名	白糸川	早川	山王川	酒匂川水系		森戸川水系	中村川
				飯泉取水堰より上流域	飯泉取水堰より下流域		
類型	—	A	B	A	B	C	C
環境基準	—	2 以下	3 以下	2 以下	3 以下	5 以下	5 以下

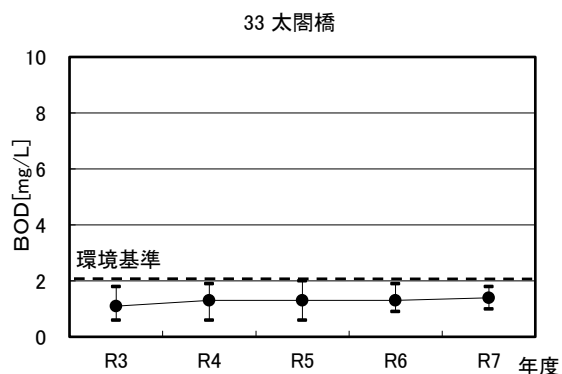
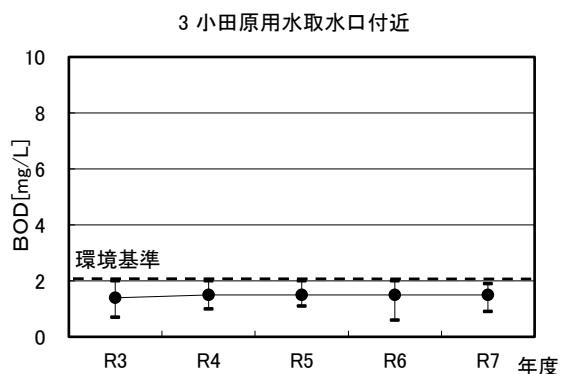
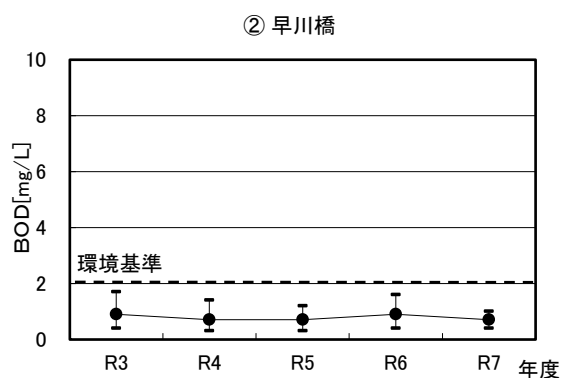
(1) 白 糸 川

市内南西部の根府川地区を流れる白糸川は、そのほとんどが山間部に位置するため、河口付近で家庭排水の一部が流れ込む程度で汚染源も少なく、BOD年平均值は、1白糸橋で $1.0\text{mg}/\ell$ と概ね良好な水質を保っています。



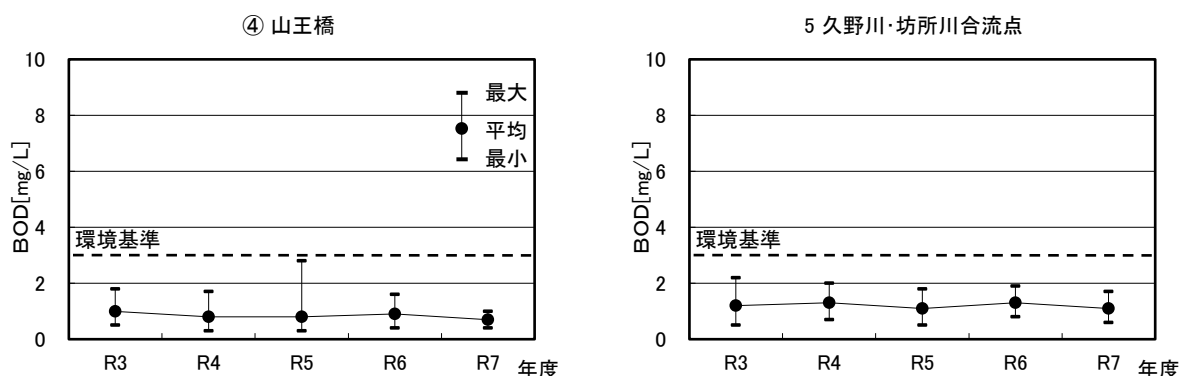
(2) 早 川

観光地箱根の温泉街を流下して市内に入る早川は、上流で温泉旅館からの温泉排水及び生活雑排水の影響を受けていると思われますが、小田原に入るところには河川の自浄作用により浄化され、BOD年平均值は、上流の33太閤橋で $1.4\text{mg}/\ell$ 、河口部の②早川橋で $0.7\text{mg}/\ell$ 、3小田原用水取水口付近で $1.5\text{mg}/\ell$ と環境基準を満たしています。



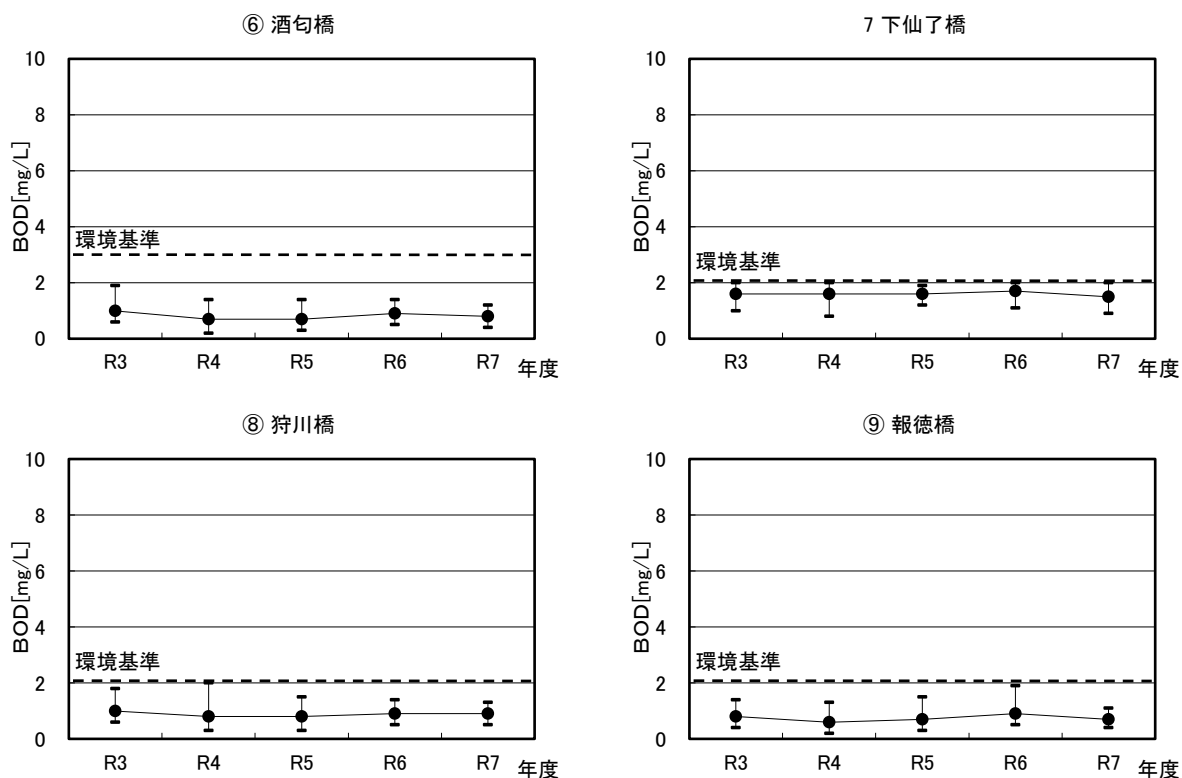
(3) 山 王 川

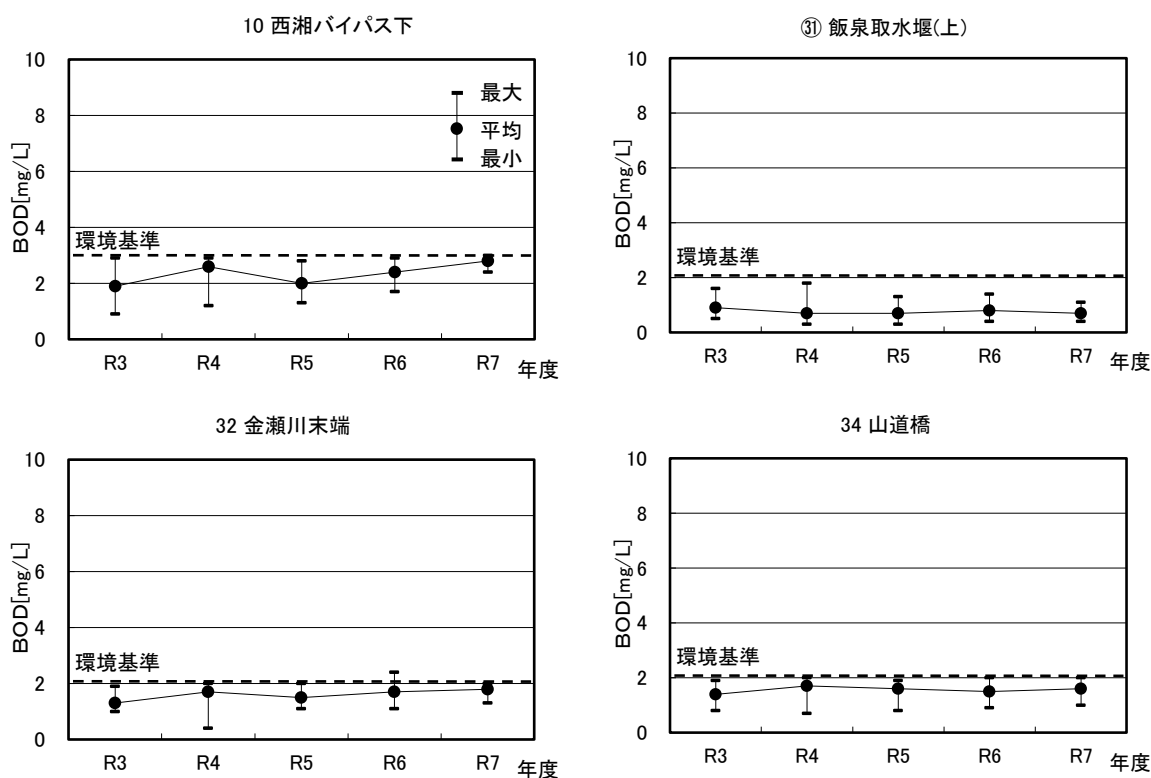
市内中心部を流れる山王川は、天然アユのそ上が見られるほど水質が良くなっています。これは公共下水道の整備や流域住民の河川美化啓発活動によるものと考えられます。BOD年平均值は、上流部の5久野川・坊所川合流点で1.1mg/ℓ、河口部の④山王橋で0.7mg/ℓと環境基準を満たしています。



(4) 酒匂川水系

酒匂川は本市最大の河川で、仙了川等の支川を持つ狩川と飯泉橋付近で合流し、飯泉橋下流の飯泉取水堰で上水道原水として取水されています。BOD年平均值は、狩川水系では狩川上流の34山道橋で1.6mg/ℓ、⑧狩川橋で0.9mg/ℓと環境基準を満たしています。また仙了川の7下仙了橋で1.5mg/ℓ、金瀬川では酒匂川との合流地点付近の32金瀬川末端で1.8mg/ℓでした。酒匂川本川では上流の⑨報徳橋で0.7mg/ℓ、③飯泉取水堰上流で0.7mg/ℓ、河口部の⑥酒匂橋で0.8mg/ℓと環境基準を満たしており、良好な水質を保っています。なお、河口部で合流している下菊川の10西湘バイパス下では2.8mg/ℓでした。

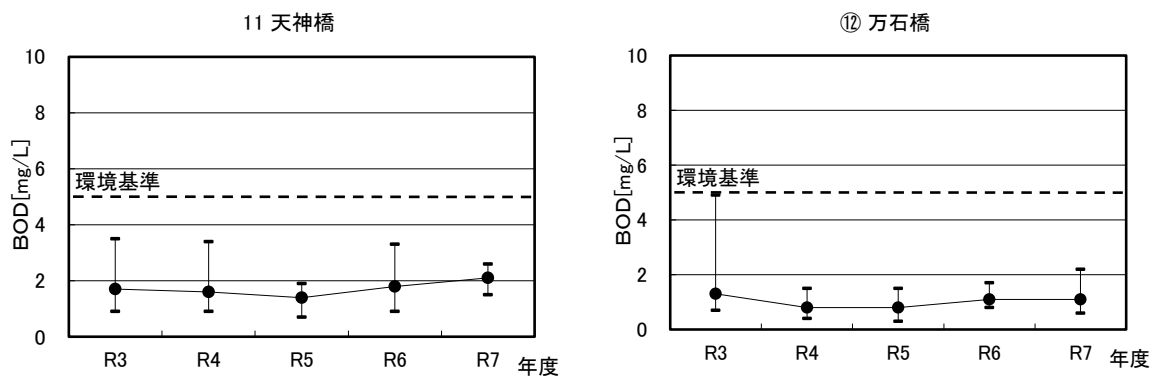


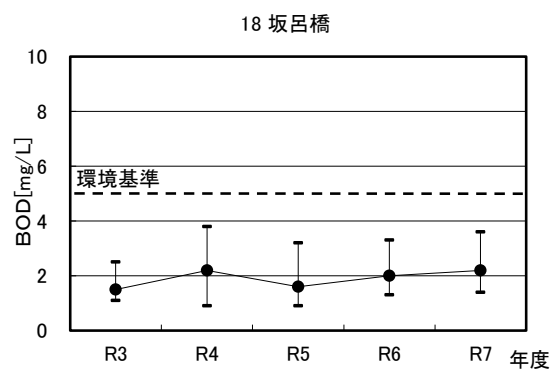
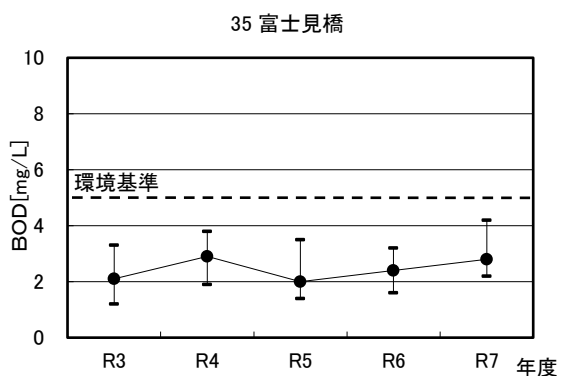
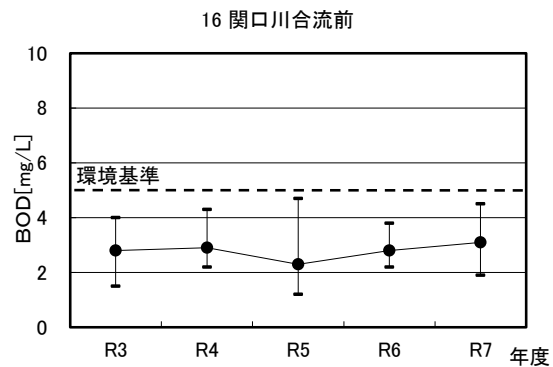
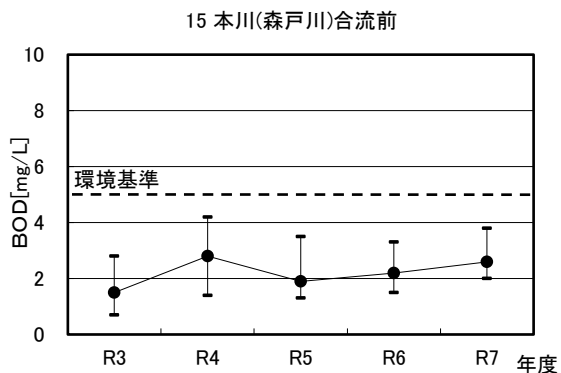
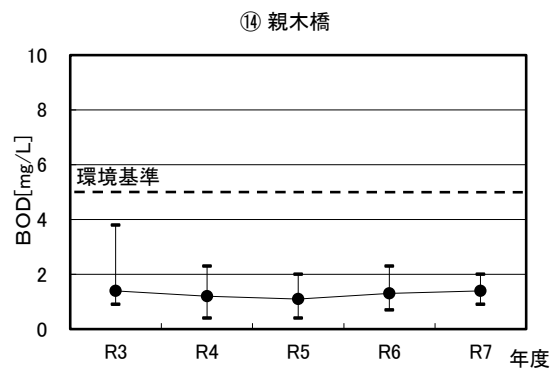
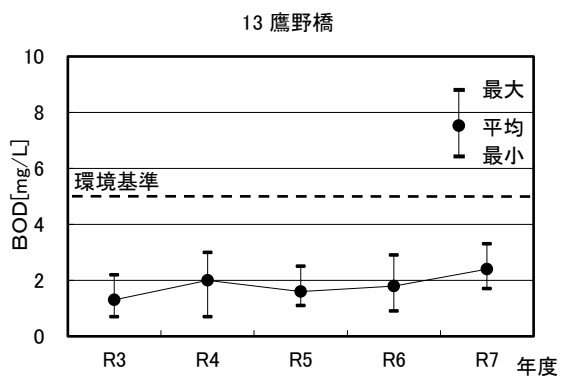


(5) 森戸川水系

森戸川は上流では農業用水として利用されており、中流では関口川、下流では小八幡川(酒匂堰)が合流しています。BOD年平均值は、小八幡川(酒匂堰)では上流の11天神橋(酒匂堰)で2.1mg/ℓ、中流の⑫万石橋(小八幡川)で1.1mg/ℓ、下流の13鷹野橋(小八幡川)で2.4mg/ℓと環境基準を満たしています。

また、森戸川本川及び関口川では、工場排水や生活排水の影響を受けておりますが、BOD年平均值は、上流の15本川合流前(関口川)で2.6mg/ℓ、16関口川合流前(森戸川)で3.1mg/ℓ、35富士見橋で2.8mg/ℓと環境基準は満たしています。なお、小八幡川と合流した後の河口部の⑭親木橋で1.4mg/ℓと環境基準を満たしています。





(6) 中村川

中村川は上流(中井町)の砂利採取場や畜産業及び流域の生活排水の影響を受けておりますが、BOD年平均値は上流の18坂呂橋で2.2mg/ℓと環境基準を満たしています。

6. 公共用水域水質調査結果

白糸川 測定地点：1 白糸橋 類型：一

項目	(単位)	平均値	最小値	最大値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	7.8	7.7	7.9	-/4
生物学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	1.0<75%値:1.1>	0.5	1.5	-/4
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	1.2	0.4	2.0	-/4
浮遊物質	(SS) (mg/ℓ)	1	<1	1	-/4
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	9.9	8.9	11.1	-/4
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	6.3E+01	2.0E+01	1.3E+02	-/4
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/ℓ)	1.0	0.75	1.5	-/4
全燐	(mg/ℓ)	0.045	0.037	0.065	-/4
全亜鉛	(mg/ℓ)	<0.001	<0.001	<0.001	-/4
ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
L A S	(mg/ℓ)				
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
六価クロム	(mg/ℓ)				
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
総水銀	(mg/ℓ)				
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)				
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/ℓ)				
シマジン	(mg/ℓ)				
チオベンカルブ	(mg/ℓ)				
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
ふっ素	(mg/ℓ)	<0.08	<0.08	<0.08	0/4
ほう素	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/4
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/4
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.91	0.67	1.2	-/4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.93	0.72	1.2	0/4
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/4
溶解性鉄	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/4
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/4
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/4
E P N	(mg/ℓ)				
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/4
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	<0.04	<0.04	<0.04	-/4
磷酸態磷	(mg/ℓ)	0.036	0.027	0.052	-/4
電気伝導率	(mS/m)	10	8	13	-/4
塩化物イオン	(mg/ℓ)	3	2	3	-/4
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/4
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/4
気温	(℃)	21.4	12.4	29.8	-/4
水温	(℃)	15.5	10.0	21.8	-/4
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

早川 測定地点：② 早川橋 類型：河川A類型/生物A類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	7.8	7.2	8.3	0/24
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	0.7<75%値:0.9>	<0.5	1.0	0/24
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	1.9	1.0	2.6	-/24
浮遊物質量	(SS) (mg/ℓ)	4	1	9	0/24
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	9.1	7.6	10.9	0/24
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	4.9E+02	2.3E+02	1.5E+03	8/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/2
全窒素	(mg/ℓ)	0.88	0.52	1.2	-/24
全燐	(mg/ℓ)	0.091	0.072	0.12	-/24
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.001	<0.001	0.002	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2
L A S	(mg/ℓ)	0.0029	0.0017	0.0041	0/2
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/12
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
砒素	(mg/ℓ)	0.017	0.009	0.024	11/12
総水銀	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2
チウラム	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2
シマジン	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ふっ素	(mg/ℓ)	<0.08	<0.08	<0.08	0/6
ほう素	(mg/ℓ)	0.30	0.19	0.38	0/6
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/2
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.75	0.45	0.96	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.80	0.50	1.0	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/6
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
溶解性鉄	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/6
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/2
E P N	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-/2
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/2
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	0.04	<0.04	0.06	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.080	0.062	0.11	-/12
電気伝導率	(mS/m)	29	22	33	-/24
塩化物イオン	(mg/ℓ)	32	24	42	-/24
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	99.0	67.0	>100.0	-/24
気温	(℃)	17.3	3.5	34.0	-/24
水温	(℃)	16.9	9.1	28.2	-/24
流量	(m³/s)	1.40	1.26	1.53	-/2

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

早川 測定地点：3 小田原用水取水口付近 類型：河川A類型/生物A類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	8.0	7.6	8.2	0/12
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	1.5<75%値:1.7>	0.9	1.9	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	2.4	1.6	2.9	-/12
浮遊物質	(SS) (mg/ℓ)	2	<1	8	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	10.4	9.2	11.9	0/12
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	5.3E+02	2.9E+02	7.6E+02	11/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/ℓ)	1.1	0.88	1.3	-/12
全燐	(mg/ℓ)	0.081	0.062	0.11	-/12
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.001	<0.001	0.002	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
L A S	(mg/ℓ)				
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)				
砒素	(mg/ℓ)	0.016	0.012	0.022	12/12
総水銀	(mg/ℓ)				
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)				
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/ℓ)				
シマジン	(mg/ℓ)				
チオベンカルブ	(mg/ℓ)				
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/ℓ)	0.08	<0.08	0.08	0/12
ほう素	(mg/ℓ)	0.27	0.16	0.36	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.91	0.74	1.2	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.94	0.79	1.2	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/ℓ)	0.08	0.02	0.18	-/12
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/ℓ)				
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	<0.04	<0.04	<0.04	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.064	0.040	0.10	-/12
電気伝導率	(mS/m)	28	23	33	-/12
塩化物イオン	(mg/ℓ)	22	11	36	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/12
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	20.4	7.3	33.0	-/12
水温	(℃)	16.6	9.6	24.5	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

山王川 測定地点：④ 山王橋 類型：河川B類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	7.9	7.2	8.5	0/24
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	0.7<75%値:0.8>	<0.5	1.0	0/24
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	2.0	1.0	3.0	-/24
浮遊物質量	(SS) (mg/ℓ)	4	1	7	0/24
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	8.6	6.0	10.8	0/24
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	8.4E+02	1.6E+02	2.5E+03	3/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/2
全窒素	(mg/ℓ)	1.1	0.95	1.3	-/24
全燐	(mg/ℓ)	0.074	0.050	0.10	-/24
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.004	0.001	0.012	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2
L A S	(mg/ℓ)	0.0020	0.0018	0.0022	0/2
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/12
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
砒素	(mg/ℓ)	0.006	<0.005	0.009	0/12
総水銀	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2
チウラム	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2
シマジン	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ふっ素	(mg/ℓ)	<0.08	<0.08	<0.08	0/6
ほう素	(mg/ℓ)	0.15	0.03	0.25	0/6
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/2
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.95	0.62	1.2	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.99	0.67	1.2	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/6
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
溶解性鉄	(mg/ℓ)	0.02	<0.02	0.02	-/6
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	0.012	<0.01	0.02	-/6
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/2
E P N	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-/2
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/2
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	<0.04	<0.04	<0.04	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.066	0.040	0.088	-/12
電気伝導率	(mS/m)	25	15	39	-/24
塩化物イオン	(mg/ℓ)	20	7	45	-/24
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	99.0	84.0	>100.0	-/24
気温	(℃)	17.6	4.0	35.0	-/24
水温	(℃)	17.2	7.8	27.3	-/24
流量	(m³/s)	0.85	0.82	0.87	-/2

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

山王川 測定地点：5 久野川・坊所川合流点 類型：河川B類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	8.0	7.8	8.2	0/12
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/l)	1.1<75%値:1.3>	0.6	1.7	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/l)	2.2	1.7	2.8	-/12
浮遊物質	(SS) (mg/l)	1	<1	5	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/l)	10.4	8.9	12.5	0/12
大腸菌数	(CFU/100ml)	1.8E+02	4.0E+01	6.2E+02	0/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/l)	1.1	0.85	1.4	-/12
全燐	(mg/l)	0.032	0.018	0.095	-/12
全亜鉛	(mg/l)	0.002	<0.001	0.007	0/12
ノニルフェノール	(mg/l)				
L A S	(mg/l)				
カドミウム	(mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/l)				
砒素	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/l)				
アルキル水銀	(mg/l)				
P C B	(mg/l)				
ジクロロメタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/l)				
シマジン	(mg/l)				
チオベンカルブ	(mg/l)				
ベンゼン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/l)	<0.08	<0.08	<0.08	0/12
ほう素	(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/l)				
亜硝酸性窒素	(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/l)	0.92	0.75	1.2	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)	0.95	0.80	1.2	0/12
フェノール類	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/l)	0.02	<0.02	0.02	-/12
溶解性マンガン	(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
総クロム	(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/l)				
ニッケル	(mg/l)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/l)	<0.04	<0.04	<0.04	-/12
磷酸態燐	(mg/l)	0.023	0.015	0.044	-/12
電気伝導率	(mS/m)	12	10	13	-/12
塩化物イオン	(mg/l)	3	2	4	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/l)	0.03	<0.03	0.03	-/12
クロロフィル a	(μg/l)				
トリハロメタン生成能	(mg/l)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	20.1	6.9	33.0	-/12
水温	(℃)	15.6	6.3	24.9	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

酒匂川 測定地点：⑥ 酒匂橋 類型：河川B類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	7.9	7.2	8.5	0/24
生物学的酸素要求量 (BOD)	(mg/ℓ)	0.8<75%値:0.8>	<0.5	1.2	0/24
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	2.0	1.0	2.8	-/24
浮遊物質	(SS) (mg/ℓ)	4	1	10	0/24
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	8.7	6.2	11.6	0/24
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	2.1E+02	2.6E+01	6.4E+02	0/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/2
全窒素	(mg/ℓ)	0.92	0.61	1.4	-/24
全燐	(mg/ℓ)	0.091	0.063	0.13	-/24
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.001	<0.001	0.001	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2
L A S	(mg/ℓ)	0.0007	<0.0006	0.0007	0/2
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/12
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2
チウラム	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2
シマジン	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ふっ素	(mg/ℓ)	0.08	<0.08	0.09	0/6
ほう素	(mg/ℓ)	0.02	<0.02	0.02	0/6
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/2
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.77	0.54	1.1	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.81	0.59	1.1	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/6
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
溶解性鉄	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/6
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/2
E P N	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-/2
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/2
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	<0.04	<0.04	<0.04	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.079	0.058	0.10	-/12
電気伝導率	(mS/m)	17	13	22	-/24
塩化物イオン	(mg/ℓ)	5	2	7	-/24
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	>100.0	>100.0	>100.0	-/24
気温	(℃)	17.7	4.0	35.0	-/24
水温	(℃)	17.6	8.9	28.8	-/24
流量	(m³/s)	9.00	1.67	35.11	-/24

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

酒匂川 測定地点：7 下仙了橋 類型：河川A類型/生物B類型

項目	(単位)	平均値	最小値	最大値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	8.2	8.0	8.4	0/12
生物学的酸素要求量	(BOD) (mg/l)	1.5<75%値:1.5>	0.9	2.0	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/l)	2.2	1.4	3.4	-/12
浮遊物質	(SS) (mg/l)	3	<1	13	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/l)	10.5	9.6	11.6	0/12
大腸菌数	(CFU/100ml)	2.7E+02	7.0E+01	8.5E+02	3/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/l)	1.1	0.83	1.3	-/12
全リン	(mg/l)	0.082	0.055	0.10	-/12
全亜鉛	(mg/l)	0.001	<0.001	0.001	0/12
ノニルフェノール	(mg/l)				
L A S	(mg/l)				
カドミウム	(mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/l)				
砒素	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/l)				
アルキル水銀	(mg/l)				
P C B	(mg/l)				
ジクロロメタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/l)				
シマジン	(mg/l)				
チオベンカルブ	(mg/l)				
ベンゼン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/l)	0.08	<0.08	0.09	0/12
ほう素	(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/l)				
亜硝酸性窒素	(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/l)	0.93	0.65	1.1	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)	0.96	0.70	1.1	0/12
フェノール類	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/l)	0.03	<0.02	0.13	-/12
溶解性マンガン	(mg/l)	0.01	<0.01	0.01	-/12
総クロム	(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/l)				
ニッケル	(mg/l)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/l)	<0.04	<0.04	<0.04	-/12
磷酸態リン	(mg/l)	0.068	0.045	0.091	-/12
電気伝導率	(mS/m)	17	16	19	-/12
塩化物イオン	(mg/l)	3	2	5	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/l)	0.03	<0.03	0.03	-/12
クロロフィル a	(μg/l)				
トリハロメタン生成能	(mg/l)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	21.2	8.6	33.7	-/12
水温	(℃)	19.1	13.1	26.0	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

酒匂川 測定地点：⑧ 狩川橋 類型：河川A類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	7.9	7.2	8.5	0/24
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	0.9<75%値:0.9>	0.5	1.3	0/24
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	2.0	1.0	2.7	-/24
浮遊物質	(SS) (mg/ℓ)	4	2	9	0/24
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	8.6	7.5	11.0	0/24
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	2.5E+02	7.7E+01	9.6E+02	2/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/2
全窒素	(mg/ℓ)	0.99	0.62	1.4	-/24
全燐	(mg/ℓ)	0.086	0.063	0.095	-/24
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.001	<0.001	0.002	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
L A S	(mg/ℓ)				
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/12
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)				
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2
チウラム	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2
シマジン	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ふっ素	(mg/ℓ)	<0.08	<0.08	<0.08	0/6
ほう素	(mg/ℓ)	0.03	<0.02	0.03	0/6
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.82	0.55	1.3	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.86	0.60	1.3	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/6
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
溶解性鉄	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/6
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
総クロム	(mg/ℓ)				
E P N	(mg/ℓ)				
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/2
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	<0.04	<0.04	<0.04	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.076	0.064	0.088	-/12
電気伝導率	(mS/m)	18	16	24	-/24
塩化物イオン	(mg/ℓ)	5	3	6	-/24
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	>100.0	>100.0	>100.0	-/24
気温	(℃)	17.3	3.0	35.0	-/24
水温	(℃)	17.8	10.1	27.9	-/24
流量	(m³/s)	3.90	2.29	6.63	-/10

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

酒匂川 測定地点：⑨ 報徳橋 類型：河川A類型/生物B類型

項目	(単位)	平均値	最小値	最大値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	7.9	7.2	8.4	0/24
生物学的酸素要求量	(BOD) (mg/l)	0.7<75%値:0.7>	<0.5	1.1	0/24
化学的酸素要求量	(COD) (mg/l)	1.8	1.0	2.6	-/24
浮遊物質	(SS) (mg/l)	3	<1	8	0/24
溶存酸素量	(DO) (mg/l)	9.1	7.6	11.2	0/24
大腸菌数	(CFU/100ml)	5.5E+01	7.0E+00	2.6E+02	0/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	-/2
全窒素	(mg/l)	0.77	0.41	1.1	-/24
全リン	(mg/l)	0.079	0.052	0.11	-/24
全亜鉛	(mg/l)	0.001	<0.001	0.001	0/12
ノニルフェノール	(mg/l)				
L A S	(mg/l)				
カドミウム	(mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	0/12
鉛	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
砒素	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12
アルキル水銀	(mg/l)				
P C B	(mg/l)				
ジクロロメタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
四塩化炭素	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
トリクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
テトラクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2
チウラム	(mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2
シマジン	(mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2
チオベンカルブ	(mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ベンゼン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
セレン	(mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ふっ素	(mg/l)	0.09	<0.08	0.11	0/6
ほう素	(mg/l)	0.03	<0.02	0.05	0/6
1,4-ジオキサン	(mg/l)				
亜硝酸性窒素	(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/l)	0.60	0.26	0.89	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)	0.65	0.31	0.94	0/12
フェノール類	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	-/6
銅	(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
溶解性鉄	(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	-/6
溶解性マンガン	(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
総クロム	(mg/l)				
E P N	(mg/l)				
ニッケル	(mg/l)	<0.008	<0.008	<0.008	-/2
アンモニア性窒素	(mg/l)	0.04	<0.04	0.04	-/12
磷酸態磷	(mg/l)	0.077	0.050	0.11	-/12
電気伝導率	(mS/m)	16	13	18	-/24
塩化物イオン	(mg/l)	4	2	6	-/24
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/l)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
クロロフィル a	(μg/l)				
トリハロメタン生成能	(mg/l)				
透視度	(cm)	>100.0	>100.0	>100.0	-/24
気温	(℃)	17.2	2.5	35.0	-/24
水温	(℃)	17.6	7.7	34.4	-/24
流量	(m³/s)	12.77	0.27	27.70	-/24

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

酒匂川 測定地点：10 西湘バイパス下 類型：河川B類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	7.3	6.9	7.6	0/12
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	2.8<75%値:2.8>	2.4	3.0	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	5.0	3.2	6.4	-/12
浮遊物質量	(SS) (mg/ℓ)	3	<1	16	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	8.5	7.4	9.1	0/12
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	3.0E+02	4.0E+01	5.5E+02	0/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/ℓ)	4.9	2.3	8.5	-/12
全燐	(mg/ℓ)	0.60	0.21	1.1	-/12
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.016	<0.001	0.028	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
L A S	(mg/ℓ)				
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)				
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/ℓ)				
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)				
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/ℓ)				
シマジン	(mg/ℓ)				
チオベンカルブ	(mg/ℓ)				
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/ℓ)	0.08	<0.08	0.10	0/12
ほう素	(mg/ℓ)	0.03	0.02	0.05	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.08	<0.05	0.22	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	4.1	1.7	7.9	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	4.1	1.7	7.9	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/ℓ)	0.05	0.03	0.11	-/12
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	0.01	<0.01	0.01	-/12
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/ℓ)				
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	0.12	<0.04	0.38	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.47	0.13	1.0	-/12
電気伝導率	(mS/m)	43	27	66	-/12
塩化物イオン	(mg/ℓ)	46	11	98	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	0.07	<0.03	0.16	-/12
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	21.3	8.5	32.2	-/12
水温	(℃)	21.4	17.0	26.9	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

森戸川 測定地点：11 天神橋 類型：河川C類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	8.1	7.7	8.3	0/12
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/l)	2.1<75%値:2.4>	1.5	2.6	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/l)	2.7	1.8	3.2	-/12
浮遊物質量	(SS) (mg/l)	3	<1	11	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/l)	9.9	8.5	11.5	0/12
大腸菌数	(CFU/100ml)	2.9E+02	6.0E+01	1.6E+03	-/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/l)	1.3	0.98	1.8	-/12
全燐	(mg/l)	0.072	0.053	0.091	-/12
全亜鉛	(mg/l)	0.003	<0.001	0.014	0/12
ノニルフェノール	(mg/l)				
L A S	(mg/l)				
カドミウム	(mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/l)				
砒素	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/l)				
アルキル水銀	(mg/l)				
P C B	(mg/l)				
ジクロロメタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/l)				
シマジン	(mg/l)				
チオベンカルブ	(mg/l)				
ベンゼン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/l)	0.08	<0.08	0.08	0/12
ほう素	(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/l)				
亜硝酸性窒素	(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/l)	1.2	0.90	1.7	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)	1.2	0.95	1.7	0/12
フェノール類	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/l)	0.04	<0.02	0.11	-/12
溶解性マンガン	(mg/l)	0.01	<0.01	0.02	-/12
総クロム	(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/l)				
ニッケル	(mg/l)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/l)	0.04	<0.04	0.06	-/12
磷酸態燐	(mg/l)	0.059	0.043	0.080	-/12
電気伝導率	(mS/m)	17	14	23	-/12
塩化物イオン	(mg/l)	5	2	9	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/l)	0.03	<0.03	0.04	-/12
クロロフィル a	(μg/l)				
トリハロメタン生成能	(mg/l)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	22.2	8.0	31.1	-/12
水温	(℃)	16.9	9.3	24.0	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

森戸川 測定地点：⑫ 万石橋 類型：河川C類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	7.9	7.1	8.5	0/24
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	1.1<75%値:1.1>	0.6	2.2	0/24
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	2.4	1.0	3.8	-/24
浮遊物質量	(SS) (mg/ℓ)	4	<1	17	0/24
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	8.8	7.0	11.2	0/24
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	2.7E+02	2.9E+01	5.3E+02	-/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/2
全窒素	(mg/ℓ)	1.0	0.52	1.5	-/24
全燐	(mg/ℓ)	0.078	0.043	0.11	-/24
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.002	<0.001	0.003	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
L A S	(mg/ℓ)				
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/12
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)				
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2
チウラム	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2
シマジン	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ふっ素	(mg/ℓ)	<0.08	<0.08	<0.08	0/6
ほう素	(mg/ℓ)	0.03	<0.02	0.04	0/6
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.78	0.44	1.2	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.83	0.49	1.2	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/6
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
溶解性鉄	(mg/ℓ)	0.05	<0.02	0.12	-/6
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	0.01	<0.01	0.01	-/6
総クロム	(mg/ℓ)				
E P N	(mg/ℓ)				
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/2
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	0.04	<0.04	0.04	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.059	0.031	0.081	-/12
電気伝導率	(mS/m)	19	15	24	-/24
塩化物イオン	(mg/ℓ)	6	3	9	-/24
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	93.0	50.0	>100.0	-/24
気温	(℃)	17.5	4.0	35.0	-/24
水温	(℃)	17.3	8.5	27.3	-/24
流量	(m³/s)	1.03	0.12	1.59	-/12

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

森戸川 測定地点：13 鷹野橋 類型：河川C類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	8.3	8.0	8.5	0/12
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	2.4<75%値:2.5>	1.7	3.3	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	2.8	2.0	5.0	-/12
浮遊物質	(SS) (mg/ℓ)	2	<1	8	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	11.0	9.1	12.9	0/12
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	2.2E+02	3.0E+01	6.6E+02	-/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/ℓ)	1.0	0.72	1.5	-/12
全燐	(mg/ℓ)	0.063	0.036	0.084	-/12
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.002	<0.001	0.003	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
L A S	(mg/ℓ)				
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)				
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/ℓ)				
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)				
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/ℓ)				
シマジン	(mg/ℓ)				
チオベンカルブ	(mg/ℓ)				
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/ℓ)	0.08	<0.08	0.09	0/12
ほう素	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.05	<0.05	0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.86	0.61	1.2	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.90	0.66	1.2	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/ℓ)	0.05	0.02	0.09	-/12
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/ℓ)				
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	<0.04	<0.04	<0.04	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.049	0.029	0.064	-/12
電気伝導率	(mS/m)	18	10	23	-/12
塩化物イオン	(mg/ℓ)	5	2	8	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	0.04	<0.03	0.06	-/12
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	21.6	8.4	33.5	-/12
水温	(℃)	17.5	8.9	26.1	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

森戸川 測定地点：⑭ 親木橋 類型：河川C類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	7.9	7.2	8.5	0/24
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	1.4<75%値:1.5>	0.9	2.0	0/24
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	2.8	1.8	4.0	-/24
浮遊物質量	(SS) (mg/ℓ)	5	2	15	0/24
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	8.4	5.4	10.2	0/24
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	5.9E+02	2.4E+02	1.3E+03	-/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/2
全窒素	(mg/ℓ)	1.3	0.53	2.1	-/24
全燐	(mg/ℓ)	0.14	0.066	0.22	-/24
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.002	<0.001	0.004	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2
L A S	(mg/ℓ)	0.0038	0.0020	0.0055	0/2
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/12
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2
チウラム	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2
シマジン	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ふっ素	(mg/ℓ)	0.09	<0.08	0.12	0/6
ほう素	(mg/ℓ)	0.02	<0.02	0.03	0/6
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/2
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.05	<0.05	0.07	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.90	0.46	1.4	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.93	0.51	1.4	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/6
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
溶解性鉄	(mg/ℓ)	0.03	<0.02	0.06	-/6
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/2
E P N	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-/2
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/2
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	0.05	<0.04	0.10	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.11	0.074	0.14	-/12
電気伝導率	(mS/m)	21	15	27	-/24
塩化物イオン	(mg/ℓ)	7	4	11	-/24
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	94.0	34.0	>100.0	-/24
気温	(℃)	17.3	3.5	34.0	-/24
水温	(℃)	17.3	6.7	28.8	-/24
流量	(m³/s)	1.09	0.37	2.63	-/11

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

森戸川 測定地点：15 本川(森戸川)合流前 類型：河川C類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	8.1	7.8	8.3	0/12
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	2.6<75%値:2.7>	2.0	3.8	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	3.0	2.2	4.8	-/12
浮遊物質	(SS) (mg/ℓ)	2	1	4	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	9.7	8.2	11.2	0/12
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	6.9E+02	1.9E+02	2.6E+03	-/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/ℓ)	1.4	0.98	1.9	-/12
全燐	(mg/ℓ)	0.12	0.070	0.15	-/12
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.002	<0.001	0.008	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
L A S	(mg/ℓ)				
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)				
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/ℓ)				
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)				
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/ℓ)				
シマジン	(mg/ℓ)				
チオベンカルブ	(mg/ℓ)				
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/ℓ)	0.08	<0.08	0.10	0/12
ほう素	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.05	<0.05	0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	1.1	0.83	1.5	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	1.1	0.88	1.5	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/ℓ)	0.09	0.03	0.16	-/12
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/ℓ)				
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	0.07	<0.04	0.13	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.088	0.059	0.11	-/12
電気伝導率	(mS/m)	19	16	22	-/12
塩化物イオン	(mg/ℓ)	5	2	7	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	0.05	<0.03	0.09	-/12
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	21.0	7.2	32.5	-/12
水温	(℃)	16.5	1.6	26.3	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

森戸川 測定地点：16 関口川合流前 類型：河川C類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	8.0	7.7	8.3	0/12
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	3.1<75%値:3.2>	1.9	4.5	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	3.9	3.0	5.3	-/12
浮遊物質量	(SS) (mg/ℓ)	3	<1	8	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	10.0	7.2	12.0	0/12
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	8.8E+02	1.8E+02	3.3E+03	-/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/ℓ)	1.9	1.0	3.0	-/12
全燐	(mg/ℓ)	0.20	0.10	0.27	-/12
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.003	<0.001	0.008	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
L A S	(mg/ℓ)				
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)				
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/ℓ)				
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)				
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/ℓ)				
シマジン	(mg/ℓ)				
チオベンカルブ	(mg/ℓ)				
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/ℓ)	0.08	<0.08	0.09	0/12
ほう素	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.06	<0.05	0.08	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	1.5	0.78	2.4	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	1.5	0.83	2.4	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/ℓ)	0.08	0.03	0.16	-/12
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	0.01	<0.01	0.01	-/12
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/ℓ)				
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	0.09	<0.04	0.25	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.14	0.070	0.21	-/12
電気伝導率	(mS/m)	21	19	23	-/12
塩化物イオン	(mg/ℓ)	5	3	8	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	0.06	<0.03	0.15	-/12
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	21.0	7.2	32.5	-/12
水温	(℃)	17.7	7.8	26.9	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

中村川 測定地点：18 坂呂橋 類型：河川C類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	8.2	7.9	8.4	0/12
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	2.2<75%値:2.6>	1.4	3.6	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	3.1	2.2	5.8	-/12
浮遊物質量	(SS) (mg/ℓ)	2	<1	9	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	9.9	8.0	12.7	0/12
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	4.6E+02	9.0E+01	9.5E+02	-/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/ℓ)	2.4	1.4	3.4	-/12
全燐	(mg/ℓ)	0.15	0.086	0.19	-/12
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.005	<0.001	0.009	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
L A S	(mg/ℓ)				
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)				
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/ℓ)				
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)				
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/ℓ)				
シマジン	(mg/ℓ)				
チオベンカルブ	(mg/ℓ)				
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/ℓ)	0.08	<0.08	0.08	0/12
ほう素	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	2.0	1.2	3.2	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	2.0	1.2	3.2	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/ℓ)	0.05	<0.02	0.21	-/12
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/ℓ)				
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	<0.04	<0.04	<0.04	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.12	0.067	0.17	-/12
電気伝導率	(mS/m)	28	19	33	-/12
塩化物イオン	(mg/ℓ)	7	4	13	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	0.04	<0.03	0.07	-/12
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	21.3	7.8	33.0	-/12
水温	(℃)	17.4	9.3	26.6	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

酒匂川 測定地点：③1 飯泉取水堰(上) 類型：河川A類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	7.9	7.2	8.2	0/24
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	0.7<75%値:0.7>	<0.5	1.1	0/24
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	1.9	1.0	2.6	-/24
浮遊物質量	(SS) (mg/ℓ)	3	1	6	0/24
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	8.9	7.5	11.1	0/24
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	9.9E+01	2.5E+01	3.0E+02	0/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/2
全窒素	(mg/ℓ)	0.80	0.46	1.2	-/24
全燐	(mg/ℓ)	0.083	0.059	0.10	-/24
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.001	<0.001	0.002	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2
L A S	(mg/ℓ)	0.0007	<0.0006	0.0007	0/2
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/12
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2
チウラム	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2
シマジン	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
ふっ素	(mg/ℓ)	0.08	<0.08	0.10	0/6
ほう素	(mg/ℓ)	0.02	<0.02	0.02	0/6
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/2
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.67	0.39	1.1	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.71	0.44	1.1	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/6
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
溶解性鉄	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/6
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/2
E P N	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-/2
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/2
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	<0.04	<0.04	<0.04	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.073	0.051	0.10	-/12
電気伝導率	(mS/m)	16	13	18	-/24
塩化物イオン	(mg/ℓ)	4	2	7	-/24
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)	0.019	0.012	0.025	-/4
透視度	(cm)	99.8	94.0	>100.0	-/24
気温	(℃)	17.7	4.5	35.0	-/24
水温	(℃)	17.0	8.5	28.2	-/24
流量	(m³/s)	17.81	10.77	41.91	-/24

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

酒匂川 測定地点：32 金瀬川末端 類型：河川A類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	8.2	7.9	8.4	0/12
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	1.8<75%値:1.9>	1.3	2.0	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	2.6	1.4	3.8	-/12
浮遊物質	(SS) (mg/ℓ)	3	1	5	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	10.2	8.4	11.6	0/12
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	4.3E+02	8.0E+01	1.1E+03	7/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/ℓ)	1.2	0.96	1.5	-/12
全燐	(mg/ℓ)	0.089	0.070	0.11	-/12
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.001	<0.001	0.004	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
L A S	(mg/ℓ)				
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)				
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/ℓ)				
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)				
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/ℓ)				
シマジン	(mg/ℓ)				
チオベンカルブ	(mg/ℓ)				
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/ℓ)	0.08	<0.08	0.10	0/12
ほう素	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	1.0	0.82	1.3	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	1.0	0.87	1.3	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/ℓ)	0.05	<0.02	0.09	-/12
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/ℓ)				
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	<0.04	<0.04	<0.04	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.073	0.049	0.099	-/12
電気伝導率	(mS/m)	18	15	20	-/12
塩化物イオン	(mg/ℓ)	4	2	5	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	0.03	<0.03	0.04	-/12
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	21.5	8.8	32.5	-/12
水温	(℃)	18.3	11.7	25.8	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

早川 測定地点：33 太閤橋 類型：河川A類型/生物A類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	8.1	7.7	8.3	0/12
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	1.4<75%値:1.6>	1.0	1.8	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	1.9	1.2	3.0	-/12
浮遊物質	(SS) (mg/ℓ)	2	<1	7	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	10.1	8.7	11.7	0/12
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	3.4E+02	1.4E+02	6.8E+02	7/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/ℓ)	0.97	0.75	1.3	-/12
全燐	(mg/ℓ)	0.075	0.046	0.097	-/12
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.001	<0.001	0.001	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
L A S	(mg/ℓ)				
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)				
砒素	(mg/ℓ)	0.015	0.011	0.021	12/12
総水銀	(mg/ℓ)				
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)				
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/ℓ)				
シマジン	(mg/ℓ)				
チオベンカルブ	(mg/ℓ)				
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/ℓ)	<0.08	<0.08	<0.08	0/12
ほう素	(mg/ℓ)	0.23	0.14	0.35	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.82	0.65	0.99	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.86	0.70	1.0	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/ℓ)	0.06	0.02	0.16	-/12
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/ℓ)				
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	<0.04	<0.04	<0.04	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.060	0.041	0.090	-/12
電気伝導率	(mS/m)	24	19	28	-/12
塩化物イオン	(mg/ℓ)	20	9	33	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	0.03	<0.03	0.03	-/12
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	20.5	7.2	33.1	-/12
水温	(℃)	16.0	8.6	24.1	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

酒匂川 測定地点：34 山道橋 類型：河川A類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	8.0	7.8	8.2	0/12
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/l)	1.6<75%値:1.8>	1.0	2.0	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/l)	2.2	1.4	3.7	-/12
浮遊物質量	(SS) (mg/l)	2	<1	4	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/l)	9.7	8.3	10.9	0/12
大腸菌数	(CFU/100ml)	4.5E+02	1.4E+02	1.5E+03	7/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/l)	1.1	0.88	1.3	-/12
全燐	(mg/l)	0.076	0.065	0.093	-/12
全亜鉛	(mg/l)	0.001	<0.001	0.001	0/12
ノニルフェノール	(mg/l)				
L A S	(mg/l)				
カドミウム	(mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/l)				
砒素	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/l)				
アルキル水銀	(mg/l)				
P C B	(mg/l)				
ジクロロメタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/l)				
シマジン	(mg/l)				
チオベンカルブ	(mg/l)				
ベンゼン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/l)	0.08	<0.08	0.09	0/12
ほう素	(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/l)				
亜硝酸性窒素	(mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
硝酸性窒素	(mg/l)	0.95	0.76	1.1	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)	0.98	0.81	1.1	0/12
フェノール類	(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/l)	0.02	<0.02	0.05	-/12
溶解性マンガン	(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
総クロム	(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/l)				
ニッケル	(mg/l)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/l)	<0.04	<0.04	<0.04	-/12
磷酸態燐	(mg/l)	0.065	0.051	0.083	-/12
電気伝導率	(mS/m)	16	13	17	-/12
塩化物イオン	(mg/l)	3	2	6	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/l)	<0.03	<0.03	<0.03	-/12
クロロフィル a	(μg/l)				
トリハロメタン生成能	(mg/l)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	22.0	8.5	33.3	-/12
水温	(℃)	18.1	11.9	24.8	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

森戸川 測定地点：35 富士見橋 類型：河川C類型/生物B類型

項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
水素イオン濃度	(pH)	8.0	7.8	8.2	0/12
生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)	2.8<75%値:3.1>	2.2	4.2	0/12
化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	3.5	2.6	5.5	-/12
浮遊物質量	(SS) (mg/ℓ)	4	<1	16	0/12
溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	9.6	7.9	11.6	0/12
大腸菌数	(CFU/100mℓ)	8.7E+02	4.0E+02	1.9E+03	-/12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/4
全窒素	(mg/ℓ)	1.6	1.0	2.5	-/12
全燐	(mg/ℓ)	0.17	0.095	0.27	-/12
全亜鉛	(mg/ℓ)	0.002	<0.001	0.004	0/12
ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
L A S	(mg/ℓ)				
カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12
全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
六価クロム	(mg/ℓ)				
砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12
総水銀	(mg/ℓ)				
アルキル水銀	(mg/ℓ)				
P C B	(mg/ℓ)				
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
チウラム	(mg/ℓ)				
シマジン	(mg/ℓ)				
チオベンカルブ	(mg/ℓ)				
ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12
ふっ素	(mg/ℓ)	0.08	<0.08	0.10	0/12
ほう素	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.05	<0.05	0.07	-/12
硝酸性窒素	(mg/ℓ)	1.3	0.84	2.2	-/12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	1.3	0.89	2.2	0/12
フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
溶解性鉄	(mg/ℓ)	0.10	0.03	0.17	-/12
溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/12
総クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/12
E P N	(mg/ℓ)				
ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/12
アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	0.09	<0.04	0.19	-/12
磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.12	0.070	0.22	-/12
電気伝導率	(mS/m)	22	19	25	-/12
塩化物イオン	(mg/ℓ)	5	3	8	-/12
塩分濃度					
陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	0.04	<0.03	0.12	-/12
クロロフィル a	(μg/ℓ)				
トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
透視度	(cm)	>30.0	>30.0	>30.0	-/12
気温	(℃)	21.3	8.4	32.8	-/12
水温	(℃)	18.0	9.1	27.0	-/12
流量	(m³/s)				

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

相模湾 測定地点：国府津沖 類型：海域A類型

	項 目 (単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
上 層	水素イオン濃度 (pH)	8.2	8.1	8.3	-/12
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/ℓ)				
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/ℓ)	1.9	1.2	3.1	-/12
	浮遊物質量 (SS) (mg/ℓ)				
	溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	7.6	6.7	9.3	-/12
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)	1	<1	2	-/12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/12
	全窒素 (mg/ℓ)	0.18	0.09	0.30	-/12
	全リン (mg/ℓ)	0.016	0.008	0.029	-/12
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.001	<0.001	0.002	-/6
	ノニルフェノール (mg/ℓ)				
	L A S (mg/ℓ)				
	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.07	<0.05	0.13	-/12
	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	0.04	<0.04	0.05	-/12
	磷酸態リン (mg/ℓ)	0.007	<0.001	0.014	-/12
	電気伝導率 (mS/m)				
	塩化物イオン (mg/ℓ)				
	塩分濃度	33.56	32.01	34.70	-/12
	陰イオン界面活性剤 (mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
下 層	クロロフィル a (μg/ℓ)	2.2	0.3	7.0	-/12
	水温 (℃)	20.9	15.4	29.2	-/12
	水素イオン濃度 (pH)	8.1	7.9	8.2	-/12
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/ℓ)				
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/ℓ)	1.2	1.0	1.4	-/12
	浮遊物質量 (SS) (mg/ℓ)				
	溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	6.7	5.7	7.8	-/12
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)				
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)				
	全窒素 (mg/ℓ)	0.17	0.09	0.22	-/12
	全リン (mg/ℓ)	0.019	0.013	0.027	-/12
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.003	0.001	0.007	-/6
	ノニルフェノール (mg/ℓ)				
	L A S (mg/ℓ)				
	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.08	<0.05	0.14	-/12
	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	0.04	<0.04	0.05	-/12
	磷酸態リン (mg/ℓ)	0.014	0.008	0.022	-/12
	電気伝導率 (mS/m)				
	塩化物イオン (mg/ℓ)				
	塩分濃度	34.60	34.38	35.54	-/12
	陰イオン界面活性剤 (mg/ℓ)				
	クロロフィル a (μg/ℓ)				
	水温 (℃)	17.9	15.3	20.5	-/12

	項 目 (単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
全 層	水素イオン濃度 (pH)	8.2	8.0	8.2	0/12
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/ℓ)				
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/ℓ)	1.6<75%値:1.8>	1.2	2.1	0/12
	浮遊物質量 (SS) (mg/ℓ)				
	溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	7.2	6.2	8.5	8/12
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)	1	<1	2	0/12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	0/12
	全窒素 (mg/ℓ)	0.18	0.09	0.26	-/12
	全燐 (mg/ℓ)	0.017	0.013	0.027	-/12
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.002	0.001	0.005	-/6
	ノニルフェノール (mg/ℓ)				
	L A S (mg/ℓ)				
	カドミウム (mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/6
	全シアン (mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/6
	鉛 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6
	六価クロム (mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/6
	砒素 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6
	総水銀 (mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/6
	アルキル水銀 (mg/ℓ)				
	P C B (mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2
	ジクロロメタン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	四塩化炭素 (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	トリクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
	テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
	1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2
	チウラム (mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2
	シマジン (mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2
	チオベンカルブ (mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
	ベンゼン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	セレン (mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
	ふっ素 (mg/ℓ)				
	ほう素 (mg/ℓ)				
	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)				
	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.08	<0.05	0.13	-/12
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.13	<0.10	0.18	0/12
	フェノール類 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
	銅 (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/2
	溶解性鉄 (mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/2
	溶解性マンガン (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/2
	総クロム (mg/ℓ)				
	E P N (mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-/2
	ニッケル (mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/2
	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	0.04	<0.04	0.05	-/12
	磷酸態燐 (mg/ℓ)	0.011	0.006	0.018	-/12
	電気伝導率 (mS/m)				
	塩化物イオン (mg/ℓ)				
	塩分濃度	34.08	33.24	34.86	-/12
	陰イオン界面活性剤 (mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
	クロロフィル a (μg/ℓ)	2.2	0.3	7.0	-/12
	トリハロメタン生成能 (mg/ℓ)				
	水温 (℃)	19.4	15.4	24.5	-/12
	透明度 (m)	9.6	5.0	15.0	-/12
	気温 (℃)	20.7	9.2	32.4	-/12

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

相模湾 測定地点：小田原沖 類型：海域A類型

	項 目 (単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
上 層	水素イオン濃度 (pH)	8.2	8.1	8.3	-/12
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/ℓ)				
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/ℓ)	1.8	0.8	2.5	-/12
	浮遊物質量 (SS) (mg/ℓ)				
	溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	7.6	6.7	8.9	-/12
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)	2	<1	8	-/12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/12
	全窒素 (mg/ℓ)	0.23	0.15	0.43	-/12
	全リン (mg/ℓ)	0.020	0.009	0.051	-/12
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.001	<0.001	0.003	-/6
	ノニルフェノール (mg/ℓ)				
	L A S (mg/ℓ)				
	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.09	<0.05	0.37	-/12
	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	0.04	<0.04	0.05	-/12
	磷酸態リン (mg/ℓ)	0.010	<0.001	0.048	-/12
	電気伝導率 (mS/m)				
	塩化物イオン (mg/ℓ)				
	塩分濃度	32.73	28.68	34.70	-/12
下 層	陰イオン界面活性剤 (mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
	クロロフィル a (μg/ℓ)	2.3	0.2	8.1	-/12
	水温 (℃)	20.7	15.3	29.2	-/12
	水素イオン濃度 (pH)	8.1	7.9	8.2	-/12
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/ℓ)				
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/ℓ)	1.2	0.8	1.4	-/12
	浮遊物質量 (SS) (mg/ℓ)				
	溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	6.7	5.5	7.8	-/12
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)				
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)				
	全窒素 (mg/ℓ)	0.18	0.09	0.24	-/12
	全リン (mg/ℓ)	0.018	0.014	0.024	-/12
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.004	0.002	0.005	-/6
	ノニルフェノール (mg/ℓ)				
	L A S (mg/ℓ)				
	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.08	<0.05	0.14	-/12
	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	0.04	<0.04	0.05	-/12
	磷酸態リン (mg/ℓ)	0.014	0.010	0.019	-/12
	電気伝導率 (mS/m)				
	塩化物イオン (mg/ℓ)				
	塩分濃度	34.44	34.11	34.67	-/12
	陰イオン界面活性剤 (mg/ℓ)				
	クロロフィル a (μg/ℓ)				
	水温 (℃)	17.9	15.5	20.8	-/12

	項 目	(単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
全 層	水素イオン濃度	(pH)	8.2	8.0	8.2	0/12
	生物化学的酸素要求量	(BOD) (mg/ℓ)				
	化学的酸素要求量	(COD) (mg/ℓ)	1.5<75%値:1.7>	0.8	1.9	0/12
	浮遊物質量	(SS) (mg/ℓ)				
	溶存酸素量	(DO) (mg/ℓ)	7.2	6.1	8.3	9/12
	大腸菌数	(CFU/100mℓ)	2	<1	8	0/12
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	0/12
	全窒素	(mg/ℓ)	0.21	0.12	0.30	-/12
	全燐	(mg/ℓ)	0.019	0.014	0.033	-/12
	全亜鉛	(mg/ℓ)	0.003	0.002	0.004	-/6
	ノニルフェノール	(mg/ℓ)				
	L A S	(mg/ℓ)				
	カドミウム	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/6
	全シアン	(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/6
	鉛	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6
	六価クロム	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/6
	砒素	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6
	総水銀	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/6
	アルキル水銀	(mg/ℓ)				
	P C B	(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2
	ジクロロメタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	四塩化炭素	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
	テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2
	チウラム	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2
	シマジン	(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2
	チオベンカルブ	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
	ベンゼン	(mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	セレン	(mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
	ふっ素	(mg/ℓ)				
	ほう素	(mg/ℓ)				
	1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)				
	亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
	硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.09	<0.05	0.21	-/12
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/ℓ)	0.14	<0.10	0.26	0/12
	フェノール類	(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
	銅	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/2
	溶解性鉄	(mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/2
	溶解性マンガン	(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/2
	総クロム	(mg/ℓ)				
	E P N	(mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-/2
	ニッケル	(mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/2
	アンモニア性窒素	(mg/ℓ)	0.04	<0.04	0.05	-/12
	磷酸態燐	(mg/ℓ)	0.012	0.006	0.029	-/12
	電気伝導率	(mS/m)				
	塩化物イオン	(mg/ℓ)				
	塩分濃度		33.59	31.49	34.69	-/12
	陰イオン界面活性剤	(mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
	クロロフィル a	(μg/ℓ)	2.3	0.2	8.1	-/12
	トリハロメタン生成能	(mg/ℓ)				
	水温	(℃)	19.3	15.4	25.0	-/12
	透明度	(m)	9.9	4.5	16.0	-/12
	気温	(℃)	20.3	8.6	31.7	-/12

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

相模湾 測定地点：根府川沖 類型：海域A類型

	項 目 (単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
上 層	水素イオン濃度 (pH)	8.2	8.1	8.3	-/12
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/ℓ)				
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/ℓ)	1.9	1.2	2.3	-/12
	浮遊物質量 (SS) (mg/ℓ)				
	溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	7.5	6.7	8.6	-/12
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)	3	<1	25	-/12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	-/12
	全窒素 (mg/ℓ)	0.21	0.12	0.30	-/12
	全リン (mg/ℓ)	0.015	0.009	0.028	-/12
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.002	<0.001	0.005	-/6
	ノニルフェノール (mg/ℓ)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	-/2
	L A S (mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-/2
	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	-/12
	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.07	<0.05	0.14	-/12
	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	0.04	<0.04	0.05	-/12
	磷酸態リン (mg/ℓ)	0.006	<0.001	0.018	-/12
	電気伝導率 (mS/m)				
	塩化物イオン (mg/ℓ)				
	塩分濃度	33.48	32.51	34.52	-/12
	陰イオン界面活性剤 (mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
下 層	クロロフィル a (μg/ℓ)	2.1	0.4	6.4	-/12
	水温 (℃)	20.6	14.1	28.3	-/12
	水素イオン濃度 (pH)	8.1	7.9	8.2	-/12
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/ℓ)				
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/ℓ)	1.2	1.0	1.6	-/12
	浮遊物質量 (SS) (mg/ℓ)				
	溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	6.7	5.7	7.8	-/12
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)				
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)				
	全窒素 (mg/ℓ)	0.21	0.12	0.31	-/12
	全リン (mg/ℓ)	0.018	0.012	0.023	-/12
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.004	<0.001	0.007	-/6
	ノニルフェノール (mg/ℓ)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	-/2
	L A S (mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-/2
	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.05	<0.05	0.07	-/12
	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.08	<0.05	0.14	-/12
	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	0.04	<0.04	0.06	-/12
	磷酸態リン (mg/ℓ)	0.014	0.007	0.020	-/12
	電気伝導率 (mS/m)				
	塩化物イオン (mg/ℓ)				
	塩分濃度	34.47	34.27	34.68	-/12
	陰イオン界面活性剤 (mg/ℓ)				
	クロロフィル a (μg/ℓ)				
	水温 (℃)	17.8	15.4	21.1	-/12

	項 目 (単位)	平 均 値	最 小 値	最 大 値	m/n
全 層	水素イオン濃度 (pH)	8.2	8.0	8.3	0/12
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/ℓ)				
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/ℓ)	1.6<75%値:1.7>	1.2	1.9	0/12
	浮遊物質量 (SS) (mg/ℓ)				
	溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	7.2	6.2	8.2	7/12
	大腸菌数 (CFU/100mℓ)	3	<1	25	0/12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	<0.5	<0.5	<0.5	0/12
	全窒素 (mg/ℓ)	0.21	0.13	0.30	-/12
	全燐 (mg/ℓ)	0.017	0.012	0.022	-/12
	全亜鉛 (mg/ℓ)	0.003	<0.001	0.005	-/6
	ノニルフェノール (mg/ℓ)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	-/2
	L A S (mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-/2
	カドミウム (mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/6
	全シアン (mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	0/6
	鉛 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6
	六価クロム (mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0/6
	砒素 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6
	総水銀 (mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/6
	アルキル水銀 (mg/ℓ)				
	P C B (mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2
	ジクロロメタン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	四塩化炭素 (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	トリクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
	テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
	1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2
	チウラム (mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2
	シマジン (mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2
	チオベンカルブ (mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
	ベンゼン (mg/ℓ)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
	セレン (mg/ℓ)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
	ふっ素 (mg/ℓ)				
	ほう素 (mg/ℓ)				
	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.05	<0.05	0.06	-/12
	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.08	<0.05	0.13	-/12
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.13	<0.10	0.18	0/12
	フェノール類 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	-/2
	銅 (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/2
	溶解性鉄 (mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	-/2
	溶解性マンガン (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	-/2
	総クロム (mg/ℓ)				
	E P N (mg/ℓ)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-/2
	ニッケル (mg/ℓ)	<0.008	<0.008	<0.008	-/2
	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	0.04	<0.04	0.06	-/12
	磷酸態燐 (mg/ℓ)	0.010	0.006	0.017	-/12
	電気伝導率 (mS/m)				
	塩化物イオン (mg/ℓ)				
	塩分濃度	33.98	33.40	34.54	-/12
	陰イオン界面活性剤 (mg/ℓ)	<0.03	<0.03	<0.03	-/6
	クロロフィル a (μg/ℓ)	2.1	0.4	6.4	-/12
	トリハロメタン生成能 (mg/ℓ)				
	水温 (℃)	19.2	14.8	24.3	-/12
	透明度 (m)	9.9	5.5	13.0	-/12
	気温 (℃)	19.9	9.3	32.4	-/12

※m：基準値を超えた検体数、n：調査検体数

7. 生活排水対策

水質汚濁防止法には、「国及び地方公共団体の責務」として、「市町村は（中略）生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない」（第14条の5第1項）と定められています。

また、「国民の責務」として、「何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない」（第14条の6）とされています。この他、神奈川県生活環境の保全等に関する条例においても、同様の規程が盛り込まれています。

本市では生活排水対策として、生活排水が未処理のまま公共用水域に排出されることによる水質汚濁を防止する観点から、公共下水道の整備に努めるとともに、公共下水道が整備されない区域においては家庭用小型合併処理浄化槽の普及を促進する施策を行っています。

（1）公共下水道の整備状況

公共下水道は、都市環境の整備と公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質を保全するために欠くことのできない大切な施設です。

本市の下水道は旧市街地を中心とした西部処理区（小田原市公共下水道・寿町終末処理場、昭和41年供用開始）と酒匂川流域下水道の左岸処理区（昭和57年供用開始）及び右岸処理区（昭和63年供用開始）となっておりましたが、西部処理区を平成20年度に左岸処理区に編入し、計画区域内の整備を着実に進めています。

表Ⅲ－7 公共下水道整備状況表

（令和7年度末現在）

処理区	面積（ha）				人口（千人）		
	行政	全体計画	事業計画 （下水道法）	処理区域	行政	処理区域内	接続
左岸 （流域）	－	2,325	2,310	2,126	141.4	120.7	115.4
右岸 （流域）	－	564	564	448	43.6	35.0	31.8
計	11,360	2,889	2,874	2,574	185.0	155.7	147.3

（2）家庭用小型合併処理浄化槽の普及

生活排水から公共用水域の水質を保全するため、公共下水道が整備されない地域（原則として都市計画法に規定する市街化調整区域）に家庭用小型合併処理浄化槽を設置される方に、設置費用の一部を補助する制度を平成3年度から実施しています。平成21年度からは、補助制度の改訂により、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換される方のみ対象としました。また、平成28年度からは、神奈川県の水源環境保全・再生市町村補助金を利用し、水道水源となる酒匂川の飯泉取水堰よりも上流の一部の地域に対し、手厚く補助が行える事業を、令和2年度からは配管工事費に対する補助拡充、令和5年度からは撤去に対する補助額の増を行いました。（小田原市合併処理浄化槽整備事業補助金交付制度）。

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理するもので、公共用水域に流れ込む汚れの量を、単独処理浄化槽に比べ8分の1に減少させる性能があり、下水道終末処理施設と同程度の処理水（BOD：20mg/ℓ以下）が望めます。そこで市では、市民の方に補助金制度についての宣伝広報を行い、家庭用小型合併処理浄化槽の啓発普及に努めています。

表Ⅲ－８ 合併処理浄化槽整備事業補助金

(令和７年度)

	地域	1基あたりの 補助金額	基数	補助金額
５人槽	通常地域	632,000円	５基	3,160,000円
	水源地域	1,081,000円	５基	5,405,000円
７人槽	通常地域	714,000円	２基	1,428,000円
	水源地域	1,274,000円	７基	8,918,000円
１０人槽	通常地域	848,000円	０基	０円
	水源地域	1,559,000円	０基	０円

※水源地域とは、神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金の対象地域を、通常地域とは、それ以外の地域を言います。また単独浄化槽を撤去する場合は補助の上乗せがあります。

表Ⅲ－９ 合併処理浄化槽補助件数の推移

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
１３基	１５基	１８基	２５基	１９基

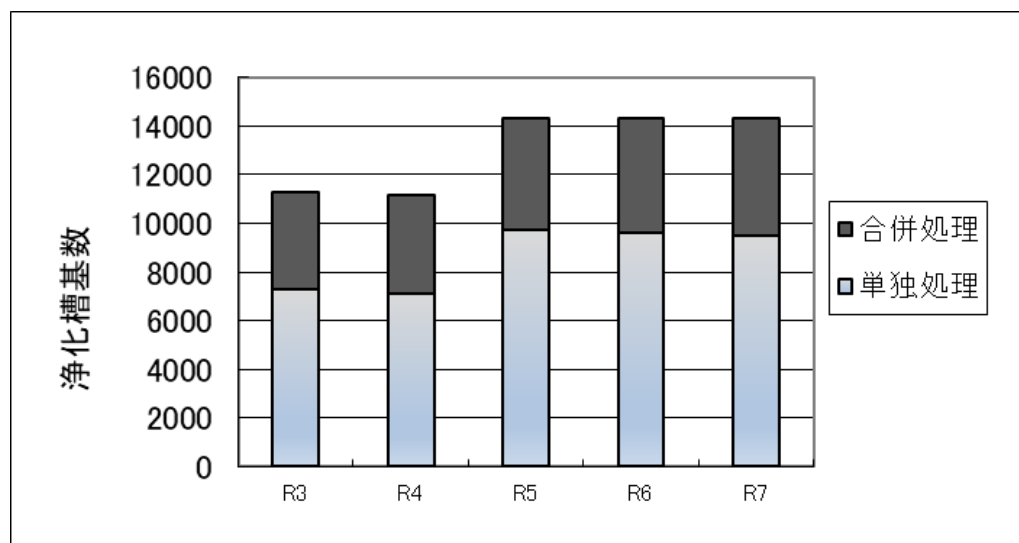
※補助対象は、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換

表Ⅲ－１０ 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の基数

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
単独処理 浄化槽数	7,262	7,094	9,709	9,611	9,520
合併処理 浄化槽数	4,005	4,090	4,623	4,698	4,792
合計	11,267	11,184	14,332	14,309	14,312

※神奈川県小田原保健福祉事務所環境衛生課（浄化槽法所管）が把握している件数
令和５年度に浄化槽台帳の整理を実施

図Ⅲ－２ 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の基数



Ⅳ 地 下 水

1. 小田原市豊かな地下水を守る条例

本市では、豊かな地下水を保全し、良好な環境の保全を目的とした「小田原市豊かな地下水を守る条例」を平成7年4月1日に施行しました。

この条例により工場又は事業場では、揚水能力（揚水施設が複数の場合にあっては、その揚水能力の合計）が1時間につき12.5立方メートル以上ある場合は、地下水採取届出書の届出を行い、毎年地下水採取量等の報告を行うことが義務付けられています。

また、地下水の状況を把握するため、地下水の水位及び水質を定期的に測定しております。

表Ⅳ－1 地下水採取届出状況（令和7年度末現在）

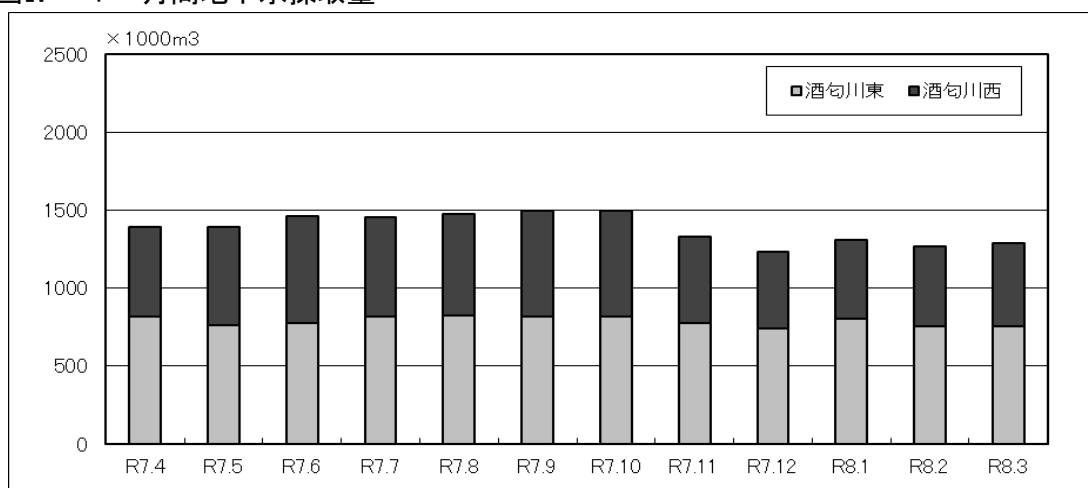
	届出工場等数	揚水施設数	採取量（m ³ /日）
酒匂川西地域	24	56(12)	19,569
酒匂川東地域	24	61(4)	25,861
合 計	48	117(16)	45,430

※カッコ内は、非常用等のため稼働していない施設数

表Ⅳ－2 月間地下水採取量（単位：m³）

	酒匂川西地域	酒匂川東地域	総採取量
令和7年4月	573,084	815,485	1,388,569
5月	632,383	758,879	1,391,262
6月	688,724	774,427	1,463,151
7月	640,967	815,599	1,456,566
8月	654,387	819,594	1,473,981
9月	679,193	814,358	1,493,551
10月	677,882	817,022	1,494,904
11月	554,923	774,980	1,329,903
12月	491,679	740,184	1,231,863
令和8年1月	504,958	801,256	1,306,214
2月	511,995	754,285	1,266,280
3月	532,503	753,232	1,285,735
合 計	7,142,678	9,439,301	16,581,979

図Ⅳ－1 月間地下水採取量

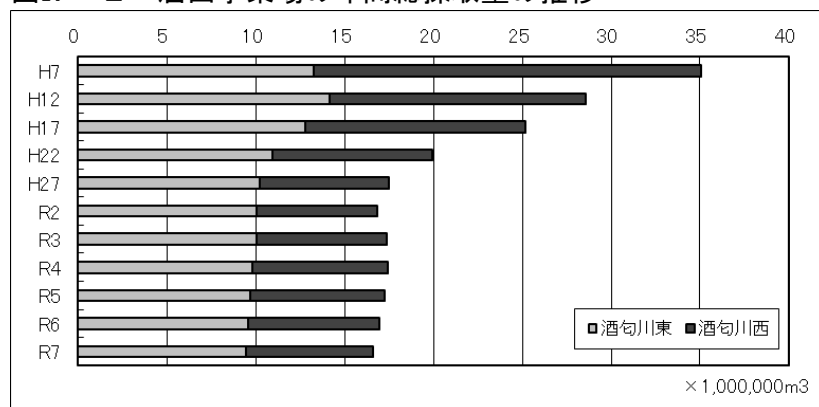


表Ⅳ－３ 届出事業場の年間総採取量，日平均採取量の推移

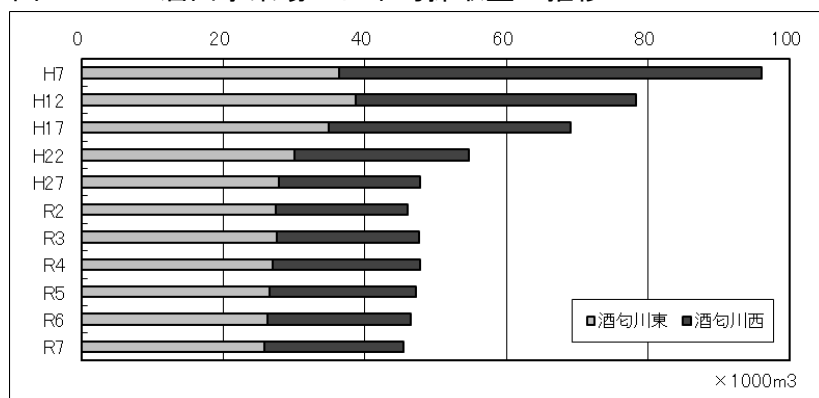
上段：年間総採取量 $\text{m}^3/\text{年}$ ，下段：日平均採取量 $\text{m}^3/\text{日}$

	酒匂川西地域	酒匂川東地域	総採取量
平成 7年度	21,802,514 59,732	13,270,909 36,358	35,073,423 96,090
平成12年度	14,435,863 39,550	14,133,600 38,722	28,569,463 78,272
平成17年度	12,430,893 34,057	12,761,545 34,963	25,192,438 69,020
平成22年度	8,978,678 24,599	10,966,311 30,045	19,944,989 54,644
平成27年度	7,271,232 19,867	10,213,703 27,906	17,484,935 47,773
令和 2 年度	6,797,333 18,623	10,034,639 27,492	16,831,972 46,115
令和 3 年度	7,333,531 20,092	10,062,866 27,570	17,396,397 47,662
令和 4 年度	7,590,949 20,797	9,835,576 26,947	17,426,525 47,744
令和 5 年度	7,572,414 20,690	9,686,654 26,466	17,259,068 47,156
令和 6 年度	7,391,000 20,249	9,569,388 26,218	16,960,388 46,467
令和 7 年度	7,142,678 19,569	9,439,301 25,861	16,581,979 45,430

図Ⅳ－２ 届出事業場の年間総採取量の推移



図Ⅳ－３ 届出事業場の日平均採取量の推移



表Ⅳ－４ 地下水位調査結果（調査地点は図Ⅳ－４）

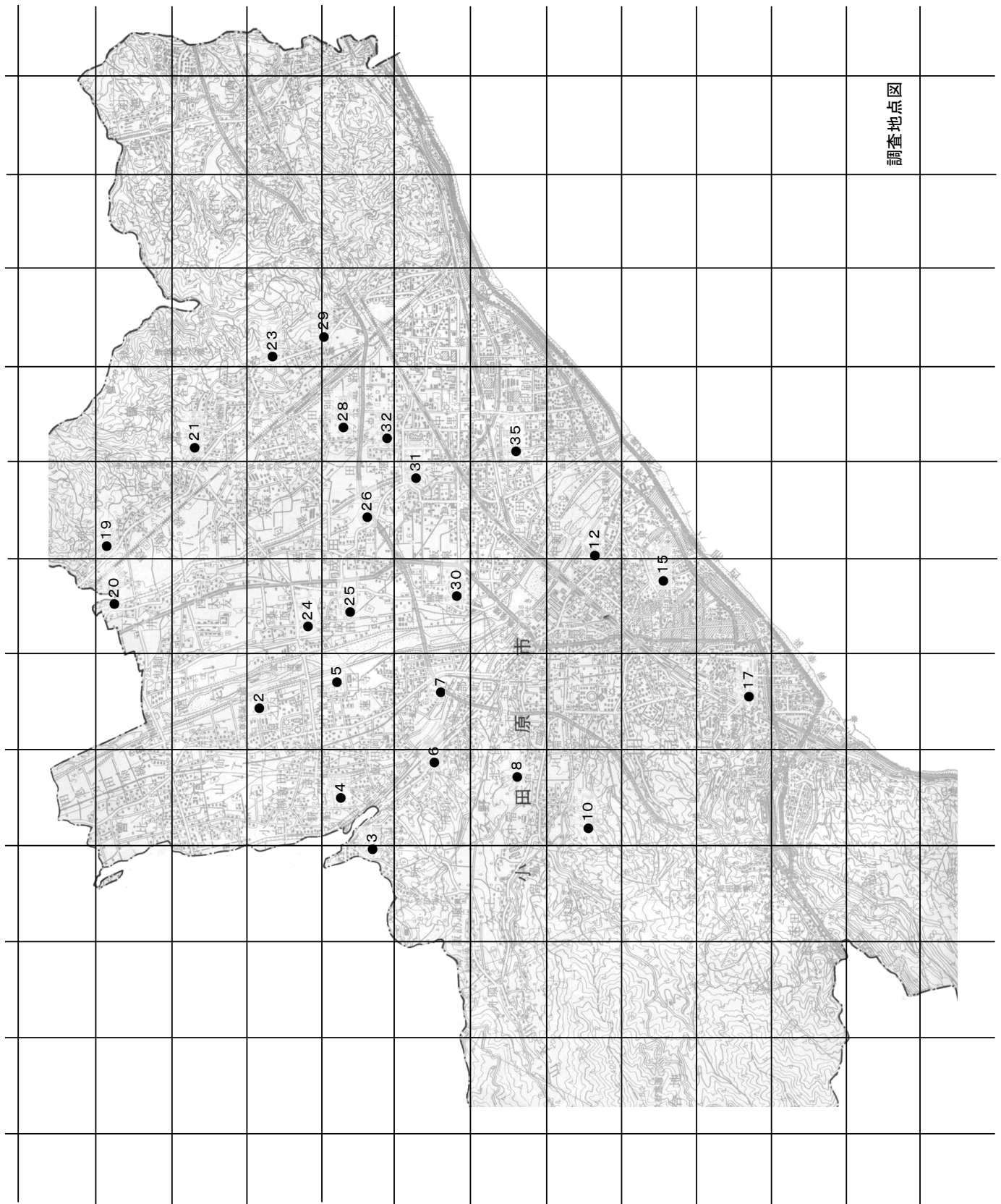
(天端基準 単位：m)

番号	R 4 8月	R 5 8月	R 6 8月	R 7 8月	R 5 2月	R 6 2月	R 7 2月	R 8 2月
2	-2.28	-2.40	-2.43	-2.58	-2.78	-2.68	-2.70	-2.69
3	—	—	—	—	—	—	—	—
4	-0.42	-0.39	-0.41	-0.46	-0.46	-0.45	-0.43	-0.43
5	-0.40	-0.32	-0.44	-0.51	-0.42	-0.53	-0.41	-0.40
6	-3.77	-3.80	-3.78	-3.79	-3.80	-3.88	-3.87	-3.91
7	-1.15	-1.25	-1.23	-1.29	-1.53	-1.62	-1.75	-1.68
8	-0.80	-0.97	-0.97	-1.79	-2.20	-1.99	-2.61	-2.73
10	-1.02	-1.08	-0.95	-1.12	-1.85	-2.39	-1.60	-2.58
12	-3.18	-3.30	-3.39	-3.14	-3.66	-3.55	-3.71	-3.62
15	3.72	3.55	3.94	1.59	1.83	1.73	1.46	1.85
17	-12.73	-12.62	-12.62	-12.85	-13.07	-13.17	-12.92	-13.25
19	-0.45	-0.46	-0.64	-0.47	-0.50	-0.63	-0.53	-0.52
20	-2.26	-2.25	-2.18	-2.15	-2.63	-2.70	-2.58	-2.62
21	-0.86	-0.95	-0.84	-0.86	-0.90	-0.90	-0.96	-0.84
23	-1.10	-1.05	-1.03	-1.13	-1.10	-1.13	-1.12	-1.03
24	-2.48	-2.49	-2.39	-2.45	-2.83	-2.90	-2.93	-2.84
25	-1.92	-1.95	-1.85	-1.97	-3.00 以深	-3.00 以深	-3.00 以深	-3.00 以深
26	-1.90	-1.69	-1.69	-1.78	-2.13	-2.14	-2.21	-2.11
28	-2.72	-3.13	-3.16	-3.19	-3.45	-3.37	-3.61	-3.52
29	-0.73	-0.68	-0.68	-0.86	-0.75	-0.71	-0.79	-0.73
30	-2.28	-2.40	-2.48	-2.48	-2.71	-2.68	-3.08	-2.83
31	-2.89	-3.15	-3.16	-3.02	-3.09	-2.97	-3.25	-3.25
32	-5.32	-5.09	-5.28	-5.38	-5.32	-5.52	-5.27	-5.45
35	-1.89	-1.71	-1.82	-2.24	-2.15	-2.02	-2.47	-2.75

※井戸番号15は1分間あたりの自噴量を示している（R 4 8月 自噴量 3.72ℓ／分）

※井戸番号25は冬季に地下水面が井戸底盤（天端基準から-3.00m）より深いため

图IV—4 地下水位調査地点

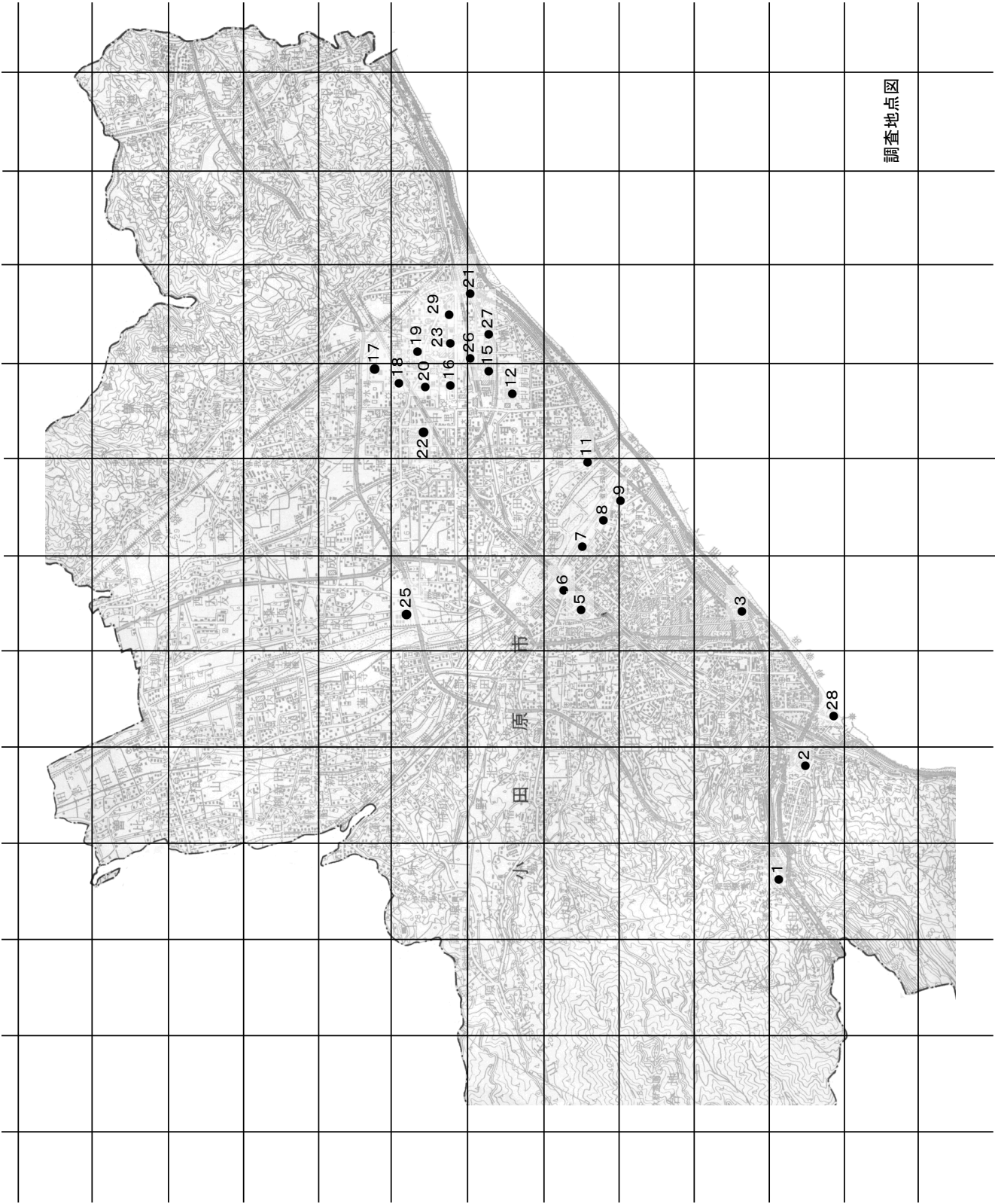


表Ⅳ－５ 地下水水質調査結果（調査地点は図Ⅳ－５参照）

調査日	R 7. 7月				R 8. 1月			
項目 番号	水 温 ℃	p H	塩素イオン mg/ℓ	電気伝導率 mS/m	水 温 ℃	p H	塩素イオン mg/ℓ	電気伝導率 mS/m
1	17.9	6.9	19.3	22.2	16.4	6.9	22.1	24.2
2	19.1	7.2	22.1	27.8	12.8	7.3	27.0	28.5
3	17.9	7.8	43.1	24.1	16.6	7.8	40.6	24.5
5－1	17.8	7.8	12.2	23.0	16.1	7.9	8.7	21.1
5－2	18.1	7.9	15.9	22.3	16.5	7.9	9.7	21.3
6－4	17.5	8.0	10.5	21.8	16.3	8.0	11.0	22.3
6－5	17.7	8.0	20.9	23.2	16.3	8.0	34.0	23.2
7－1	17.2	8.0	12.2	21.7	16.1	8.0	8.7	21.9
7－2	17.6	8.0	6.3	20.6	16.3	8.0	5.4	21.0
7－3	17.4	8.0	7.4	19.8	16.5	8.6	6.4	19.7
8	17.8	8.1	6.2	20.1	16.0	8.2	5.5	20.2
9	23.2	8.0	10.3	22.0	16.3	8.1	9.1	21.9
1 1	17.0	7.9	88.6	45.7	12.0	8.0	79.9	45.8
1 2	17.9	7.9	11.7	20.5	16.7	7.8	10.6	20.9
15－2	18.4	7.3	1,334	410	－	－	－	－
1 6	17.6	7.8	5.9	18.1	16.0	7.9	4.9	18.4
17－1	17.0	7.8	2.2	19.3	15.9	7.9	3.8	19.7
17－2	17.9	7.8	7.7	19.1	17.0	7.8	6.4	19.4
18－2	17.7	7.8	2.4	18.4	15.9	8.0	3.4	18.9
18－3	－	－	－	－	－	－	－	－
18－4	17.7	7.8	9.0	18.5	16.9	8.0	9.8	19.0
1 9	18.5	7.6	42.3	33.8	16.6	7.7	38.3	34.0
2 0	18.4	7.8	9.4	17.9	16.5	7.9	8.7	18.3
2 1	17.7	7.7	10.1	25.9	16.3	7.7	7.4	26.8
22－2	22.0	7.9	2.3	16.8	15.1	8.0	3.5	18.7
22－3	20.4	7.9	5.8	18.4	14.0	8.0	4.7	17.0
2 3	18.3	7.7	31.2	26.6	16.8	7.7	34.3	31.2
2 5	16.9	7.9	5.0	19.0	16.4	7.9	5.1	21.4
2 6	18.4	7.9	10.1	19.0	16.7	7.9	9.2	19.3
2 7	17.5	7.9	16.8	21.7	16.4	7.9	13.9	21.8
2 8	17.8	7.2	23.8	23.6	16.8	7.3	21.9	24.7
29－1	18.5	7.6	217	89.4	16.2	7.8	204	92.8
29－2	18.2	7.9	106	52.5	16.8	7.9	94.3	53.6

※井戸番号9、16は、受水槽からサンプリング

図Ⅳ－5 地下水水質調査地点図



2. 地下水調査結果

(1) 調査概要

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染が問題となり、現在では水質汚濁防止法によりトリクロロエチレン等 28 物質が有害物質に指定され、環境基準が設定されています。(表Ⅳ－6) また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例においては 29 物質が特定有害物質に指定され、地下水の水質浄化基準が設定されています。(表Ⅳ－7)

本市では、市内の地下水汚染の状況を把握するために、水質汚濁防止法による地下水の水質測定計画に基づく調査を実施しています。

表Ⅳ－6 地下水の環境基準

(単位：mg/ℓ)

物 質 名	環 境 基 準
カ ド ミ ウ ム	0.003 以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六 価 ク ロ ム	0.02 以下
砒 素	0.01 以下
総 水 銀	0.0005 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 以下
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 以下
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002 以下
チ ラ ウ ム	0.006 以下
シ マ ジ ン	0.003 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 以下
ベ ン ゼ ン	0.01 以下
セ レ ン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふ つ 素	0.8 以下
ほ う 素	1 以下
1 , 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 以下

表Ⅳ－７ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例における地下水の水質の浄化基準

(単位：mg/ℓ)

特 定 有 害 物 質 の 種 類	地下水の水質の浄化基準
カドミウム及びその化合物	0.003 (カドミウム) 以下
シ ア ン 化 合 物	検出されないこと
有 機 燐 化 合 物	検出されないこと
鉛 及 び そ の 化 合 物	0.01 (鉛) 以下
六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.02 (六価クロム) 以下
砒 素 及 び そ の 化 合 物	0.01 (砒素) 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 (水銀) 以下
ア ル キ ル 水 銀 化 合 物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 以下
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 以下
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 以下
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04 以下
1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1 以下
1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.006 以下
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002 以下
チ ラ ウ ム	0.006 以下
シ マ ジ ン	0.003 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 以下
ベ ン ゼ ン	0.01 以下
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.01 (セレン) 以下
ほう 素 及 び そ の 化 合 物	1 (ほう素) 以下
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物	0.8 (ふっ素) 以下
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10 以下 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)
1 , 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 以下

(2) 水質測定計画に基づく地下水常時監視調査結果 (表Ⅳ－8)

ア 調査年月日 令和7年10月29日

イ 調査地点 市内8ヶ所 (図Ⅳ－6)

メッシュ調査 (6地点) …市内を1kmメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸の水質調査

定点調査 (2地点) …長期的な観点から定点を設け、水質の経年変化調査

ウ 調査項目 環境基準項目, 一般項目, その他の項目

エ 調査方法 令和7年度 地下水水質測定計画に基づく地下水水質測定方法による。

オ 調査結果 今年度の調査では、全地点の全項目で環境基準を満足していた。

表Ⅳ－8 地下水常時監視調査結果 (調査地点は図Ⅳ－6 参照)

・メッシュ調査, 定点調査

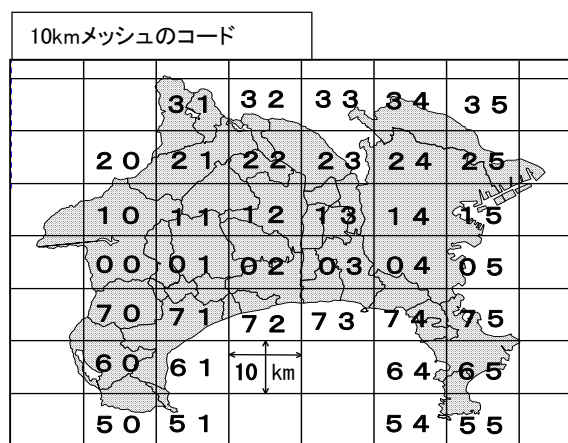
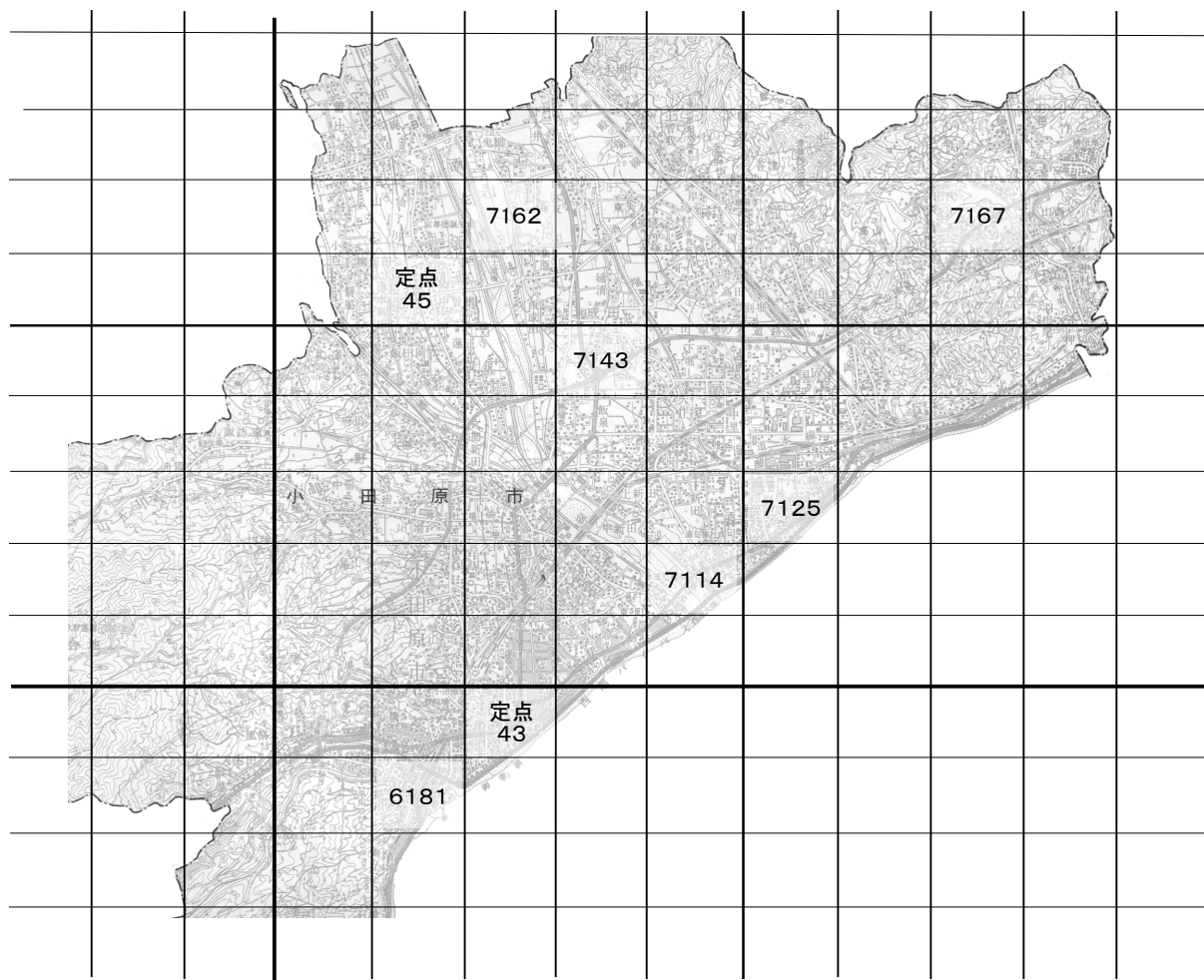
物質名	測定 地点数	検出 地点数	環境基準 超過地点数	最 高 濃 度	検出率 %	環境基準 達成率 %	環 境 基 準 mg/ℓ
				mg/ℓ			
カ ド ミ ウ ム	8	0	0		0	100	0.003以下
全 シ ア ン	8	0	0		0	100	検出されないこと
鉛	8	0	0		0	100	0.01以下
六 価 ク ロ ム	8	0	0		0	100	0.02以下
砒 素	8	0	0		0	100	0.01以下
総 水 銀	8	0	0		0	100	0.0005以下
ア ル キ ル 水 銀	8	0	0		0	100	検出されないこと
P C B	8	0	0		0	100	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	8	0	0		0	100	0.02以下
四 塩 化 炭 素	8	0	0		0	100	0.002以下
ク ロ ロ エ チ レ ン	8	0	0		0	100	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	8	0	0		0	100	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	8	0	0		0	100	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	8	0	0		0	100	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	8	1	0		0	100	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	8	0	0		0	100	0.006以下
トリクロロエチレン	8	0	0		0	100	0.01以下
テトラクロロエチレン	8	0	0		0	100	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	8	0	0		0	100	0.002以下
チ ウ ラ ム	8	0	0		0	100	0.006以下
シ マ ジ ン	8	0	0		0	100	0.003以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	8	0	0		0	100	0.02以下
ベ ン ゼ ン	8	0	0		0	100	0.01以下
セ レ ン	8	0	0		0	100	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8	8	0	5.4	100.0	100	10以下
ふ つ 素	8	2	0	0.17	25.0	100	0.8以下
ほ う 素	8	6	0	0.10	75.0	100	1以下
1, 4-ジ オ キ サ ン	8	0	0		0	100	0.05以下

図Ⅳ—6 地下水常時監視調査地点

- ・メッシュは標準地域メッシュ（行政管理庁告示）に基づき作成
- ・メッシュコードの上2桁は太線で区分されたメッシュ（約10km 四方）コードであり、下2桁は破線で区分されたメッシュ（約1km 四方）のコードである。

メッシュ調査地点（6 地点） : No. 6181, 7114, 7125, 7143, 7162, 7167

定点調査地点（2 地点） : No. 43, 45



1kmメッシュのコード



V ダイオキシン類

1. 概 況

平成12年1月15日施行のダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）からなる3物質群（単一の物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称）を「ダイオキシン類」と定義しています。

ダイオキシン類は、物を燃やしたり、塩素を含む有機化合物を製造する過程などで、副生成物として非意図的に生成されてしまうもので、水に非常に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい特性を持っています。また、常温では安定していますが、高温（800℃以上）ではほとんど分解されます。

ダイオキシン類は、二百数十種類があり、これらのうち29種類が毒性を持っているとみなされています。また人への影響については、生殖毒性や免疫毒性など、いろいろな毒性があることが多くの研究者から報告されていますが、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンには発がん性があるとされているほかは、催奇形性や生殖毒性、免疫毒性については明らかになっておりません。

表V-1 ダイオキシン類環境基準

	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質	1 pg-TEQ/ℓ 以下	日本工業規格(JIS)K0312に定める方法
土 壌	1,000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水底の 底 質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

※備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値（TEQ：毒性等量）とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2. 大気環境調査結果

(1) ダイオキシン類大気常時監視調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点	8 月	1 月	平 均
小田原市消防本部	0.0062	0.098	0.052
小 田 原 市 役 所	—	0.0074	0.0074※

(2) 経年変化

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	環境基準
小田原市消防本部	0.0092	0.011	0.0060	0.0080	0.052	0.6
小 田 原 市 役 所	0.0098	0.0087	0.0046※	0.0056	0.0074※	

※市役所での測定は令和4年度から神奈川県が隔年実施のため、令和5及び7年度は小田原市が冬季のみ実施（参考値）

3. 水質環境調査結果

水域名	調査地点	水 質 (pg-TEQ/ℓ)	底 質 (pg-TEQ/g)
中 村 川	押 切 橋	0.050	
森 戸 川	親 木 橋	0.14	0.52
山 王 川	山 王 橋	0.051	0.46
早 川	早 川 橋	0.030	
酒 匂 川	飯泉取水堰(上)	0.051	0.16
	酒 匂 橋	0.041	0.12

※神奈川県が実施（令和7年10月）

VI 騒音・振動

1. 概 況

騒音・振動は、工場及び事業場における事業活動によるものの他、建設工事、道路交通・鉄道、生活に伴うものなど、日常幅広く存在しています。

このようなことから、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出による必要な規制を行うとともに、市内の幹線交通を担う国道6路線、県道14路線の自動車騒音常時監視を実施しています。また、一般的な環境や苦情に伴う騒音・振動調査を実施するなど、生活環境の保全に努めています。

2. 環境基準等

騒音・振動に係る環境基準は、環境基本法に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準として定められたものです。

また、騒音規制法に基づき、指定地域内における自動車騒音の限度を定め（要請限度）、この限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとしています。

表VI－1 騒音・振動の大きさ

騒音

音の大きさ (dB)	騒音の例
120	飛行機
110	新幹線
100	地下鉄
90	トラック
80	乗用車
70	騒々しい事務所の中
60	普通の話声
50	一般の住宅地
40	深夜の住宅地

振動

振動の大きさ (dB)	気象庁 震度段階	感覚
95	中震	振動を強く感じる
85	弱震	
75	軽震	振動をよく感じる
65	微震	振動をようやく感じる
55	無感	振動を感じない

表VI-2 環境基準

道路に面する地域以外

(評価方法：等価騒音レベル Leq 単位：dB)

地域の区分	時 間 の 区 分	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
1 低住専，1 中高住専，1 住，2 住，準住居，調整	5 5	4 5
近商，商業，準工，工業	6 0	5 0

道路に面する地域

(評価方法：等価騒音レベル Leq 単位：dB)

地域の区分		時 間 の 区 分	
		昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
①	1 低住専，1 中高住専のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 (但し幹線交通を担う道路に近接する空間については③の基準値とする)	6 0	5 5
②	1 住，2 住，準住居，調整のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び近商，商業，準工，工業のうち車線を有する道路に面する地域 (但し幹線交通を担う道路に近接する空間については③の基準値とする)	6 5	6 0
③	幹線交通を担う道路に近接する空間	7 0	6 5

備 考

専ら住居の用に供される地域

1 低住専：第1種低層住居専用地域

1 中高住専：第1種中高層住居専用地域

主として住居の用に供される地域

1 住：第1種住居地域

準住居：準住居地域

2 住：第2種住居地域

調整：市街化調整区域

相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

近商：近隣商業地域

準工：準工業地域

商業：商業地域

工業：工業地域

幹線交通を担う道路：道路法第3条に規定する高速自動車国道，一般国道，都道府県道，市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る）

近 接 す る 空 間：道路の敷地境界線から15m（2車線以下の車線を有する道路）

道路の敷地境界線から20m（2車線を越える車線を有する道路）

車

線：1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分

表Ⅵ－３ 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度

(評価方法：等価騒音レベル Leq 単位：dB)

地域の区分		時 間 の 区 分	
		昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
①	1 低住専，1 中高住専，1 住，2 住，準住居，調整のうち1車線の車線を有する道路に面する区域 (但し幹線交通を担う道路に近接する区域については③の限度値とする)	6 5	5 5
②	1 低住専，1 中高住専のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 (但し幹線交通を担う道路に近接する区域については③の限度値とする)	7 0	6 5
③	1 住，2 住，準住居，調整のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び近商，商業，準工，工業のうち車線を有する道路に面する区域並びに幹線交通を担う道路に近接する区域	7 5	7 0

表Ⅵ－４ 振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の要請限度

(評価方法：80%レンジの上端値 単位：dB)

地域の区分		時 間 の 区 分	
		昼 間 8:00～19:00	夜 間 19:00～8:00
①	1 低住専，1 中高住専，1 住，2 住，準住居，調整	6 5	6 0
②	近商，商業，準工，工業	7 0	6 5

3. 工場及び事業場に対する規制

工場及び事業場からの騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制基準が定められています。

本市では上記関係法令に基づき立入調査を実施し、騒音・振動の測定等を行っています。

表Ⅵ－５ 騒音規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音の規制基準
(単位：dB)

用途地域 \ 時 間 帯	朝 6:00～8:00	昼 間 8:00～18:00	夕 方 18:00～23:00	夜 間 23:00～6:00
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	4 5	5 0	4 5	4 0
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	5 0	5 5	5 0	4 5
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	6 0	6 5	6 0	5 0
工業地域	6 5	7 0	6 5	5 5
工業専用地域 (騒音規制法では対象外地域)	7 5	7 5	7 5	6 5

表Ⅵ－６ 振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく振動の規制基準
(単位：dB)

用途地域 \ 時 間 帯	8:00～19:00	19:00～8:00
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	6 0	5 5
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	6 5	5 5
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	6 5	6 0
工業地域	7 0	6 0
工業専用地域 (振動規制法では対象外地域)	7 0	6 5

4. 自動車騒音調査結果

騒音規制法に基づき、国土交通省が公表している道路交通センサスにより、市内の幹線交通を担う国道6路線及び県道14路線について評価区間を設定しています。この計画は5年間で49地点を一巡しするもので、平成12年から開始し、現在、令和4年度から5巡目の調査を行っています。令和7年度は11地点の自動車騒音測定及び面的評価を行い、その結果については次のとおりです。

表Ⅵ－7 自動車騒音常時監視結果（調査地点は図Ⅵ－1参照）

測定 地点 番号	路線名	測定地点 (用途地域)	測定区間	区間 延長 km	車線
Ⅱ－1	一般国道1号 (西湘バイパス)	前川532 (第一種住居地域)	前川～国府津	2.9	4
Ⅱ－2	一般国道1号 (西湘バイパス)	酒匂4-3 (第一種住居地域)	国府津～酒匂	2.4	4
Ⅱ－3	一般国道1号 (西湘バイパス)	東町2-609 (第一種住居地域)	酒匂～東町	1.7	4
Ⅱ－4	一般国道1号 (西湘バイパス)	浜町4-40 (第一種住居地域)	東町～南町	2.6	4
Ⅱ－5	一般国道1号 (西湘バイパス)	板橋248-1 (第一種住居地域)	南町～板橋	1.7	4
Ⅱ－6	一般国道1号 (西湘バイパス)	板橋348 (第一種住居地域)	板橋～風祭	0.6	4
Ⅲ－1	一般国道1号 (小田原箱根道路)	風祭138 (市街化調整区域)	風祭～入生田	1.3	4
2－1	県道73号 小田原停車場線	城内5 (第二種住居地域)	城山～南町	1.2	2
10－1	県道718号 鴨ノ宮停車場矢作線	矢作104-1 (第一種住居地域)	鴨宮～矢作	1.5	2
10－2	県道718号 鴨ノ宮停車場矢作線	矢作223-1 (第一種中高層住居専用地域)	矢作～矢作	0.7	2
11－1	県道719号 鴨ノ宮停車場線	西酒匂1-7 (第一種住居地域)	南鴨宮～酒匂	1.3	2

(調査結果 等価騒音レベルLeq 単位：dB)

調査結果		面的評価					環 境 基 準 達成率 %	測定期間
昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00	区間対象 戸数	基準値以下			昼間夜間 とも 基準超過		
(環境基準／要請限度)			昼間夜間 とも	昼間のみ	夜間のみ			
6 0 (70／75)	5 6 (65／70)	戸 2 5 2	戸 2 5 2	戸 0	戸 0	戸 0	1 0 0	R7. 6. 9 ～6. 10
6 7 (70／75)	6 3 (65／70)	4 9 6	4 9 6	0	0	0	1 0 0	R7. 6. 9 ～6. 10
6 2 (70／75)	5 7 (65／70)	1 4 2	1 4 2	0	0	0	1 0 0	R7. 6. 9 ～6. 10
6 1 (70／75)	5 5 (65／70)	4 2 3	4 2 3	0	0	0	1 0 0	R7. 8. 18 ～8. 19
5 6 (70／75)	5 4 (65／70)	2 3 0	2 3 0	0	0	0	1 0 0	R7. 8. 18 ～8. 19
6 3 (70／75)	6 0 (65／70)	2 9	2 9	0	0	0	1 0 0	R7. 8. 18 ～8. 19
6 9 (70／75)	6 4 (65／70)	2 7	2 7	0	0	0	1 0 0	R7. 10. 14 ～10. 15
6 7 (70／75)	6 3 (65／70)	1 2 6	1 2 6	0	0	0	1 0 0	R7. 10. 14 ～10. 15
6 1 (70／75)	5 4 (65／70)	4 9 4	4 9 4	0	0	0	1 0 0	R7. 5. 26 ～5. 27
6 4 (70／75)	5 6 (65／70)	1 9 7	1 9 7	0	0	0	1 0 0	R7. 5. 26 ～5. 27
6 4 (70／75)	6 1 (65／70)	6 2 1	6 2 1	0	0	0	1 0 0	R7. 5. 26 ～5. 27

表Ⅵ－８ 自動車騒音地点別測定結果（調査地点は図Ⅵ－１参照）

（評価方法：等価騒音レベルLeq 単位：dB）

路線名	測定地点番号	測定地点	測定年月	測定値 (環境基準／要請限度)	
				昼間 (70/75)	夜間 (65/70)
一般国道 1 号	I-1	前川 388-8	R5.6	71	69
	I-2	酒匂 5-15	R5.6	69	66
	I-3	東町 4-12-1	R5.8	68	65
	I-4	浜町 2-7-17	R5.8	67	64
	I-5	南町 1-4-5	R5.8	71	68
	I-6	板橋 179	R5.9	69	65
	I-7	入生田 167	R5.9	69	65
一般国道 1 号(西湘バイパス)	II-1	前川 532	R7.6	60	56
	II-2	酒匂 4-3	R7.6	67	63
	II-3	東町 2-609	R7.6	62	57
	II-4	浜町 4-40	R7.8	61	55
	II-5	板橋 248-1	R7.8	56	54
	II-6	板橋 348	R7.8	63	60
一般国道 1 号(小田原箱根道路)	III-1	風祭 138	R7.10	69	64
一般国道 135 号	IV-1	根府川 180	R4.6	70	64
	IV-2	石橋 82	R4.5	69	63
一般国道 255 号	V-1	西大友 124	R6.5	70	65
	V-2	飯泉 486-1	R6.5	70	65
	V-3	飯泉 954-2	R6.5	68	64
	V-4	扇町 1-16-16	R6.6	67	65
一般国道 271 号(小田原厚木道路)	VI-1	風祭 531	R6.8	70	65
	VI-2	多古 730-1	R6.8	69	64
	VI-3	小竹 586-44	R6.8	70	65
県道 72 号 松田国府津線	1-1	上曽我 415	R5.5	68	64
	1-2	田島 734	R5.5	68	64
県道 73 号 小田原停車場線	2-1	城内 5	R7.10	67	63
県道 74 号 小田原山北線	3-1	城山 1-31-35	R3.6	69	62
	3-2	飯田岡 614	R3.6	68	63
県道 709 号 中井羽根尾線	4-1	中村原 24	R5.6	65	60
	4-2	小竹 1602-1	R5.5	61	53
県道 711 号 小田原松田線	5-1	飯泉 1179-1	R4.6	67	60
	5-2	桑原 801-1	R4.6	64	57
県道 714 号 栢山停車場曾我線	6-1	栢山 357	R3.5	67	61
県道 715 号 栢山停車場塚原線	7-1	栢山 2819-6	R3.5	65	59
県道 716 号 成田下曾我停車場線	8-1	千代 687	R6.6	60	56
県道 717 号 沼田国府津線	9-1	堀之内 334	R6.6	65	61
	9-2	成田 684	R4.6	65	60
	9-3	成田 60	R4.5	64	58
	9-4	高田 401	R4.5	66	62
県道 718 号 鴨ノ宮停車場矢作線	10-1	矢作 104-1	R7.5	61	54
	10-2	矢作 223-1	R7.5	64	56
県道 719 号 鴨ノ宮停車場線	11-1	西酒匂 1-7	R7.5	64	61
県道 720 号 怒田開成小田原線	12-1	曾比 1828	R3.5	64	59
	12-2	栢山 2065-1	R3.6	64	57
	12-3	蓮正寺 30	R3.6	68	61
	12-4	扇町 5-8-31	R3.6	67	61
	12-5	扇町 2-31-5	R3.6	64	56
県道 724 号 早川停車場線	13-1	早川 196	R4.6	58	48
県道 740 号 小田原湯河原線	14-1	江之浦 272	R4.6	62	47

5. 環境騒音・振動調査結果

一般的な環境における騒音・振動の状況を把握するため、市内を1kmメッシュに分割した住居実態のある地域を設定しています。この計画は10年間で約60地点を一巡し、現在3巡目の調査を行っています。令和7年度は6地点で騒音・振動測定及び評価を実施し、その結果については次のとおりです。

表VI-9 環境騒音・振動調査結果（調査地点は図VI-2参照）

（騒音：等価騒音レベル L_{eq} 単位：dB）

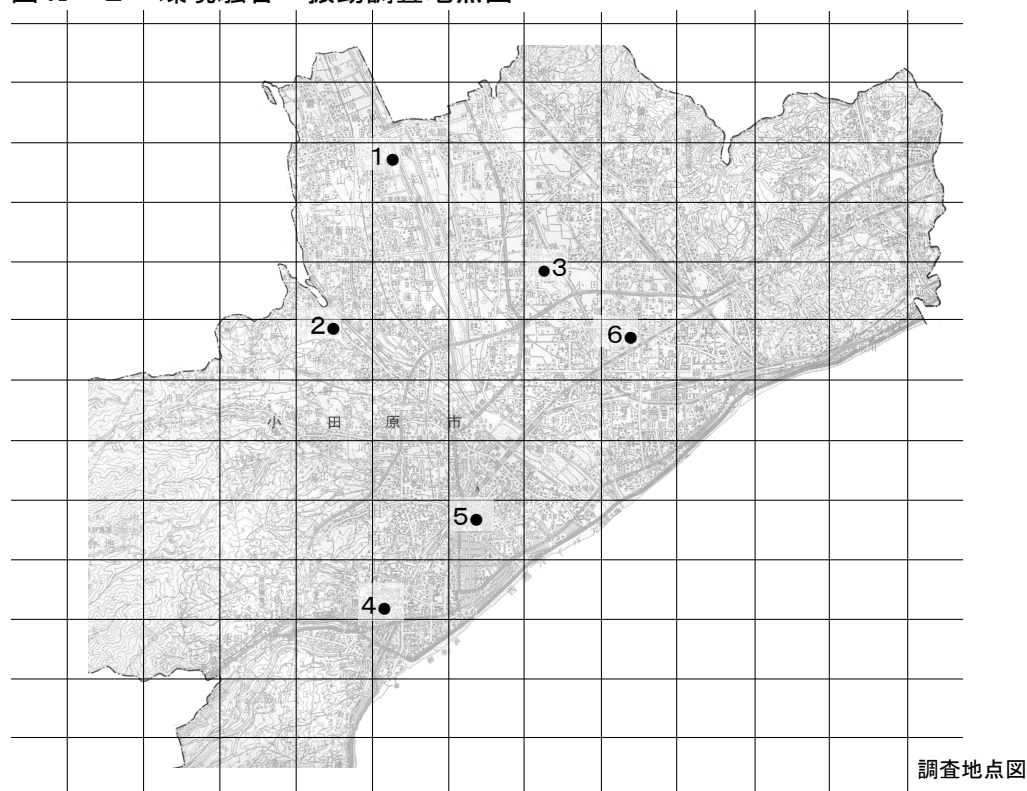
（振動：80%レンジの上端値 単位：dB）

番号	調査場所	用途地域	騒音 測定値（環境基準）		振動
			昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00	昼間 8:00～19:00
1	栢山	第一種低層住居専用地域	45（55）	40（45）	28
2	府川	第一種住居地域	47（55）	37（45）	20
3	延清	市街化調整区域	45（55）	36（45）	30
4	板橋	第一種低層住居専用地域	49（55）	38（45）	41
5	中町	準工業地域	45（60）	38（50）	27
6	中里	第一種住居地域	40（55）	36（45）	34

調査期間：地点番号1～3は、令和7年11月17日(月)～11月18日(火)

地点番号4～6は、令和7年11月20日(木)～11月21日(金)

図VI-2 環境騒音・振動調査地点図



6. 新幹線鉄道騒音・振動調査結果

新幹線鉄道の騒音・振動問題については、昭和50年代に当時の日本国有鉄道が、沿線に存在する住居等に対し障害防止対策を行うとともに、車両の改良などの発生源対策を進め、一旦は収束に向かいました。

しかしながら、新幹線鉄道的高速化や、運行本数の増加に伴い、特にトンネルに隣接する地域などで、新たな問題が起こっており、国や鉄道会社は、沿線の環境基準達成に向け、対策を行っていますが、未だ達成されていません。

そこで、市では、市民からの依頼を受け、環境庁告示「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」、環境庁勧告「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」による測定方法に準拠して、調査を実施し詳細な状況の把握に努めております。

令和7年度測定結果

① 測定日 令和7年5月23日（金）

測定場所 国府津（弁天山トンネル出口付近）

線路側別 上り線側

測定値 (騒音及び振動レベル 単位：dB)

騒音 (環境基準／対策指針値)	振動 (対策指針値)
71.5 (70／75)	61.1 (70)

② 測定日 令和7年11月27日（木）

測定場所 国府津（弁天山トンネル出口付近）

線路側別 上り線側

測定値 (騒音及び振動レベル 単位：dB)

騒音 (環境基準／対策指針値)	振動 (対策指針値)
72.0 (70／75)	61.8 (70)

Ⅶ 放 射 能

1. 概 況

平成23年度東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、同年5月に市内における空間放射線量率測定を開始しました。主に放射性セシウムを検査対象とし、市内15地点を定点として定期的に測定を行ってきました。平成27年度末に行った測定では、全ての地点で年間値に換算すると1ミリシーベルトを下回り、1時間あたりの空間放射線量率も原発事故前の数値（1時間当たり0.02～0.06マイクロシーベルト）に戻っていることを確認したため、平成27年度をもちまして、市における定期的な測定を終了しました。

現在は、国が県内19か所にモニタリングポストを設置しており、本市においては、神奈川県立城北高等学校に設置されています。10分間隔で空間放射線量が測定され公表されており、今後は、モニタリングポストの数値に大きな変動が確認された場合、市内の測定を再開いたします。

また、私有地での空間放射線量率測定の要望が多いことから、私有地については市民自ら測定することとし、平成24年2月から簡易放射線量率測定器の貸し出しを開始しました。取り扱いが容易で、放射線量の値がすぐに確認出来ることから、貸出開始当初は85%を超える稼働率でしたが、年々貸出件数は減少し、令和7年度の貸出件数は0件でした。



小田原市の鳥：コアジサシ

VIII 悪 臭

1. 概 況

私たちの身のまわりには、多くの人から好まれるにおい（芳香）から大部分の人に嫌われるにおい（悪臭）まで、様々な「におい」が存在しています。この中で人に不快感や嫌悪感を与える悪臭が工場及び事業場などから排出され、周辺住民の生活環境を損なうと悪臭公害となります。

悪臭は騒音・振動と同様に感覚公害であり、種々の物質が混じり合い発生するケースが多く、住民の悪臭に対する評価が生活様式や健康状態により異なるということが特徴としてあげられます。

本市では、悪臭の規制を悪臭防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づいて行っています。

そして、本市では、平成15年11月1日から悪臭防止法に基づき、悪臭の規制方法を従来のアンモニアなど22種類の悪臭原因物質の濃度規制から、嗅覚測定法による臭気指数規制に変更しました（平成15年8月1日小田原市告示第69号）。

この臭気指数規制は、複数の人の鼻でにおいをかいで臭い状態を数値化したものなので、22種類以外の悪臭物質のにおいや色んな物が混ざった複合臭も規制することができ、悪臭苦情の現状に沿った対応や住民の被害感により適った規制ができるようになりました。

また、規制地域も従来の市街化区域のみから市内全域に拡大しました。（市街化調整区域については平成16年11月1日に開始）

2. 悪臭防止法による規制基準

(1) 規制地域

小田原市全域とする。

(2) 臭気指数の規制基準

区 分		許 容 限 度
第1号規制基準 (敷地境界線)	第1種区域	臭気指数 10
	第2種区域	臭気指数 15
第2号規制基準 (気体排出口)		第1号規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は排出気体の臭気指数
第3号規制基準 (排水)	第1種区域	臭気指数 26
	第2種区域	臭気指数 31

備考

- 1 第1号規制基準とは、悪臭原因物質の気体で事業場の敷地の境界線の地表における規制基準
- 2 第2号規制基準とは、悪臭原因物質の気体で事業場の排出口における規制基準
- 3 第3号規制基準とは、悪臭原因物質の水で事業場の敷地外における規制基準
- 4 第1種区域とは、住居系地域（第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域）
- 5 第2種区域とは、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び市街化調整区域

3. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

1. 事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
2. 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
3. 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周辺の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りではない。
4. 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
5. 悪臭を発生する原材料・製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。

Ⅸ 土 壌 汚 染

1. 概 況

土壤汚染は、揮発性有機化合物や重金属等の不適切な取扱いによる漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされます。

土壤は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。人の健康への影響としては、汚染された土壤に直接触れたり、口にしたりする直接摂取のリスクと、汚染土壤から溶出した地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられます。

それらの土壤汚染に対応するため、土壤汚染に係る環境基準が平成3年8月に定められ、また、近年の工場跡地等の再開発やISO14001の取得に向けた工場の自主調査等に伴い、土壤汚染の判明件数が増加し、その対策として汚染防止・汚染除去等の社会的要請が強まってきました。そこで、汚染状況の把握、健康被害防止等の措置を定め、土壤汚染対策の実施を図り、住民の健康を保護することなどを目的として、神奈川県では平成10年4月1日から神奈川県生活環境の保全等に関する条例が、国では平成15年2月15日から土壤汚染対策法が施行されました。

小田原市は、施行時特例市として土壤汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例の土壤汚染対策部分の権限を移譲されています。市では定期的に有害物質使用事業所へ立入調査を実施し、土壤汚染の未然防止に努めています。

2. 市内の状況

土壤汚染対策法に基づく調査の結果、法に定める指定基準（表Ⅸ－2）に適合せず、土壤汚染があると認められた土地については、市長が汚染された土地「要措置区域」あるいは「形質変更時要届出区域」として指定し、公示します。

表Ⅸ－1 市内の汚染状況（土壤汚染対策法）

（令和7年度末現在）

土地の指定		件数	備考
要措置区域	土壤汚染の人への摂取経路あり 健康被害が生じるおそれがある 汚染の除去等の措置が必要	1	中村原184番3ほか 令和4年3月29日指定
形質変更時 要届出区域	土壤汚染の人への摂取経路なし 健康被害が生じるおそれはない 汚染の除去等の措置は不要	1	扇町四丁目18番1の一部 平成21年12月22日指定

表Ⅸ－２ 土壤汚染対策法による指定基準
(神奈川県生活環境の保全等に関する条例も同基準)

分 類	特定有害物質の種類	指 定 基 準	
		土壤溶出量基準 (mg/ℓ)	土壤含有量基準 (mg/kg)
第１種 特定有害物質 〔揮発性 有機化合物〕	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
第２種 特定有害物質 〔重金属等〕	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	不検出	—
	遊離シアン	—	50 以下
	水銀及び水銀	0.0005 以下	15 以下
	その化合物 アルキル水銀	不検出	—
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000以下
第３種 特定有害物質 〔農薬・PCB〕	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000以下
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	不検出	—
	チウラム	0.006 以下	—
	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	有機りん化合物	不検出	—

X 公害関係申請・届出

1. 事前規制について

平成12年11月に特例市へと移行したことにより、小田原市では従来の騒音規制法及び振動規制法に加えて、水質汚濁防止法に係る事務を行っています。これら公害に関する各法律では、公害を発生する可能性の高い施設を「特定施設」と規定して、新しく施設を設置する場合や施設を変更する場合、事前に届出を行うこととしています。

また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例でも、同様に公害を発生する可能性の高い施設を「指定施設」、この指定施設を使用する工場及び事業場を「指定事業所」と規定して、指定事業所の設置や変更は、事前に県知事の許可を受ける許可制をとっています。

これらの公害関係法令に基づく許可や届出の制度により、事業者に対して事前規制を行い、公害の未然防止を図っています。

2. 大気汚染防止法

(1) 届出件数（神奈川県県西地域県政総合センター環境部で受付）

施設名	令和6年度までの届出件数	令和7年度の届出件数		
		設置	廃止	合計
ボイラー	121	11	10	122
ガス発生炉	0	0	0	0
金属溶解炉	0	0	0	0
金属加熱炉	3	0	3	0
窯業焼成炉	0	0	0	0
反応炉・直火炉	3	0	0	3
乾燥炉	2	0	0	2
廃棄物焼却炉	10	0	0	10
カドミ乾燥炉	0	0	0	0
塩素塩化水素反応施設等	0	0	0	0
鉛蓄電池溶解炉	0	0	0	0
電気ガス工作物	61	1	0	62
合計	200	12	13	198
事業場実数	81	0	2	79

3. 水質汚濁防止法

(1) 排水河川別事業場数

河 川 名	酒匂川		早 川	森戸川	中村川	山王川	海 域	合 計
	甲水域	乙水域						
特定事業場数	52	43	20	37	4	32	27	215

※令和4年度に特定事業場の整理を行ったため、事業場数に大幅な変動があります。

(2) 届出件数

年度 種類	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
設 置 届	8	12	6	5	11
構 造 等 の 変 更 届	2	1	4	1	1
使 用 届	0	0	0	0	0
氏 名 等 変 更 届	9	17	8	15	18
廃 止 届	6	8	2	8	6
承 継 届	1	4	1	1	1
合 計	26	42	21	30	37

4. 土壌汚染対策法

(1) 届出数

年度 種類	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
第3条第1項土壌汚染状況調査結果報告書	0	0	0	1	1
第3条第1項ただし書の確認申請書(※)	1	0	1	0	0
土地利用方法変更届(※の申請を行なった土地について)	0	0	0	1	1
承継届(※の申請を行なった土地について)	0	0	0	1	1
第4条第1項に基づく形質変更の届出	9	18	13	6	4
指定区域内における土地の形質の変更届	0	0	0	0	1

※その土地の利用方法からみて、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認申請。

5. 騒音規制法

(1) 特定施設

種類 施設	設置(使用)届		使用全廃届		数変更届		特定工場等 総数	特定施設 総数
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	増減数		
1.金 属 加 工 機 械	0	0	1	11	0	0	75	452
2.空 気 圧 縮 機 等	1	12	1	3	0	0	194	1,934
3.土 石 用 破 砕 機 等	0	0	0	0	0	0	5	31
4.織 機	0	0	0	0	0	0	0	0
5.建設用資材製造機械	0	0	0	0	0	0	7	11
6.穀 物 用 製 粉 機	0	0	0	0	0	0	0	0
7.木 材 加 工 機 械	0	0	0	0	0	0	68	183
8.抄 紙 機	0	0	0	0	0	0	0	0
9.印 刷 機 械	0	0	0	0	0	0	46	214
10.合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0	10	19
11.鋳 型 造 型 機	0	0	0	0	0	0	0	0
計		12		14		0	405	2,844
実 数	1		2		0			

その他の届出			
公害防止方法変更届	氏名等変更届	承継届	特定建設作業実施届
0	12	0	61

(2) 特定建設作業内訳

作 業 の 種 類	件数
1. くい打機等を使用する作業	7
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	48
4. 空気圧縮機を使用する作業	2
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	2
6. バックホウを使用する作業	10
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	0
計	69

※特定建設作業実施届において、複数の作業の種類の申請があるため、届出件数と作業の種類合計数に差異が生じています。

6. 振動規制法

(1) 特定施設

施設 \ 種類	設置(使用)届		使用全廃届		数変更届		特定工場等 総数	特定施設 総数
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	増減数		
1. 金 属 加 工 機 械	0	0	1	11	0	0	70	578
2. 圧 縮 機	0	0	2	5	1	0	107	438
3. 土 石 用 破 碎 機 等	0	0	0	0	0	0	5	5
4. 織 機	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 建設用資材製造機械	0	0	0	0	0	0	1	3
6. 木 材 加 工 機 械	0	0	0	0	0	0	2	2
7. 印 刷 機 械	0	0	0	0	4	4	29	173
8. ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機	0	0	0	0	0	0	1	2
9. 合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0	10	147
10. 鋳 型 造 型 機	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0		16		4	225	1,348
実 数	0		3		5			

その他の届出				
公害防止方法 変更届	使用方法変更届	氏名等変更届	承継届	特定建設作業 実施届
0	0	11	0	40

(2) 特定建設作業内訳

作 業 の 種 類	件数
1. くい打機を使用する作業	7
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業	0
4. ブレーカーを使用する作業	33
計	40

7. ダイオキシン類対策特別措置法

(1) 届出件数 (神奈川県県西地域県政総合センター環境部で受付)

施 設 名		令和6年度までの届出件数	令和7年度の届出件数		
			設置(使用)	廃止	合計
大気関係施設	1. 焼結鉍製造用焼結炉	0	0	0	0
	2. 製鋼用電気炉	0	0	0	0
	3. 亜鉛回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉	0	0	0	0
	4. アルミニウム合金製造用焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	0	0	0	0
	5. 廃棄物焼却炉 (200kg/h以上)	10	0	0	10
	(200kg/h未満)	5	0	0	5
水質関係施設	1. パルプ製造用塩素(化合物)漂白施設	0	0	0	0
	2. 二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0
	3. アルミニウム合金製造用焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉の排ガス処理施設	0	0	0	0
	4. 廃棄物焼却炉の排ガス処理施設等	8	0	0	8
	5. 廃掃法施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設(※)	0	0	0	0
	6. 下水道終末処理施設	2	0	0	2
	7. 上記1.～5.の水質関係施設を設置する工場又は事業場の排水処理施設	0	0	0	0
合 計		25	0	0	25
事業場実数		10	0	0	10

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条

第12号の2 : 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設

第13号 : PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設

8. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

(1) 市内指定事業所数

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
指 定 事 業 所 数	278※	276	276	274	270

※令和3年度において指定事業所の整理を行ったため事業所数に大幅な変動があります。

(2) 申請届出数

種類 \ 年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
設 置 許 可 申 請	1	1	4	0	0
現 況 届	0	0	0	0	0
事 業 開 始 届	1	1	0	1	1
変 更 許 可 申 請	10	7	3	3	7
変 更 完 了 届	6	7	2	1	2
変 更 計 画 中 止 届	0	0	0	0	0
変 更 届	16	26	20	28	26
地 位 承 継 届	1	0	2	0	1
廃 止 届	0	3	4	2	4
休 止 届	0	0	0	0	0
環 境 管 理 事 業 所 認 定 申 請	0	0	0	0	0
優良環境管理事業所認定申請	0	0	0	0	0
環境管理・優良環境管理事業所変更届	0	0	0	0	0
化 学 物 質 管 理 状 況 報 告 書	25	11	12	26	8
大型小売店における夜間小売業に係る変更届	0	0	0	0	0
大型小売店における夜間小売業に係る廃止届	0	0	0	0	0
合 計	60	66	47	61	49

特定有害物質使用地に係る届出				
廃止報告書	土地区画形質 変更届	土壌調査 報告書	公害防止 計画書	公害防止計画 完了報告書
0	23	11	4	3

ダイオキシン類管理対象地に係る届出				
廃止報告書	土地区画形質 変更届	土壌調査 報告書	公害防止 計画書	公害防止計画 完了報告書
0	1	1	0	0

その他の届出				
周知計画届	周知計画 完了届	環境汚染原因 調査報告書	環境汚染対策 計画報告書	環境汚染対策 完了報告書
4	4	0	0	0

9. 小田原市豊かな地下水を守る条例

(1) 届出工場等・揚水施設数

種類 \ 年度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
届出工場等数	酒匂川西	23	23	24	24	24
	酒匂川東	24	24	24	24	24
揚水施設数	酒匂川西	56	56	57	57	56
	酒匂川東	62	62	62	62	61

(2) 届出数

種類 \ 年度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
採取届		0	0	1	0	1
変更届	施設等変更	0	0	0	2	0
	氏名等変更	11	11	7	4	10
承継届		0	0	0	0	1
廃止等届	一部廃止	0	0	0	0	0
	全部廃止	0	0	0	0	1
	揚水能力未満	0	0	0	0	0
合 計		11	11	8	6	13

10. 水道法等

(1) 届出数

種類 \ 施設別	専用水道	簡易専用水道	小規模水道	小規模貯水槽水道
設置届	1	1	0	0
変更届	3	8	1	17
承継届	0	0	0	0
廃止届	0	2	1	0
合 計	4	11	2	17
総施設数	20	303	18	271

XI 公 害 苦 情

1. 公害苦情

令和7年度に市へ寄せられた公害苦情件数は49件でした。本市では公害関係法令に基づく発生源への指導を行い、早期解決に努めています。主な苦情原因は次のとおりです。

大 気・・・焼却による煙・粉じん、解体工事による粉じん

水 質・・・河川異状（白濁）

騒 音・・・事業場作業、建設工事、カラオケ

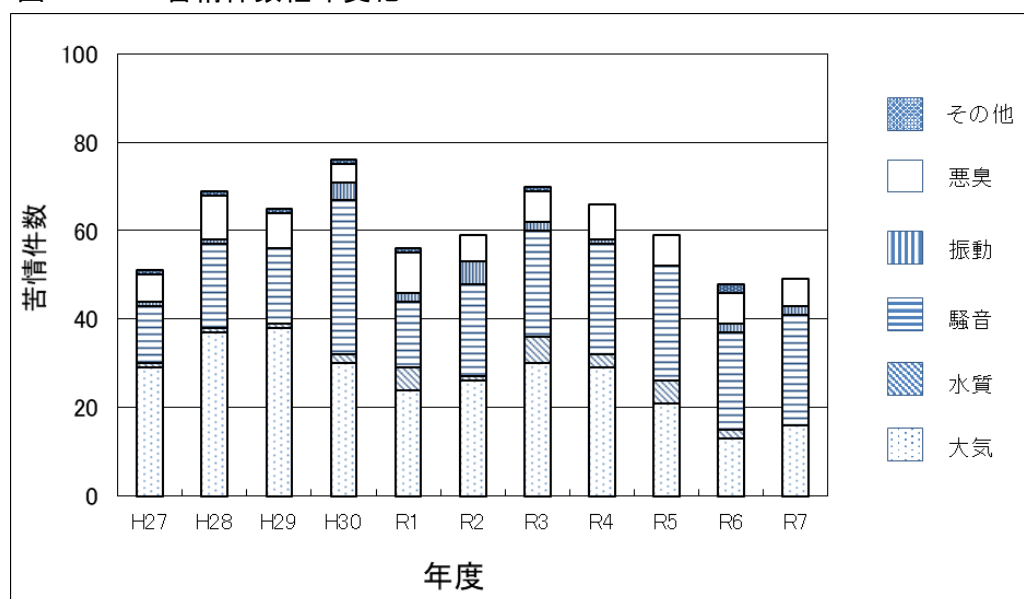
振 動・・・建設工事

悪 臭・・・事業場排水、水路・側溝の臭い

表XI－1 年度別公害苦情件数

年 度	大 気	水 質	騒 音 (カラオケ)	振 動	悪 臭	地 盤 沈 下	土 壌 汚 染	その他	合 計
H 2 7	29	1	13(2)	1	6	0	0	1	51
H 2 8	37	1	19(1)	1	10	0	0	1	69
H 2 9	38	1	17(0)	0	8	0	0	1	65
H 3 0	30	2	35(2)	4	4	0	0	1	76
R 1	24	5	15(2)	2	9	0	0	1	56
R 2	26	1	21(4)	5	6	0	0	0	59
R 3	30	6	24(1)	2	7	0	0	1	70
R 4	29	3	25(6)	1	8	0	0	0	66
R 5	21	5	26(4)	0	7	0	0	0	59
R 6	13	2	22(5)	2	7	1	0	1	48
R 7	16	0	25(4)	2	6	0	0	0	49

図XI－1 苦情件数経年変化



表XI-2 月別公害苦情件数

	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	その他	計	百分率
4 月	1	0	2	1	1	0	5	10.2
5 月	0	0	5	0	0	0	5	10.2
6 月	0	0	2	0	0	0	2	4.1
7 月	1	0	2	0	0	0	3	6.1
8 月	1	0	0	0	1	0	2	4.1
9 月	3	0	1	0	1	0	5	10.2
10 月	1	0	1	0	0	0	2	4.1
11 月	4	0	3	1	0	0	8	16.3
12 月	4	0	0	0	2	0	6	12.2
1 月	1	0	6	0	0	0	7	14.3
2 月	0	0	3	0	1	0	4	8.2
3 月	0	0	0	0	0	0	0	0
計	16	0	25	2	6	0	49	100

表XI-3 都市計画区域別公害苦情件数

用 途 地 域	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	その他	計	百分率
第一種低層住居専用地域	1	0	0	0	0	0	1	2.0
第一種中高層住居専用地域	4	0	5	1	1	0	11	22.4
第一種住居地域	2	0	5	0	1	0	8	16.3
第二種住居地域	1	0	1	0	1	0	3	6.1
準住居地域	0	0	2	0	0	0	2	4.1
近隣商業地域	1	0	5	0	0	0	6	12.2
商業地域	0	0	3	0	2	0	5	10.2
準工業地域	0	0	0	1	1	0	2	4.1
工業地域	0	0	2	0	0	0	2	4.1
工業専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0
市街化調整区域	7	0	2	0	0	0	9	18.5
合 計	16	0	25	2	6	0	49	100

※河川等で被害地域が複数に及ぶ場合は第一発見場所とし、匿名申立の場合は苦情発生源の用途地域とした。

表XI－4 発生源産業分類別公害苦情件数

		大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	その他	計	百分率
農 林 漁 業		0	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業		0	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業		2	0	12	1	1	0	16	32.7
製 造 業	食 品 ・ 飲 料	1	0	0	0	0	0	1	2.0
	繊 維 ・ 衣 服	0	0	0	0	0	0	0	0
	木 材 ・ 家 具	0	0	0	0	0	0	0	0
	パルプ・紙・印刷	0	0	0	0	0	0	0	0
	化 学 ・ 石 油	0	0	1	0	0	0	1	2.0
	窯 業 ・ 土 石	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄 鋼 ・ 金 属	0	0	0	0	1	0	1	2.0
	機 械 器 具	0	0	0	0	1	0	1	2.0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
電気ガス水道熱供給業		0	0	0	0	0	0	0	0
卸・小売・飲食業		0	0	8	0	2	0	10	20.4
運 輸 ・ 通 信 業		0	0	0	1	0	0	1	2.0
サ ー ビ ス 業		1	0	2	0	0	0	3	6.1
公 務 ・ そ の 他		1	0	1	0	0	0	2	4.1
不明もしくは産業分類に 該 当 し な い も の		11	0	1	0	1	0	13	26.5
計		16	0	25	2	6	0	49	100

XII 環境用語説明

公害

環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下及び土壌の汚染によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいいます。これらを総称して典型7公害といいます。

環境基準

環境基本法では「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義しています。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場などを規制するための規制基準とは異なります。

絶滅危惧種

絶滅の恐れのある野生生物の種です。環境省では、レッドデータブック（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの）を編さんし、絶滅危惧Ⅰ類（絶滅の危機に瀕している種）や絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）などに分類しています。コアジサシ（市の鳥）及びメダカ（市の魚）は、絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。

重さの単位

1kg	（1キログラム）	= 1000g	
1g	（1グラム）		
1mg	（1ミリグラム）	= 0.001g	（1000分の1g）
1μg	（1マイクログラム）	= 0.000001g	（100万分の1g）
1ng	（1ナノグラム）	= 0.000000001g	（10億分の1g）
1pg	（1ピコグラム）	= 0.000000000001g	（1兆分の1g）

ppm (parts per million)、ppb (parts per billion)、ppt (parts per trillion)
ごく微量の濃度を表す単位で、100万分の1を1ppm、10億分の1を1ppb、1兆分の1を1ppt
といいます。

例えば、1立方メートルの大気中に1立方センチメートル、もしくは1kgの水に1mgの物質が含まれる場合を1ppmといいます。

1ppm	（1ピーピーエム）	（100万分の1）	
1ppb	（1ピーピービー）	（10億分の1）	= 0.001ppm
1ppt	（1ピーピーティー）	（1兆分の1）	= 0.000001ppm

【大気関係】

アスベスト（石綿：いしわた、せきめん）

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称。アスベストは、耐熱性、耐薬品性、耐磨耗性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等3,000種を超える利用形態があるといわれています。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付けアスベストなどの除去等において所要の措置を行わないとアスベストが飛散して吸入してしまうおそれがあります。

現在問題となっているアスベストは、主に①クリソタイル（白石綿）、②クロシドライト（青石綿）、③アモサイト（茶石綿）の3つです。

硫黄酸化物（ SO_x ）

硫黄と酸素とが化合してできるものをいい、例えば二酸化硫黄（ SO_2 ）、三酸化硫黄（ SO_3 ）など6種類ほどがありますが、そのうちで大気汚染の主な原因となると考えられているものの大部分は二酸化硫黄です。いずれも刺激性が強く、1～10ppm程度で呼吸機能に障害を及ぼし、においを感じ、眼の粘膜に刺激を与えます。

窒素酸化物（ NO_x ）

物の燃焼に伴い、窒素と酸素が反応して生成されます。大気中に存在し、問題視されるのは、主に一酸化窒素（ NO ）と二酸化窒素（ NO_2 ）で、光化学スモッグの原因物質のひとつです。発生源としては、移動発生源である自動車等と、固定発生源である工場、事業場等があります。一酸化窒素は、酸化窒素ともいい、無色で液化しにくく、空気よりやや重い気体です。一酸化窒素が体内に吸収されると、ヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、中枢神経に作用します。二酸化窒素は、大気中に放出された一酸化窒素が酸化されて生成される、赤褐色の気体です。低濃度の二酸化窒素を長時間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ、60ppm～150ppmといった高濃度になると、数時間のうちに鼻やのど、胸が痛み、呼吸が困難になることもあります。

一酸化炭素（ CO ）

炭素、炭化水素などが不完全燃焼すると発生する無色無臭の気体で、人体に極めて有毒です。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、ひどいときは窒息に至ります。発生源は自動車排出ガスが主です。

二酸化炭素（ CO_2 ）

空気中に1万分の3の割合（0.03%）で存在し、天然ガス、鉱泉中にも含まれることが多くあります。工業的には石灰石を強熱して石灰と共に得るか、または石灰を燃やして出るガスを炭酸塩溶液に吸収させて、炭化水素塩を作り、これを熱して純粋のものを得ます。普通の状態では無色無臭の気体です。

浮遊粒子状物質（ SPM : Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊している物質で、その粒径が $10\mu\text{m}$ （1/100mm）以下のものをいい、硫黄酸化物などと混合して呼吸器系を刺激し、気管支炎などの原因になります。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊している物質で、その粒径が $2.5\mu\text{m}$ （ $2.5/1000\text{mm}$ ）以下のものをいい、物の燃焼などによって直接排出されるもの（1次生成）と、環境中の化学反応により生成されるもの（2次生成）があります。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響や、肺がんのリスク上昇の影響が懸念されています。

光化学スモッグ

大気中に共存する窒素酸化物と炭化水素が太陽光（紫外線）の下で反応し、オゾン、PAN（パーオキシアシルナイトレート）等のオキシダント、アルデヒド類などを生成する現象で、発生すると空気中にもやがかかったように見えます。光化学スモッグは、夏季の日ざしが強く風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は眼への刺激やのどの痛みなどの人体影響のほか、植物に葉の変色などの症状を与えるなど、広範囲にわたります。

酸性雨

工場・事業所からのばい煙や自動車排気ガスに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が雨水に取り込まれて生じた酸性度の強い雨をいいます。清浄な雨水は大気中の炭酸ガスが溶け込むことにより酸性の強さがpH5.6程度になるといわれています。これより低いpH値を示す雨水を酸性雨とよんでいます。

オゾン（O₃）

オゾン層は太陽からの紫外線を吸収することによって地表を保護していますが、オゾンは光化学スモッグの原因ともなります。強い酸化力はプールの滅菌などに利用されています。オゾン層とは、地球を取り巻く厚さ約20kmのオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線を吸収します。最近ではフロンガスなどの影響によりオゾン層が減少しています。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されます。

【水質関係】

BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demandの略）

河川の水の中や海水の中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のこと、単位は一般に mg/ℓ で表します。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質（有機物）が多く、水質が汚濁していることを意味します。

75%値

BODの値が環境基準に適合しているかを判断するための代表値です。y 個の測定値を、水質の良いものから順に並べたとき、 $0.75 \times y$ 番目に来る測定値のことを言います。

COD（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demandの略）

海中や河川の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物など汚染源となる物質を過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/ℓ で表したもので、数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示します。

DO（溶存酸素：Dissolved Oxygenの略）

水中に溶けている酸素量のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものです。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多くなり溶存する酸素量は少なくなります。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖する時には過飽和状態となります。

pH（水素イオン濃度）

液体が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値です。pH 7 が中性で、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性となります。

SS（浮遊物質：Suspended Solidsの略）

水中に浮いている粒径 2 mm 以下の不溶性の物質で、川底にたまったり、魚介類に付着したりします。一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を量ることとされており、数値（ mg/ℓ ）が大きいほど水質汚濁の著しいことを示します。

汚濁負荷量

排水量×水質濃度の計算を行うことにより、BOD、CODなどの項目ごとにそれぞれ求められる絶対量（たとえばBOD- $\text{kg}/\text{日}$ ）を言います。

大腸菌数

大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出される、水のふん便汚染の指標として使われる数値です。従前の基準に使用されていた大腸菌群数の測定は、ふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も含まれるため、大腸菌数の方がよりの確にふん便汚染をとらえることができる指標とされています。値が小さいほど、ヒトや動物からの排泄物による汚染が少ないといえます。

重金属

化学的には比重が4以上の金属の総称です。大気汚染物質及び水質汚濁物質として空気中及び水中に含まれる金属は、鉄、銅、亜鉛、ニッケル、マンガン、鉛、カドミウム、水銀などがあります。人体に吸収されると、体内に蓄積され、様々な障害をおこすため、厳しく規制されています。

カドミウム（Cd）

メッキ工場や電気機器工場などで多く使用されます。イタイイタイ病の原因となった物質で、人体に入るとリン酸、カルシウムなど人体に必要な物質をおかして、骨に影響を及ぼします。

シアン

シアン化カリ、シアン化ナトリウム、シアン化金といったシアン化合物として金属の焼き入れ、メッキなどに利用されています。特にシアン化カリは、青酸カリと呼ばれ、猛毒として有名です。

鉛（Pb）

鉛及び鉛化合物は有害物質として古くから知られています。鉛化合物には酸化鉛、塩化亜鉛、有機鉛化合物などがあり、鉛蓄電池や顔料などに利用されます。他の重金属と同じく原形質毒で造血機能を営む骨髄の神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱を起こし強度の中毒では死亡することもあります。金属鉛は常温では蒸発しませんが、粉じんとして吸入し、あるいは、経口的に摂取するおそれがあります。

クロム（Cr）

空気及び湿気に対しては極めて安定で、硬い金属なので、今日では日用品、装飾品をはじめとして広くメッキに使用されています。クロム化合物のうち三価クロムは、毒性はほとんど無視できますが、クロムの毒性が問題になるのは六価クロムの化合物である、クロム酸、重クロム酸の塩です。クロム酸は皮膚、粘膜の腐食性が強く、体内に吸収されたクロムイオンは細胞毒として作用していることが知られており、クロムイオンを含む水の摂取が続けば、肝臓の他、腎臓及び心臓に蓄積することが確かめられています。

ヒ素（As）

ヒ素は、鶏冠石、石黄、硫ヒ鉄鉱などに硫化物として含有しています。ヒ酸鉛、三酸化ヒ素などは、殺虫剤として農薬に用いられます。ヒ素中毒になると、全身発疹、高熱、食欲不振などの症状が起きます。水道水の水質基準値は、0.01mg/ℓ以下と定められています。

水銀（Hg）

常温で唯一の液体の金属です。計器、電極、歯科用アマルガムなど幅広い用途があります。湿った空気中で酸化物になりやすく、有毒で一般粉じん中0.1 mg/ℓが許容限度です。神経系をおかし、手足のふるえを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力、視力の減退をもたらします。

P C B（ポリ塩化ビフェニル：Polychlorinated Biphenylsの略）

P C Bは、不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、その使用範囲は絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インクなど多岐にわたりました。カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在、製造は中止されています。

揮発性有機化合物

トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ベンゼン、トルエン等の、常温で揮発しやすい化合物のことで、脱脂洗浄剤、潤滑剤として機械製造業など多くの業種で使用されてきたほか、ドライクリーニングにおいても使用されてきました。これらの物質は、発ガン性などの人の健康に対する有害性や地下水汚染等の原因物質として問題になっています。

亜鉛（Z n）

亜鉛はセン亜鉛鉱、黒鉱などの硫化鉱や菱亜鉛、その他の鉱物として、地殻中に広く分布しています。微量の亜鉛は生物体中にも広く分布し、その生理作用に大きな影響を及ぼします。亜鉛は金属材料として利用され、各種の合金、メッキの主成分として用いられるばかりでなく、その他の工業原料（例えば塗料、ゴム、合成触媒、医薬材料）としても大量に消費されます。

銅（C u）

銅自身にはほとんど毒性はないか、あるいはごくわずかです。しかし、銅粉末を発生する作業を行うときの最高許容濃度は1 ppmとされ、極めて高濃度の銅粉により気道刺激が起こり、発汗、歯ぐきの着色の起こることが報告されていますが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされています。

ニッケル（N i）

鉄よりも酸化されにくいいため、メッキ、貨幣、装飾具、食器など日常生活に広く用いられていますが、ニッケル製品と常時接触している皮膚は皮膚炎を起こし、金属自身にも発ガン性があるという報告もあります。

マンガン（M n）

地殻中に存在する生物には必須元素の一種ですが、マンガンの製造、粉末マンガン塩類を製造するとき、マンガン鉱（褐色 MnO_2 ）により中毒を起こすことがあり、慢性神経症（マンガン病）になりますが、マンガンによる職業的中毒の例は比較的少ないです。マンガン塩による中毒については不明です。

ノルマルヘキサン抽出物質（n-ヘキサン抽出物質）

ノルマルヘキサン抽出物質とは、主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等を総称していいいます。通常「油分」といわれており、鉱油及び動植物油等の油分の量を表す指標として使用されています。

有機リン（O r - P）

有機リン化合物は、殺虫剤としてパラチオン、マラソン、スミチオン、クロルチオンなどの名で使用されています。リン酸、ピロリン酸のエステル有機殺虫剤は殺虫力が強く、人間にも有毒であり、浸透力が強く、体についたり、吸入したりすると、頭痛が起きたり、手足がしびれたり、ひどいときには死さえ招く場合があります。

塩素イオン（Cl⁻）

内陸部の河川水では生活排水中の特にし尿が発生源となることから、汚染の一つの指標となり、また河川水の組成の推定に役立てることができます。

外因性内分泌^{かくらん}攪乱化学物質（環境ホルモン）

外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）とは、動物の体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を指します。内分泌学を始めとする医学、野生動物に関する科学、環境科学等の研究者・専門家によって、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こしたりするなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされています。これが「外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）問題」と呼ばれているものであり、環境行政上の新しい重要課題の一つです。

浄化槽

台所やお風呂の生活雑排水とトイレの排水とあわせて処理し、公共下水道以外に放流するための設備を、合併処理浄化槽といいます。これは、下水処理場の高級処理並み（BOD除去率90%以上、放流水BOD20mg/ℓ以下）に排水を浄化できます。トイレ排水のみを処理する単独浄化槽もありますが、これは家庭用雑排水を処理しないため、河川等の公共用水域の汚濁要因のひとつとなっていました。そのため、平成13年4月の改正浄化槽法の施行により定義から削除され、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。

【騒音・振動関係】

騒音レベル

騒音計による測定値をいいます。周波数特性によりA特性とC特性とがあります。騒音の大きさとして、聴覚にもっともよく対応するといわれているA特性が用いられ、dB(A)で表されます。

振動レベル

振動加速度レベルに振動感覚の周波数特性に基づく補正を加えたもので、デシベル(dB)で表されます。

デシベル (dB)

騒音や振動の大きさの単位として用います。デシベルは音圧、音の強さ、振動などの物理量を標準的な基準量と対比して人体の感覚に対応するように補正したものです。

等価騒音レベル (Leq)

変動する騒音を統計的に安定に表現でき、人間がどの程度の騒音にどれくらいの時間暴露されたかを評価する量であり、一定時間内の騒音の総エネルギーの時間平均値をレベル表示した値です。平成11年4月より、これまでの中央値(L50)に代わって騒音に係る環境基準の評価手法として採用されました。

中央値(L50)：ある一定時間ごとに瞬間値を読みとりデータを大きい順に並べて50%の値

暗騒音

ある場所において特定の音を対象として考える場合に、対象の音がないときのその場所の騒音を、対象の音に対して暗騒音といいます。

低周波空気振動

人が聞くことのできる音の周波数は普通20～20000Hz（ヘルツ）で、それ以下の音波をいいます。公害では、可聴音域を含む50Hz以下を対象としています。窓ガラスを振動させたり、頭痛、吐き気などの生理的影響も現れます。発生源としては、トンネル、高速道路橋、工場の他、地震、雷などの自然現象もあります。

【その他】

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」ではポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3物質群（単一の物質ではなく、類似した構造をもつ物質の総称）を「ダイオキシン類」と定義しています。種類は二百数十あり、そのうちの29種類が毒性を持っているとみなされています。また物を燃やしたり、塩素を含む有機化合物を製造する過程などで非意図的に生成されてしまう副生成物で、性質は水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい化学物質で常温では安定していますが、高温（800℃以上）ではほとんど分解します。人への影響は2,3,7,8-TCDDには発ガン性があるとされているほかは、催奇形性や生殖毒性、免疫毒性があるかどうかはよく分かっていません。

TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類の毒性は、その種類によって異なるので、最も毒性の高い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性の強さに換算した単位で表します。

令和8年度

小田原かんきょう白書

令和8年10月

編集・発行 小田原市環境部環境保護課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

本書は再生紙を使用しています。